

資 料 2 目 次

第 494 回 福井地方最低賃金審議会 (R4. 7. 29)

番号	【中央最低賃金審議会目安に関する小委員会配付資料】 資 料 名	頁
- 1	第 1 回 目安に関する小委員会配付資料 (R4. 6. 28)	1
	資料No. 1 主要統計資料	2
	Ⅰ 全国統計資料編	7
	Ⅱ 都道府県統計資料編	37
	Ⅲ 業務統計資料編	50
	資料No. 2 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・新しい資本主義実行計画工程表 (関係部分抜粋)	59
	資料No. 3 経済財政運営と改革の基本方針 2022 (関係部分抜粋)	65
	資料No. 4 足下の経済状況等に関する補足資料	71
	参考資料 1 最低賃金に関する調査研究	99
- 2	第 2 回 目安に関する小委員会配付資料 (R4. 7. 12)	123
	資料No. 1 令和 4 年賃金改定状況調査結果	125
	資料No. 2 生活保護と最低賃金	135
	資料No. 3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率	139
	資料No. 4 賃金分布に関する資料	143
	資料No. 5 最新の経済指標の動向	185
	参考資料 委員からの追加要望資料	235
	参考資料 足下の経済状況等に関する補足資料 (更新部分のみ抜粋)	243
	参考資料 主要統計資料 (更新部分のみ抜粋)	249
- 3	第 3 回 目安に関する小委員会配付資料 (R4. 7. 19)	259
	参考資料 委員からの追加要望資料	261
- 4	第 4 回 目安に関する小委員会配付資料 (R4. 7. 25)	267
	資料No. 1 足下の経済状況等に関する補足資料 (更新部分のみ抜粋)	269
	資料No. 2 主要統計資料 (更新部分のみ抜粋)	275

資料 No 2 - 1

第 1 回 目安に関する小委員会配布資料

資料No.1

主要統計資料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移 (暦年・四半期・月)
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率
 . . . 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数
 . . . 2
- 2 有効求人倍率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移 (全国・ランク別、暦年・月)
 . . . 3
 - (2) 年齢別常用求人倍率の推移 (暦年、年齢別)
 . . . 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金 (現金給与総額・定期給与額) 増減率の推移 (規模別 (30人以上・5~29人)、暦年・月)
 . . . 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移 (規模別 (30人以上・5~29人)、暦年・月)
 . . . 6
 - ハ 初任給額、上昇額等の推移 (年度、学歴別)
 . . . 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)
 . . . 8
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5~29人] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)
 . . . 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移 (暦年、規模別 (10人以上・10~99人・5~9人)・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)
 . . . 10
 - ハ 月間労働時間の動き (暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間 (規模別 (30人以上・5~29人)))
 . . . 11
- 4 春季賃上げ妥結状況
 - (1) 春季賃上げ妥結状況 (令和4年) (連合 (規模別、方式別)、経団連 (大手・中小別))
 . . . 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移
 . . . 13
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移 (暦年、賃金の改定額・改定率)
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和3年)
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況 (令和4年) (連合、経団連)
 . . . 14

6	消費者物価指数の対前年上昇率の推移 (全国・ランク別、暦年・月)	・・・15
7	地域別最低賃金額 (時間額)、未満率及び影響率の推移	・・・16
8	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・17
9	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者 (暦年、全国・産業計 (企業規模10人以上・10～99人))	・・・18
	(2) 短時間労働者 (暦年、全国・産業計 (企業規模10人以上・10～99人))	・・・19
	(3) 毎月勤労統計調査 (暦年、全国・産業計事業所規模30人以上)	・・・20
10	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断 (D I) (企業規模別、四半期)	・・・21
	ロ 経常利益増減 (企業規模別、年度)	・・・22
	ハ 売上高経常利益率 (企業規模別、年度)	・・・22
	(2) 法人企業統計による企業収益 (資本金規模別、年度・四半期)	・・・25
	(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I) (産業別、暦年・四半期)	・・・26
11	法人企業統計でみた労働生産性の推移 (年度)	・・・28
II 都道府県統計資料編		
1	各種関連指標 (ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者 (高卒) の所定内給与額)	・・・30
2	有効求人倍率の推移 (ランク別・都道府県別、暦年)	・・・31
3	失業率の推移 (ランク別・都道府県別、暦年・四半期)	・・・32
4	賃金・労働時間の実情と推移	
	(1) 賃金	
	イ 定期給与の推移 [事業所規模30人以上] (ランク別・都道府県別、暦年)	・・・33

・・・34

・・・35

・・・36

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(2) 労働時間

常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移 [調査産業計、事業所規模30人以上]
(ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別 (暦年))

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移 (ランク別・都道府県別、暦年・月)

(2) 消費者物価地域差指数の推移 (ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年)

・・・37

・・・38

6 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)

(2) 雇用保険の被保険者数 (ランク別・都道府県別・暦年)

(3) 就業者数 (ランク別・都道府県別・暦年)

・・・39

・・・40

・・・41

Ⅲ 業務統計資料編

1 地域別最低賃金改定状況

(1) 令和3年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

(ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額 (引上げ額・率)・採決状況等)

・・・42

・・・43

(2) 目安と改定額との関係の推移 (ランク別・都道府県別、年度)

・・・44

(3) 効力発生年月日の推移 (ランク別・都道府県別、年度)

・・・45

(4) 加重平均額と引上げ率の推移 (全国・ランク別、年度)

・・・46

(5) 最高額と最低額及び格差の推移 (最高額・最低額・格差、年度)

・・・47

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移 (ランク別・都道府県別、年度)

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移 (全国計、暦年、法違反の状況等)

・・・48

(2) 業種別法違反の状況 (令和4年1月～3月、全国計)

・・・49

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

資料出所	GDP (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
平成 24 年	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(127年=100)	(%)	(127年=100)	(%)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
25 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	99.6	0.6	96.8	2.1	12,124	△ 4.7	285	△ 17	4.3
26 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	99.2	△ 0.8	98.6	1.9	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
27 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	101.2	2.0	102.8	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
28 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	100.0	△ 1.2	100.0	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
29 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	100.0	0.0	98.5	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
30 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	103.1	3.1	102.3	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
令和元年	5,562,938	0.6	-	5,544,395	0.6	104.2	1.1	103.1	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
2 年	5,584,912	0.4	-	5,531,069	△ 0.2	101.1	△ 3.0	99.9	△ 3.1	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
3 年	5,380,016	△ 3.7	-	5,280,568	△ 4.5	90.6	△ 10.4	87.1	△ 12.8	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
	5,419,404	0.7	-	5,367,708	1.7	95.7	5.6	94.1	8.0	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
令和 2 年 1～3 月	5,530,795	0.5	2.1	5,444,600	0.5	98.0	0.0	94.6	△ 1.0	2,164	12.9	167	1	2.4
4～6 月	5,124,616	△ 7.3	△ 26.3	5,014,374	△ 7.9	81.5	△ 16.8	75.3	△ 20.4	1,837	△ 11.4	196	27	2.8
7～9 月	5,390,650	5.2	22.4	5,279,336	5.3	88.8	9.0	85.1	13.0	2,021	△ 7.4	206	43	3.0
10～12 月	5,464,704	1.4	5.6	5,372,293	1.8	93.9	5.7	92.6	8.8	1,751	△ 20.8	203	48	2.9
3 年 1～3 月	5,427,106	△ 0.7	△ 2.7	5,350,880	△ 0.4	96.3	2.6	95.4	3.0	1,554	△ 28.2	195	28	2.8
4～6 月	5,451,170	0.4	1.8	5,384,878	0.6	96.5	0.2	95.3	△ 0.1	1,490	△ 18.9	210	14	3.0
7～9 月	5,393,833	△ 1.1	△ 4.1	5,341,939	△ 0.8	94.7	△ 1.9	90.5	△ 5.0	1,447	△ 28.4	193	△ 13	2.8
10～12 月	5,411,574	0.3	1.3	5,394,436	1.0	94.9	0.2	94.7	4.6	1,539	△ 12.1	180	△ 23	2.6
4 年 1～3 月	5,419,704	0.2	0.6	5,387,618	△ 0.1	95.7	0.8	93.2	△ 1.6	1,504	△ 3.2	182	△ 13	2.7
令和 4 年 1 月	-	-	-	-	-	94.3	△ 2.4	92.8	△ 3.6	452	△ 4.6	191	4	2.8
2 月	-	-	-	-	-	96.2	2.0	94.2	1.5	459	2.9	188	△ 3	2.7
3 月	-	-	-	-	-	96.5	0.3	92.7	△ 1.6	593	△ 6.5	179	△ 9	2.6
4 月	-	-	-	-	-	95.1	△ 1.5	92.7	0.0	486	1.9	176	△ 3	2.5
5 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	524	11.0	-	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」		東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」				

製造工業稼働率及び完全失業者数の数値は、季節調整値及び前期（月、四半期）比（差）である。

(注) 国民経済計算及び鉱工業生産指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及び前期 (月、四半期) 比 (差) である。

なお、平成24年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数より推計した値である。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

資料出所	求人倍率		消費者物価指数 (特家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計				製造業					
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート 比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート 比率
(倍)	(倍)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	
平成 24 年	1.28	0.80	93.3	0.0	97.7	△ 0.9	97.9	△ 1.0	104.9	△ 1.0	24.10	△ 0.7	105.6	△ 0.8	10.08	
25 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.3	97.9	△ 0.1	104.5	△ 0.6	24.37	△ 0.1	105.0	△ 0.6	10.30	
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.1	98.9	1.1	102.2	△ 2.2	24.50	1.9	103.5	△ 1.5	10.40	
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.0	0.1	101.2	△ 0.9	25.40	0.2	102.7	△ 0.7	11.52	
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	100.1	1.1	102.5	1.3	25.22	0.8	103.5	0.9	11.32	
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.7	0.5	102.4	△ 0.1	25.09	1.3	104.2	0.7	10.78	
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.9	1.2	102.4	0.0	25.09	1.5	104.4	0.3	10.16	
令和 元 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.7	△ 0.2	101.7	△ 0.8	25.59	0.2	104.1	△ 0.4	10.27	
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.7	100.0	△ 1.7	25.28	△ 4.0	100.0	△ 3.9	10.63	
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.5	4.5	100.9	1.0	101.2	1.2	25.05	2.2	102.5	2.5	10.55	
3 年 1～3 月	1.96	1.09	99.8	0.3	101.0	1.4	101.1	1.4	101.4	1.0	25.23	2.6	103.1	2.2	10.85	
4～6 月	2.05	1.11	99.2	△ 0.6	103.4	2.4	101.3	0.2	102.0	0.6	24.69	0.1	103.6	0.5	10.39	
7～9 月	2.03	1.15	99.8	0.6	105.6	2.1	101.2	△ 0.1	101.5	△ 0.5	25.02	△ 0.4	102.8	△ 0.8	10.54	
10～12 月	2.10	1.17	100.0	0.3	108.0	2.3	100.5	△ 0.7	100.6	△ 0.9	25.24	△ 0.7	101.8	△ 1.0	10.40	
4 年 1～3 月	2.18	1.21	100.8	0.8	110.3	2.1	103.7	3.2	102.9	2.3	24.35	1.4	102.4	0.6	10.70	
令和 4 年 1 月	2.16	1.20	100.4	0.3	109.3	0.8	102.7	3.2	102.5	3.1	24.52	3.3	103.2	3.4	10.66	
2 月	2.21	1.21	100.8	0.4	110.3	0.9	103.7	1.0	102.9	0.4	24.34	△ 0.1	102.4	△ 0.8	10.82	
3 月	2.16	1.22	101.3	0.5	111.3	0.9	104.8	1.1	103.3	0.4	24.20	△ 0.1	101.7	△ 0.7	10.62	
4 月	2.19	1.23	101.8	0.5	112.8	1.3	104.6	△ 0.2	102.6	△ 0.7	24.22	1.9	103.2	1.5	10.75	
5 月			102.1	0.3	112.8	0.0										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									
(注) 1 職業安定業務統計、賃金指数の四半期別・月別の数値及び消費者物価指数の月別の数値は季節調整済数値である。																

(注) 1 職業安定業務統計、賃金指数の四半期別・月別の数値及び消費者物価指数の月別の数値は再集計された公表値、平成24年以降は時系列比較のための推計値である。
 2 そのほかの数値は原数値である。
 3 毎月勤労統計調査は、事業所規模30人以上の結果であり、平成24年以降は再集計された公表値、平成23年以前は時系列比較のための推計値である。
 4 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 5 国内企業物価指数の令和4年5月分の数値は速報値であり、同指数令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均した。

2 有効求人倍率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

区分	年	令和4年													
		平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	1月	2月	3月	4月
全国		0.80	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.20	1.21	1.22	1.23
	Aランク	0.84	1.00	1.19	1.28	1.44	1.52	1.62	1.60	1.13	1.01	1.04	1.06	1.09	1.13
	Bランク	0.78	0.87	1.05	1.17	1.32	1.51	1.63	1.60	1.15	1.17	1.25	1.27	1.28	1.31
	Cランク	0.89	1.00	1.16	1.25	1.42	1.57	1.68	1.69	1.29	1.29	1.38	1.39	1.39	1.40
	Dランク	0.73	0.85	0.97	1.08	1.23	1.38	1.47	1.45	1.16	1.22	1.31	1.33	1.33	1.34

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人倍率は、求人票を受理したハローワークの所在地で集計した受理地別の数値である。

2 各ランクにおける数値は、都道府県ごとの数値の単純平均である。

3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 各ランクは、各年における適用ランクである。

5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 年齢別常用求人倍率の推移

(単位：倍)

区分	年齢計	19歳 以下	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
平成22年	0.48	2.63	0.54	0.39	0.40	0.38	0.42	0.44	0.48	0.40	0.34	1.05
23年	0.59	3.32	0.70	0.50	0.51	0.46	0.47	0.53	0.59	0.53	0.38	1.15
24年	0.72	4.56	0.90	0.61	0.63	0.57	0.56	0.65	0.72	0.70	0.47	1.11
25年	0.83	5.29	1.04	0.71	0.73	0.67	0.63	0.72	0.82	0.83	0.58	1.07
26年	0.97	6.29	1.23	0.84	0.87	0.82	0.74	0.84	0.96	1.00	0.71	1.05
27年	1.08	7.12	1.38	0.95	0.98	0.93	0.83	0.91	1.03	1.11	0.79	1.04
28年	1.22	8.03	1.60	1.11	1.14	1.10	0.95	0.98	1.15	1.23	0.89	1.07
29年	1.35	8.76	1.81	1.27	1.30	1.27	1.10	1.06	1.25	1.34	0.97	1.06
30年	1.45	9.58	2.02	1.44	1.47	1.43	1.25	1.14	1.31	1.41	1.02	0.96
令和元年	1.45	9.83	2.06	1.47	1.52	1.49	1.32	1.15	1.28	1.39	0.98	0.86

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 新規卒者、臨時・季節労働者を除き、常用的パートタイムを含んでいる。

2 令和2年4月以降、年齢別常用求人倍率が公表されなくなったため、令和元年までの数値を掲載している。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：％)

区分	年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年			
									1月	2月	3月	4月
現金給与総額	30人以上	0.1	1.1	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	1.8	2.5	3.4	2.6
	500人以上	△ 0.2	0.5	0.0	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	1.2	2.1	2.7	1.6
	100～499人	0.1	0.9	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	2.3	2.9	4.7	3.6
	30～99人	△ 0.2	1.4	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.2	3.1	3.6	3.4
	5～29人	1.0	0.3	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.3	△ 1.0
定期給与額	30人以上	0.5 (0.6)	0.6 (0.6)	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.0 (1.8)	2.3 (1.9)	2.2 (1.9)	2.5 (2.2)
	500人以上	0.0 (△ 0.1)	0.5 (0.6)	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.6 (1.2)	1.7 (1.3)	1.7 (1.4)	1.3 (1.1)
	100～499人	0.4 (0.7)	0.3 (0.3)	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	2.6 (2.0)	3.0 (2.4)	3.1 (2.5)	3.5 (2.8)
	30～99人	0.5 (0.3)	0.6 (0.7)	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	2.9 (2.8)	3.2 (3.1)	3.0 (2.9)	3.5 (3.3)
	5～29人	0.4 (0.2)	0.1 (0.2)	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.7 (△ 0.7)	△ 1.0 (△ 1.1)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

3 () 内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：％)

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年			
											1月	2月	3月	4月
パートタイム労働者比率	30人以上	24.37	24.50	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.52	24.34	24.20	24.22
	500人以上	16.30	16.67	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	15.23	15.19	14.32	14.86
	100～499人	23.29	23.72	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.80	23.33	22.78	23.08
	30～99人	29.12	29.19	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.09	30.10	30.69	30.24
	5～29人	36.47	36.91	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	40.65	40.78	40.82	40.56

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、％）

区分 年度	高校卒					高専卒 (技術)	短大卒 (事務)	大学卒 (事務・技術)			大学院 (修士) 卒
	(事務・技術)		(現業)					一律	基幹職	補助職	
	一律	差あり	基幹職	補助職							
平成24年度	162,047 140 (0.1)	165,323 161 (0.1)	157,745 91 (0.1)	163,789 72 (0.0)	181,656 91 (0.1)	173,003 125 (0.1)	204,095 207 (0.1)	205,374 232 (0.1)	181,773 30 (0.0)	220,576 176 (0.1)	
25年度	162,195 141 (0.1)	166,122 187 (0.1)	158,603 125 (0.1)	163,781 38 (0.0)	182,112 153 (0.1)	173,599 223 (0.1)	204,149 132 (0.1)	205,698 461 (0.2)	182,228 175 (0.1)	219,981 161 (0.1)	
26年度	162,381 702 (0.4)	167,202 569 (0.3)	159,446 544 (0.3)	163,990 736 (0.5)	182,401 842 (0.5)	174,179 655 (0.4)	204,863 806 (0.4)	206,322 601 (0.3)	183,060 464 (0.3)	220,724 787 (0.4)	
27年度	163,737 1,239 (0.8)	167,472 904 (0.5)	159,382 706 (0.4)	165,054 1,151 (0.7)	184,173 1,579 (0.9)	175,591 1,342 (0.8)	205,914 1,574 (0.8)	207,854 1,933 (0.9)	184,169 1,318 (0.7)	222,083 1,875 (0.9)	
28年度	164,828 824 (0.5)	167,370 582 (0.3)	159,246 616 (0.4)	166,617 748 (0.5)	185,186 995 (0.5)	176,197 767 (0.4)	207,163 880 (0.4)	209,785 1,263 (0.6)	184,691 631 (0.3)	223,684 1,153 (0.5)	
29年度	165,977 1,093 (0.7)	167,090 565 (0.3)	159,497 532 (0.3)	167,568 834 (0.5)	186,402 966 (0.5)	177,546 851 (0.5)	208,235 1,109 (0.5)	211,051 1,132 (0.5)	186,004 745 (0.4)	224,212 930 (0.4)	
30年度	168,286 1,361 (0.8)	170,104 2,618 (1.6)	161,889 2,385 (1.5)	168,085 1,386 (0.8)	187,652 1,660 (0.9)	179,334 1,493 (0.8)	208,929 1,637 (0.8)	213,500 2,171 (1.0)	188,362 1,511 (0.8)	225,362 1,707 (0.8)	
令和元年度	168,696 1,670 (1.0)	170,298 1,737 (1.0)	161,058 1,641 (1.0)	170,066 1,613 (1.0)	187,941 1,490 (0.8)	180,431 1,642 (0.9)	209,173 1,544 (0.7)	214,378 1,251 (0.6)	188,111 1,041 (0.6)	225,732 1,569 (0.7)	
2年度	170,663 1,681 (1.0)	174,719 1,098 (0.8)	163,383 1,160 (0.7)	171,892 1,443 (0.8)	190,068 1,597 (0.8)	182,648 1,202 (0.7)	209,561 1,408 (0.7)	214,974 1,608 (0.8)	189,037 1,231 (0.7)	225,729 1,498 (0.7)	
3年度	171,550 634 (0.4)	173,527 781 (0.5)	162,731 603 (0.4)	171,894 505 (0.3)	190,262 867 (0.5)	183,068 797 (0.4)	210,092 727 (0.3)	215,665 904 (0.4)	189,113 544 (0.3)	226,262 778 (0.3)	
4年度	175,234 2,676 (1.6)	177,447 3,011 (1.7)	167,371 3,067 (1.9)	175,285 1,959 (1.1)	193,976 2,119 (1.1)	187,044 1,940 (1.0)	216,637 2,574 (1.2)	221,270 1,868 (0.9)	195,904 1,485 (0.8)	234,239 2,139 (0.9)	

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

(注) 1 集計(回答)企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。

このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。

2 調査対象は、東証プライム上場企業（令和3年度までは全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業）である。

3 令和4年度は速報値である。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

年・期	指数 (令和2年=100)					実数 (参考)		
	所定内給与 ①	所定内労働時間 ②		時間当たり 所定内給与 ①/②	前年比	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③/④
	前年比	②	前年比					
平成26年	97.5	104.8	△ 0.5	93.0	(%)	(円)	(時間)	(円)
27年	98.0	104.8	△ 0.1	93.5	0.5	268,881	136.3	1,973
28年	98.6	104.8	0.0	94.1	0.7	265,540	135.8	1,955
29年	99.2	104.7	△ 0.1	94.7	0.6	267,210	135.8	1,968
30年	99.9	104.1	△ 0.6	96.0	0.7	268,736	135.7	1,980
令和元年	99.9	101.9	△ 2.1	98.0	1.3	270,694	134.9	2,007
2年	100.0	100.0	△ 1.7	100.0	2.2	270,847	132.0	2,052
3年	100.8	100.9	0.8	99.9	1.8	271,025	129.6	2,091
2年1～3月	99.4	98.7	△ 0.4	100.7	0.0	273,186	130.8	2,089
4～6月	100.1	98.7	△ 4.0	101.4	0.8	269,293	127.9	2,105
7～9月	100.1	100.1	△ 2.1	100.0	3.8	271,250	127.9	2,121
10～12月	100.4	102.6	△ 0.6	97.9	2.1	271,292	129.7	2,092
3年1～3月	100.1	98.1	△ 0.6	102.0	0.6	272,270	133.0	2,047
4～6月	101.1	102.6	3.9	98.5	1.3	271,181	127.2	2,132
7～9月	100.8	100.3	0.1	100.5	△ 2.8	274,127	132.9	2,063
10～12月	101.2	102.6	0.0	98.6	0.6	273,185	130.0	2,101
4年1～3月	101.9	98.2	0.1	103.8	0.8	274,251	133.0	2,062
資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」					1.7	276,252	127.2	2,172

(注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

年・期	指数 (令和2年=100)					実数 (参考)		
	所定内給与 ①	所定内労働時間 ②		時間当たり 所定内給与 ①/②	前年比	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③/④
	前年比	②	前年比					
平成26年	98.7	108.5	△ 0.4	91.0	0.3	206,720	131.1	1,577
27年	98.9	107.8	0.2	91.7	0.8	207,165	130.3	1,590
28年	99.1	106.6	0.2	93.0	1.2	207,447	128.9	1,609
29年	99.8	106.0	0.7	94.2	1.3	208,956	128.2	1,630
30年	99.3	104.6	△ 0.5	94.9	0.8	207,902	126.4	1,645
令和元年	99.2	102.1	△ 0.1	97.2	2.3	207,780	123.5	1,682
2年	100.0	100.0	0.8	100.0	2.8	209,379	120.9	1,732
3年	100.0	99.8	0.0	100.2	0.2	209,351	120.6	1,736
2年1～3月	98.9	99.0	1.2	99.9	1.5	207,151	119.7	1,731
4～6月	100.2	98.4	0.9	101.8	5.2	209,852	118.9	1,765
7～9月	100.2	100.3	0.4	99.9	2.5	209,834	121.3	1,730
10～12月	100.6	102.3	0.6	98.3	1.8	210,663	123.7	1,703
3年1～3月	99.4	97.1	0.5	102.4	2.5	208,120	117.4	1,773
4～6月	100.7	101.3	0.5	99.4	△ 2.3	210,778	122.4	1,722
7～9月	99.8	99.0	△ 0.4	100.8	0.9	209,064	119.7	1,747
10～12月	100.0	101.7	△ 0.6	98.3	0.0	209,441	122.9	1,704
4年1～3月	98.5	95.6	△ 0.9	103.0	0.6	206,276	115.6	1,784

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。

3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与については、労働基準局賃金課にて算出。

□ 一般労働者の賃金・労働時間の推移

年	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与 ①	所定内 実労働時間 ②	時間当たり 所定内給与 ①/②	前年比	所定内給与 ③	所定内 実労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③/④	前年比	所定内給与 ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑤/⑥	前年比
平成24年	(千円) 297.7	(時間) 165	(円) 1,804	(%) 0.9	(千円) 258.2	(時間) 172	(円) 1,501	(%) 0.3	(千円) 255.5	(時間) 174	(円) 1,468	(%) 0.6
25年	295.7	163	1,814	0.5	261.5	170	1,538	2.5	259.9	172	1,511	2.9
26年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
27年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
28年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
29年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
30年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
令和元年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
2年	307.7	165	1,865	-	278.0	170	1,635	-	282.0	171	1,649	-
3年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者（平成16年以前はパートタイム労働者）とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

5 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間						所定外労働時間							
	30人以上			5～29人			30人以上				5～29人			
年・期	調査産業計			調査産業計			製造業				調査産業計			
							(時間)		(%)	前年比	(時間)		(%)	前年比
	(時間)	(%)	前年比	(時間)	(%)	前年比	(時間)	(%)	前年比	(時間)	(時間)	(%)	(%)	前年比
平成26年	136.3	△ 0.5		131.1	△ 0.7		12.8	3.9		17.5	6.9	8.5	6.5	11.2 5.4
27年	135.8	△ 0.1		130.3	△ 0.6		12.9	△ 1.0		17.6	△ 0.4	8.4	△ 2.3	11.4 1.9
28年	135.8	0.0		128.9	△ 1.0		12.7	△ 1.7		17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6 △ 6.8
29年	135.7	△ 0.1		128.2	△ 0.6		12.7	△ 0.1		17.9	2.4	8.7	4.7	11.2 5.4
30年	134.9	△ 0.6		126.4	△ 1.3		12.5	△ 1.1		18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5 2.5
令和元年	132.0	△ 2.1		123.5	△ 2.4		12.4	△ 1.0		16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0 △ 12.5
2年	129.6	△ 1.7		120.9	△ 2.0		10.8	△ 13.1		13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6 △ 24.5
3年	130.8	0.8		120.6	△ 0.2		11.6	7.4		15.3	14.7	7.1	1.7	8.5 11.7
令和4年1月	125.1	0.7		112.8	0.0		11.8	7.1		15.5	9.0	6.8	1.5	8.1 13.8
2月	124.7	0.3		115.0	△ 2.4		11.9	7.0		16.6	10.6	7.0	1.4	9.7 16.4
3月	131.9	△ 0.9		119.0	△ 2.2		12.6	4.9		16.8	6.9	7.6	1.4	10.0 20.1
4月	136.1	△ 1.6		123.7	△ 2.4		12.9	6.4		16.7	6.2	7.7	2.7	9.5 12.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 両集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

母集団にこれに十パーセントの労働者を含んでいる。パータイム労働者であり、田舎者である。

2 常用労働者であり、入会したばかりの方には、入会後1年間は、
3 各年（月）の前年比の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況 (令和4年)

連合 第6回 回答集計結果(令和4年6月3日)				
	平均賃上げ方式 (加重平均)		個別賃金方式 (組合数による単純平均)	
			35歳	30歳
1,000人以上	304組合 1,480,050人 6,637円 (6,044円) 2.18% (2.02%)	30組合 99,310人 2,308円 (2,607円) 0.67% (0.76%)	29組合 121,026人 1,147円 (370円) 0.40% (0.13%)	
300～999人	510組合 279,553人 6,063円 (5,539円) 2.24% (2.06%)	53組合 30,249人 3,002円 (1,523円) 1.02% (0.53%)	42組合 22,626人 1,666円 (802円) 0.67% (0.33%)	
100～299人	692組合 127,317人 5,847円 (5,300円) 2.27% (2.05%)	69組合 12,237人 2,197円 (768円) 0.82% (0.29%)	70組合 12,078人 2,067円 (521円) 0.85% (0.22%)	
～99人	567組合 28,260人 5,446円 (4,797円) 2.22% (1.99%)	83組合 3,971人 1,629円 (883円) 0.63% (0.36%)	91組合 4,328人 1,454円 (739円) 0.62% (0.32%)	
規模計	2,073組合 1,915,160人 6,477円 (5,830円) 2.20% (2.03%)	235組合 145,767人 2,192円 (1,189円) 0.78% (0.44%)	232組合 160,058人 1,639円 (642円) 0.66% (0.27%)	

(注) 1 ()内の数値は、令和3年6月4日付 第6回集計結果。

2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。

3 個別賃金方式は「純べア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純べア」方式の数値である。

4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第6回 回答集計結果(令和4年6月3日)				
	単純平均		加重平均	
時給	287組合 712,106人	賃上げ額 22.15円 (18.45円)	平均時給 1,064.19円 (1,035.00円)	23.75円 (21.24円)
月給	102組合 27,732人	賃上げ額 3,737円 (3,991円)	賃上げ率 1.76% (1.86%)	1,048.50円 (1,044.36円) 3,989円 (4,218円) 1.85% (1.94%)

(注) 1 ()内の数値は、令和3年6月4日付 第6回回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和4年5月20日)	
	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要21業種 大手252社	89社 7,430円 (6,040円) 2.27% (1.82%)

(注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。

2 158社(62.7%)の回答を把握したが、このうち77社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 ()内の数値は、令和3年5月28日付第1回集計結果。

経団連(中小企業)第1回集計(令和4年6月10日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	249社 5,219円 (4,444円) 1.97% (1.72%)

(注) 1 従業員数500人未満の企業を対象。

2 252社(33.4%)から回答を把握したが、このうち3社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 了承、妥結を含む。

4 ()の数値は、令和3年6月11日付第1回集計結果。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 24 年	4,036	3,344	1.4	1.2
25 年	4,375	3,911	1.5	1.5
26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2 年	4,940	4,250	1.7	1.6
3 年	4,694	4,087	1.6	1.5

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの

1人平均所定内賃金の改定額、改定率である。

2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和3年)

(単位: %)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(87.9)	(1.1)	(11.0)
企業業績	46.8	67.4	34.0
世間相場	3.2	-	0.5
雇用の維持	8.8	12.9	5.4
労働力の確保・定着	8.5	-	1.9
物価の動向	0.1	-	-
労使関係の安定	2.0	4.9	2.2
親会社又は関連 (グループ) 会社の改定の動向	4.9	-	-
前年度の改定の実績	3.6	1.2	1.6
その他	4.5	4.1	0.6
重視した要素はない	17.0	5.4	49.7
不明	0.7	4.2	4.2

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 () 内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

2 表中の — は当該集計値がないものを示す。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和4年6月3日)

一時金		2022年回答			2021年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数		2.39ヶ月	0.13ヶ月		2.26ヶ月
		1,844組合	1,558,435人		1,691組合	1,159,439人
	回答額		726,362円	20,736円		705,626円
		1,303組合	842,816人		1,060組合	761,120人
年 間	回答月数		4.88ヶ月	0.25ヶ月		4.63ヶ月
		1,806組合	1,698,233人		1,739組合	1,696,663人
	回答額		1,578,784円	8,527円		1,570,257円
		1,055組合	964,564人		933組合	1,017,196人

注 1 △はマイナスを表す。以下同。

注 1 △はマイナスを表す。以下同じ。

2 数値は組合員一人当たりの加重平均。

3 2021年回答の数値は2021年6月4日付 第6回集計結果

経団連第1回集計(令和4年6月21日)

	2022年夏季			2021年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	105社	929,259円	13.81%	104社	841,150円	△ 7.28%
製造業平均	93社	930,475円	15.11%	99社	842,115円	△ 6.52%
非製造業平均	12社	922,512円	6.99%	5社	832,485円	△ 13.46%

注 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手253社。

2 20業種164社(64.8%)の妥結を把握しているが、うち59社は平均額不明などのため集計より除外。

3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

(单位:%)

区分	年	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年				
												1月	2月	3月	4月	5月
全 国		0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	0.6	1.1	1.5	3.0	2.9
	Aランク	△ 0.1	0.4	3.1	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	0.4	1.0	1.3	3.0	2.9
	Bランク	0.0	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	0.0	△ 0.4	0.5	1.0	1.4	2.8	2.7
	Cランク	△ 0.1	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.2	0.4	0.8	1.2	2.7	2.7
Dランク		0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	0.3	0.7	1.1	2.9	2.8

資料出所 総務省「消費者物価指数」

「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総口」を用いた。その対前年上昇率を算出したものである。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地において

3 各リンクは、各年における適用リンクである。

7 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
地域別 最低賃金 (円)	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930
未満率 (%)	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7
影響率 (%)	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

8 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

(単位：％)

	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
未満率	1.8	2.0	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	-	-
影響率	2.8	3.6	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	-	-

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。
 2 「影響率」とは、最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。
 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
 5 賃金構造基本統計調査では、令和2年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

令和2年に変更された集計方法に基づく特別集計値

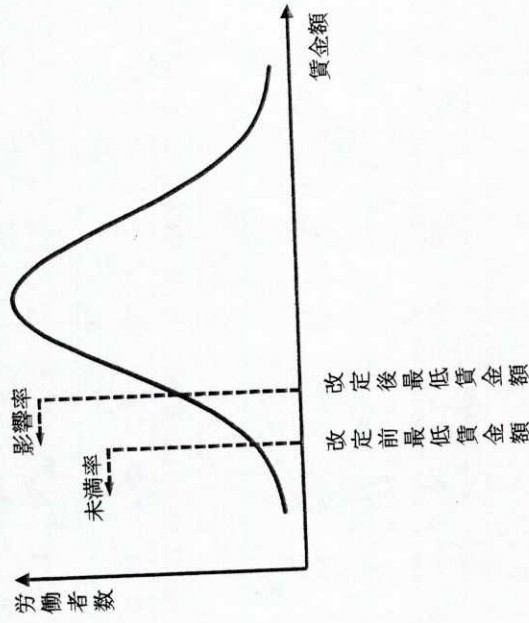
(単位：％)

	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
未満率	1.7	1.9	1.8	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9
影響率	2.7	3.5	3.4	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
 2 平成24年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和2年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

（1）一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

項目 年	一般労働者（男女計）									
	産業計・企業規模10人以上					産業計・企業規模10～99人				
	地域別最低賃金 （全国加重平均額）	時間額 ①	所定内給与 （月額） ②	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④＝②／③	時間額比 ①／④	所定内給与 （月額） ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦＝⑤／⑥	時間額比 ①／⑦
見直し前の集計方法	(円)	749	297.7	165	1,804	41.5	258.2	172	1,501	49.9
		764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7
		780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
		798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
		823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
		848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
		874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
		901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
		749	296.9	165	1,799	41.6	259.6	172	1,509	49.6
		764	294.8	164	1,798	42.5	262.8	170	1,546	49.4
見直し後の集計方法	(円)	780	300.0	164	1,829	42.6	265.5	171	1,553	50.2
		798	303.5	165	1,839	43.4	267.1	172	1,553	51.4
		823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4
		848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4
		874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2
		901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
		902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
		930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2
		749	296.9	165	1,799	41.6	259.6	172	1,509	49.6
		764	294.8	164	1,798	42.5	262.8	170	1,546	49.4

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

（注）1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成24年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で適及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年・全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

項目	短時間労働者									
	地域別最低賃金 (全国加重平均額)		産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
	時間額 ①	(円)	所定内給与 (時間額) (男女計) ②	(円)	時間額比 ①/②	(%)	所定内給与 (時間額) (女性) ③	(円)	時間額比 ①/③	(%)
年										
見直し前の集計方法	平成24年	749	1,026	73.0	74.8	1,001	1,038	72.2	74.8	74.8
	25年	764	1,030	74.2	75.9	1,007	1,029	74.2	76.6	76.6
	26年	780	1,041	74.9	77.1	1,012	1,044	74.7	77.9	77.9
	27年	798	1,059	75.4	77.3	1,032	1,069	74.6	77.3	77.3
	28年	823	1,075	76.6	78.1	1,054	1,068	77.1	79.4	79.4
	29年	848	1,096	77.4	79.0	1,074	1,089	77.9	80.4	80.4
	30年	874	1,128	77.5	79.1	1,105	1,117	78.2	80.8	80.8
	令和元年	901	1,148	78.5	79.9	1,127	1,147	78.6	80.8	80.8
	平成24年	749	1,171	64.0	70.7	1,059	1,119	66.9	72.6	72.6
	25年	764	1,157	66.0	72.1	1,059	1,122	68.1	73.5	73.5
見直し後の集計方法	26年	780	1,188	65.7	72.6	1,074	1,155	67.5	74.1	74.1
	27年	798	1,200	66.5	73.3	1,089	1,154	69.2	74.6	74.6
	28年	823	1,238	66.5	73.7	1,116	1,180	69.7	75.8	75.8
	29年	848	1,235	68.7	75.0	1,130	1,172	72.4	77.7	77.7
	30年	874	1,280	68.3	74.6	1,171	1,234	70.8	77.2	77.2
	令和元年	901	1,304	69.1	76.1	1,184	1,256	71.7	78.1	78.1
	2年	902	1,412	63.9	68.3	1,321	1,378	65.5	69.1	69.1
	3年	930	1,384	67.2	72.1	1,290	1,366	68.1	73.0	73.0

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成24年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

① 復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。
② 短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外していたが、見直し後はこれらの者を除外せず集計範囲に含める。

(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模30人以上）

項目	厚生労働省「毎月勤労統計調査」							
	産業計・事業所規模30人以上							
	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	時間額	所定内給与 (月額)	月間出勤日数	所定内 労働時間	一日当たり 所定内給与	時間当たり 所定内給与	時間額比
年	①	②	③	④	②/③	⑤=②/④	①/⑤	
平成26年	(円) 780	(円) 268,881	(日) 18.9	(時間) 136.3	(円) 14,227	(円) 1,973	(%) 39.5	
27年	798	265,540	18.8	135.8	14,124	1,955	40.8	
28年	823	267,210	18.8	135.8	14,213	1,968	41.8	
29年	848	268,736	18.7	135.7	14,371	1,980	42.8	
30年	874	270,694	18.6	134.9	14,553	2,007	43.6	
令和元年	901	270,847	18.2	132.0	14,882	2,052	43.9	
2年	902	271,025	17.9	129.6	15,141	2,091	43.1	
3年	930	273,186	18.0	130.8	15,177	2,089	44.5	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

3 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

10 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

		平成31年			令和元年			令和2年			令和3年			令和4年3月	
		3月			6月			3月			6月			最近	先行き
		7	3	12月	3	7	12月	3月	6月	9月	3月	6月	9月	12月	
規模計	製造業	15	14	11	1	5	0	8	-34	-27	5	14	18	18	9
	非製造業	12	7	0	-8	21	20	8	-17	-12	-1	1	2	9	7
大企業	製造業	21	23	18	0	14	14	0	-27	-23	-11	-8	-6	1	1
	非製造業	7	5	2	-8	1	1	-8	-36	-34	-17	-2	5	6	3
中堅企業	製造業	18	18	14	0	18	14	0	-27	-23	-11	-8	-6	1	-3
	非製造業	6	-1	-4	-15	-9	-9	-15	-45	-44	-27	-7	-3	-1	-5
中小企業	製造業	12	10	7	-1	10	7	-1	-26	-22	-12	-9	-10	-4	-10
	非製造業														

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和4年3月調査の時点で、約9,400社である。

資本金	10億円以上
大企業	10億円以上10億円未満
中堅企業	2千万円以上1億円未満
中小企業	

2 業況判断 (DI)

(1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。

(2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス (Diffusion Index) を算出する。

DI = (第1選択肢の回答者数構成百分比) - (第3選択肢の回答者数構成百分比)

□ 経常利益増減

(前年度比・%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (計画)	令和4年度 (計画)
規模計				
製造業	-15.9	-3.8	39.7	-2.8
非製造業	-5.1	-30.4	25.3	1.0
大企業				
製造業	-17.5	-1.4	42.0	-2.9
非製造業	-7.8	-37.9	34.1	0.5
中堅企業				
製造業	-3.1	-11.5	28.1	-0.6
非製造業	-2.8	-23.9	21.9	3.7
中小企業				
製造業	-18.1	-10.2	37.1	-4.9
非製造業	0.7	-16.1	10.3	0.0

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (計画)	令和4年度 (計画)
規模計				
製造業	6.14	6.39	8.16	7.71
非製造業	4.78	3.61	4.47	4.45
大企業				
製造業	7.00	7.48	9.70	9.21
非製造業	6.18	4.22	5.93	5.90
中堅企業				
製造業	5.22	4.93	5.79	5.46
非製造業	3.70	3.03	3.34	3.36
中小企業				
製造業	3.80	3.70	4.64	4.30
非製造業	3.53	3.18	3.38	3.34

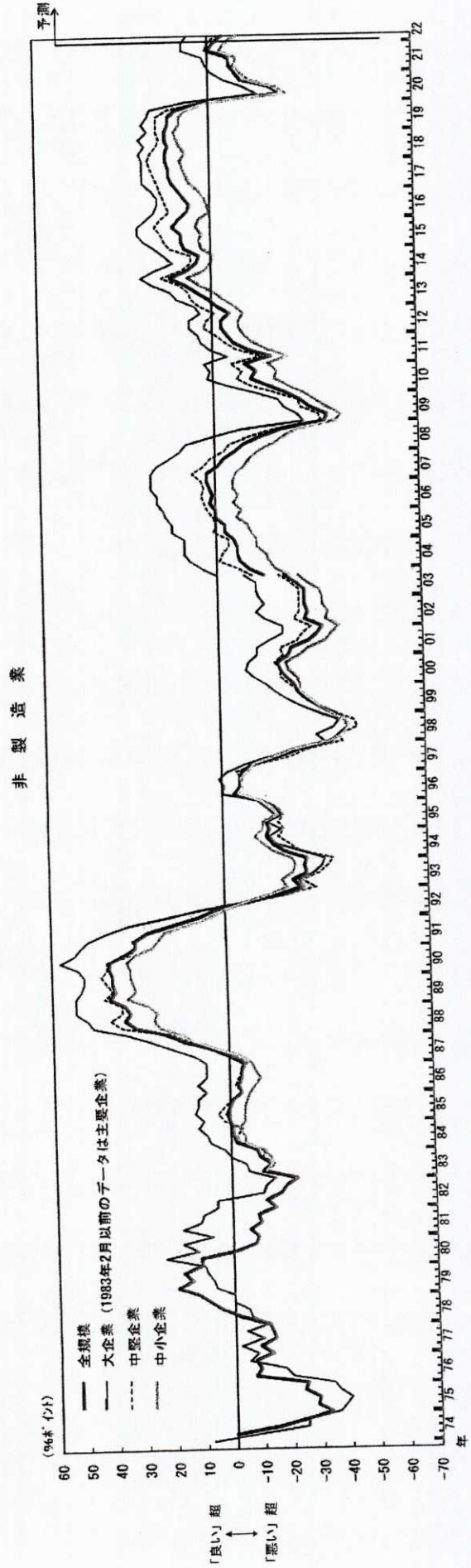
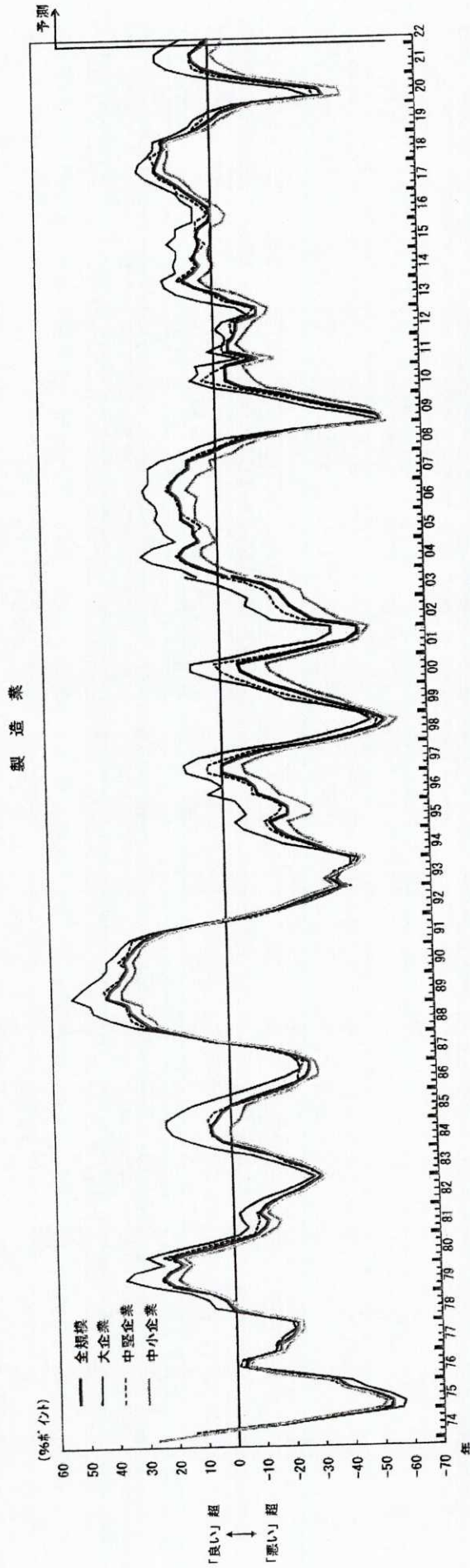
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

▽業況判断の推移

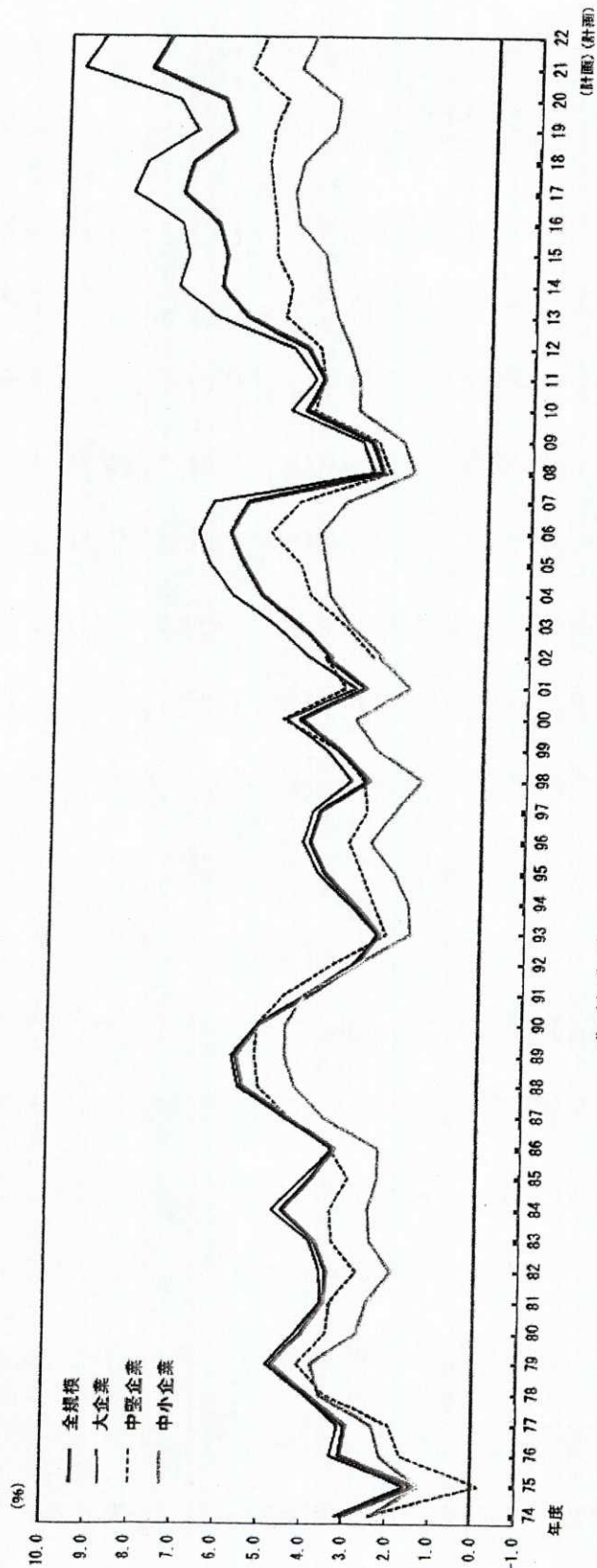


資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2022年3月調査）

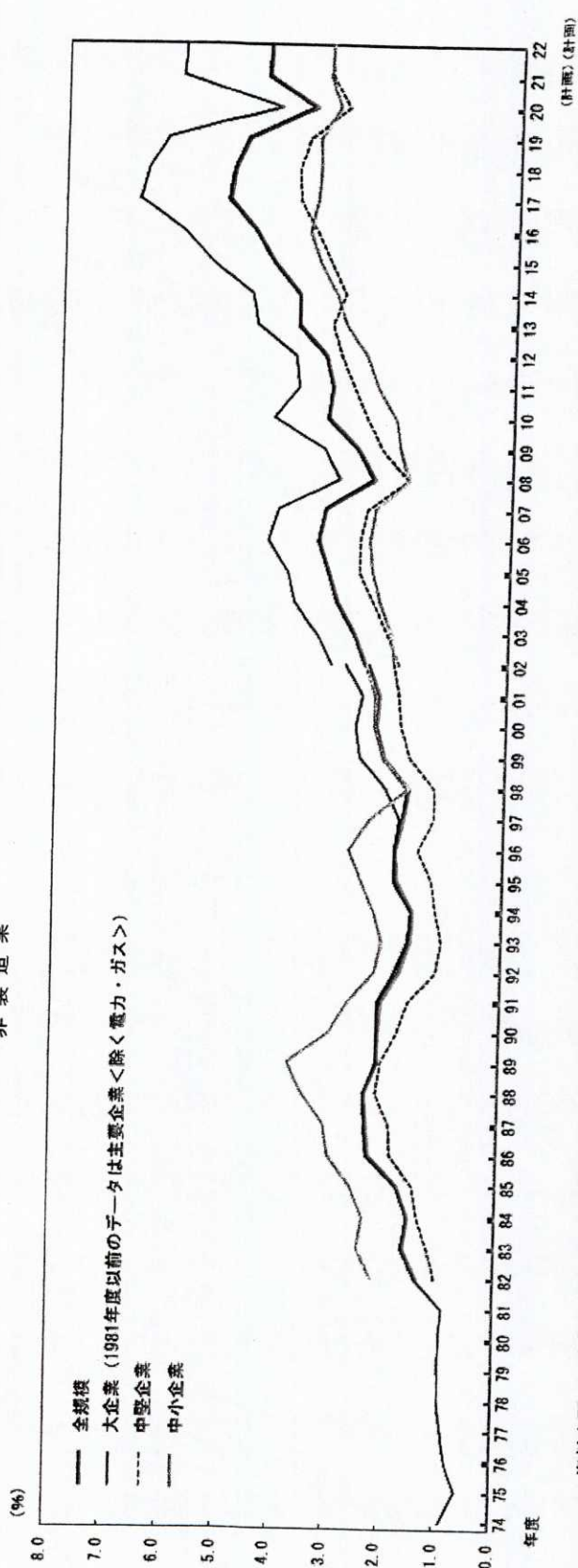
- (注) 1. シャドローは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。
2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない（2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記）。以下同じ。

▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



(2) 法人企業統計による企業収益

(単位：億円、%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年				令和4年	
				1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期		
経常利益	規模計	839,177	714,385	628,538	200,746	240,736	167,508	230,145	228,323
	前年同期比	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	26.0	93.9	35.1	24.7	13.7
	資本金規模10億円以上	482,378	416,995	370,705	105,027	163,113	95,107	117,616	124,141
	前年同期比	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	48.9	61.7	41.3	25.4	18.2
	〃 1億円～10億円	136,617	115,306	104,222	33,773	32,015	30,947	41,416	40,289
	前年同期比	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	21.7	184.9	28.8	32.0	19.3
	〃 1,000万円～1億円	183,789	154,438	126,043	61,947	45,608	41,454	71,113	63,893
	前年同期比	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	1.6	278.6	26.9	19.8	3.1
	規模計	5.5	4.8	4.6	6.0	7.7	5.2	6.6	6.3
	売上高	8.2	7.4	7.2	7.3	12.7	7.3	8.2	8.3
経常利益率	資本金規模10億円以上								
	〃 1億円～10億円	4.6	4.0	3.9	4.9	4.8	4.4	5.4	5.2
	〃 1,000万円～1億円	3.6	3.1	2.7	5.1	3.9	3.4	5.4	4.8

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 年次別調査は規模計に資本金規模1000万円未満を含む(四半期別調査は含まず。)

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	平成31年			令和元年			令和2年			令和3年			令和4年
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月
合計	-20.1	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6
製造業	-18.2	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6
建設業	-4.3	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6
卸売業	-20.1	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2
小売業	-32.2	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6
サービス業	-18.5	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり (全国で約1万9千社) である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

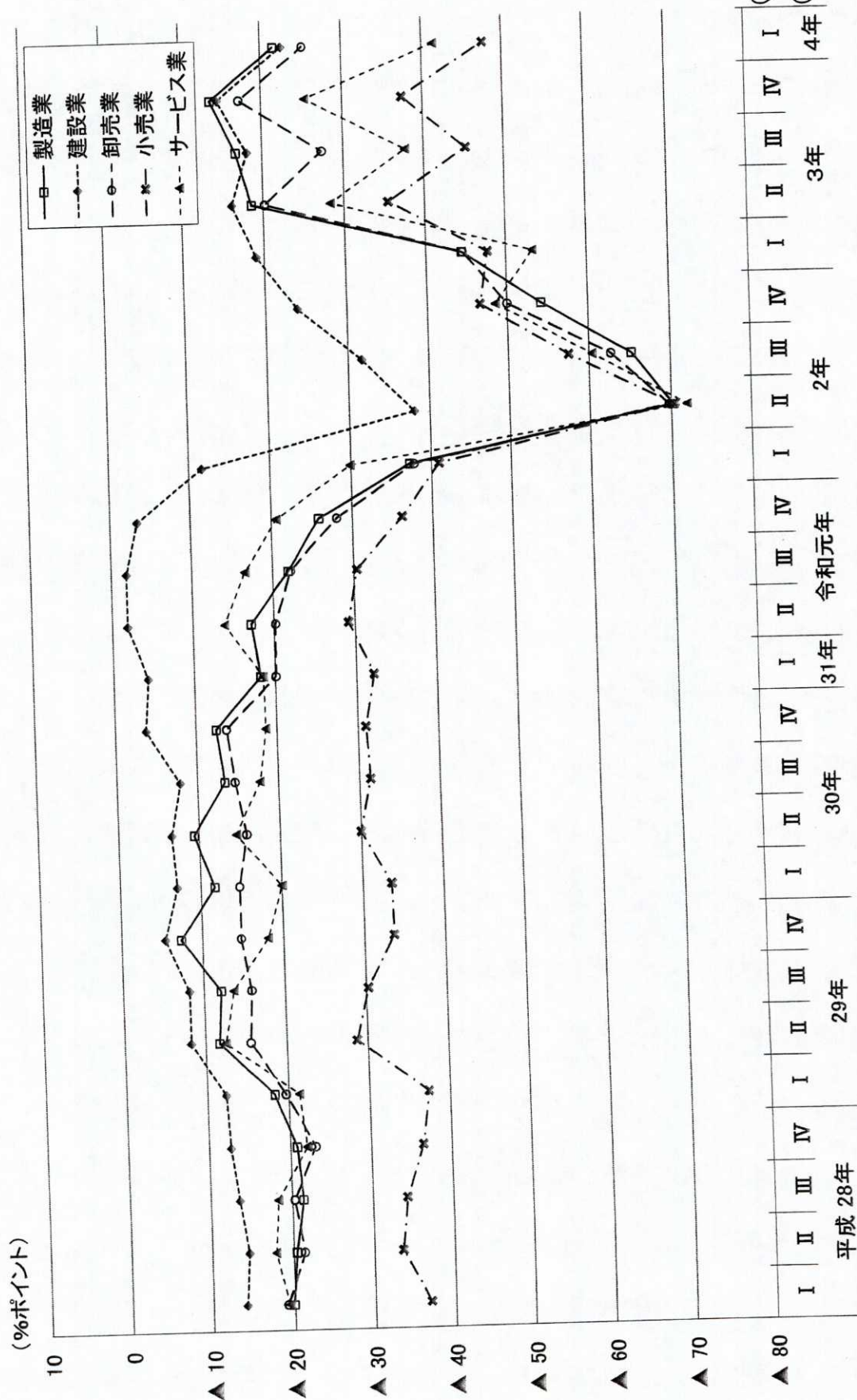
卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」・「悪化」・「減少」を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 前年同期比「好転」-「悪化」

11 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業				非製造業			
	前年度比	資本金1億円以上	資本金1千万円以上1億円未満		前年度比	資本金1千万円未満	資本金1億円以上1億円未満		前年度比	資本金1千万円未満
			前年度比	前年度比			前年度比	前年度比		
平成23年度	▲ 0.4	1,017	▲ 2.8	544	▲ 0.7	438	916	▲ 1.4	555	486
24年度	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	936	2.2	550	479
25年度	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	964	3.0	559	478
26年度	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	972	0.8	570	490
27年度	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	1,007	3.6	586	491
28年度	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1,033	2.6	582	503
29年度	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	1,036	0.3	591	502
30年度	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	1,059	2.2	566	494
令和元年度	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	457	1,035	▲ 2.3	551	496
2年度	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	957	▲ 7.5	536	483

(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

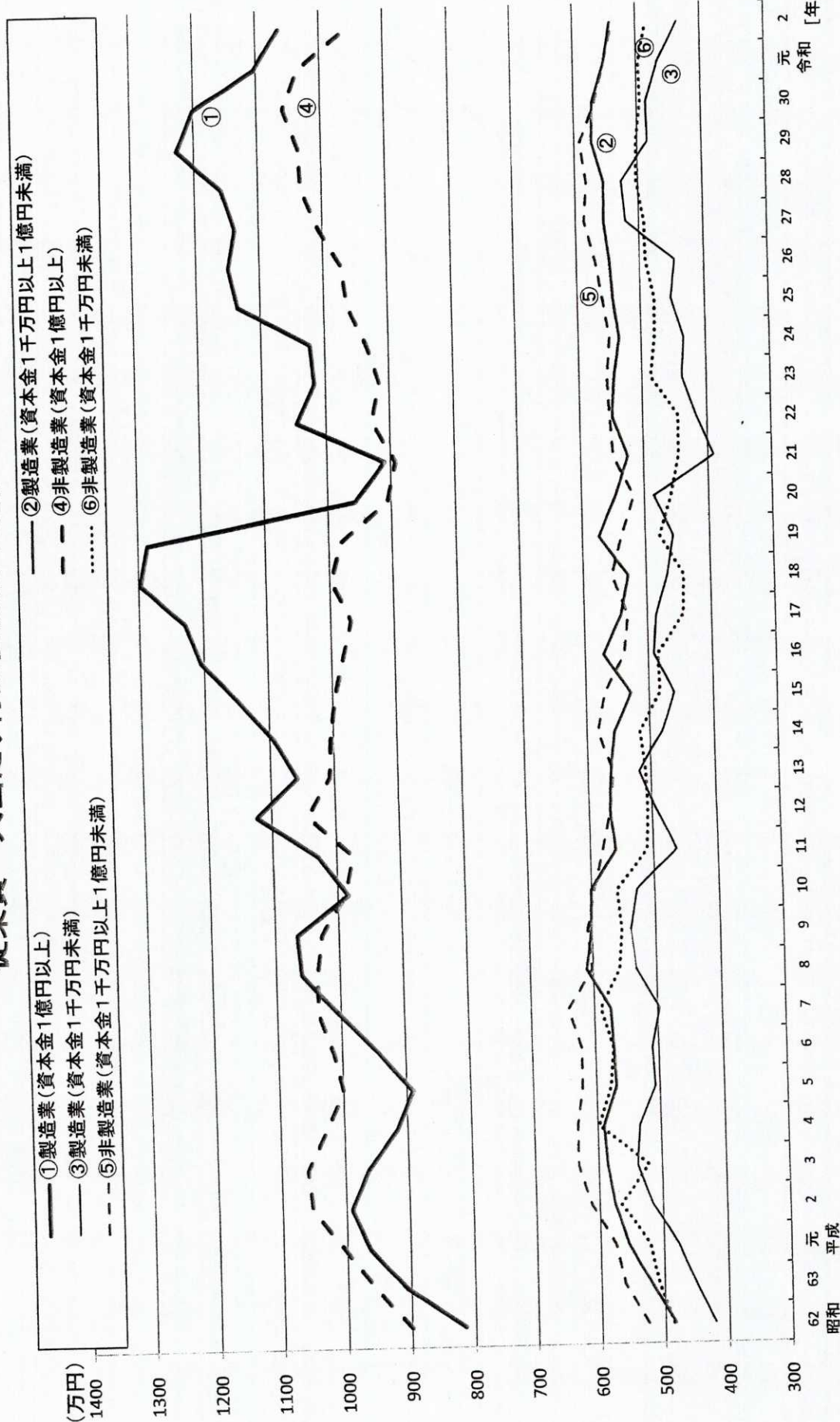
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計

従業員一人当たり付加価値額の推移



(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[平成18年度(2006年度)調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

[平成19年度(2007年度)調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したものと)の合計である。

Ⅱ 都道府県統計資料編

1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（平成30年度）				標準生計費（月額、令和3年4月）				新規卒業者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和3年）			
		（千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	4人世帯 （円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	男性 （千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	女性 （千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）
Aランク	東京都	5,415	100.0	1	263,130	100.0	2	192.3	100.0	2	211.7	100.0	1
	千葉県	3,268	60.3	10	229,340	87.2	11	201.2	104.6	1	191.0	90.2	2
	東京都	3,190	58.9	12	204,190	77.6	21	188.0	97.8	6	187.6	88.6	3
	東京都	3,728	68.8	2	218,510	83.0	15	182.1	94.7	14	175.7	83.0	14
	東京都	3,047	56.3	18	255,640	97.2	5	183.5	95.4	11	176.5	83.4	12
Bランク	東京都	3,116	57.5	15	256,870	97.6	4	186.7	97.1	7	184.5	87.2	5
	東京都	2,983	55.1	22	195,230	74.2	29	188.8	98.2	4	181.8	85.9	7
	東京都	2,968	54.8	23	242,330	92.1	9	184.4	95.9	10	185.8	87.8	4
	東京都	3,432	63.4	4	228,162	86.7	12	178.4	93.0	19	172.4	81.4	20
	東京都	3,318	61.3	7	202,400	76.9	24	189.7	98.6	3	173.4	81.9	18
Cランク	東京都	3,327	61.4	6	180,932	68.8	35	185.4	96.4	8	174.2	82.3	16
	東京都	3,479	64.3	3	187,281	71.2	33	179.5	93.3	18	169.1	79.9	29
	東京都	3,109	57.4	16	189,597	72.1	30	176.8	91.9	25	163.5	77.2	41
	東京都	3,010	55.6	21	210,330	79.9	20	177.7	92.4	22	175.5	86.7	6
	東京都	3,398	62.8	5	250,106	95.1	6	176.5	91.8	26	175.5	82.9	15
Dランク	東京都	3,121	57.6	14	211,690	80.5	19	180.8	94.0	15	172.2	81.3	22
	東京都	3,160	58.4	13	202,350	76.9	25	177.5	92.3	23	162.1	76.6	45
	東京都	3,283	60.6	8	197,680	75.1	27	180.2	93.7	16	172.3	81.4	21
	東京都	2,769	51.1	32	203,960	77.5	23	175.3	91.0	31	171.5	81.0	24
	東京都	3,023	55.8	19	218,070	82.9	16	178.5	92.8	29	170.5	80.5	27
Dランク	東京都	3,013	55.7	20	259,115	98.5	3	168.2	87.5	21	176.4	83.3	13
	東京都	2,632	48.6	41	243,620	92.6	8	175.6	91.3	42	169.4	80.0	28
	東京都	2,945	54.4	24	183,873	69.9	37	182.9	95.1	27	177.4	83.8	10
	東京都	2,885	53.3	26	195,080	74.1	30	176.3	91.7	12	163.6	77.3	40
	東京都	3,199	59.1	11	186,407	70.8	36	175.2	91.1	30	172.8	81.6	19
Dランク	東京都	2,919	53.9	26	179,570	68.2	41	188.2	97.0	5	181.8	85.9	7
	東京都	3,280	60.6	9	170,690	64.9	44	176.9	92.0	24	164.1	77.5	38
	東京都	2,913	53.8	28	173,840	66.1	42	179.8	93.5	17	168.4	79.5	30
	東京都	2,742	50.6	34	197,380	75.0	28	182.2	94.7	13	177.5	83.8	9
	東京都	2,916	53.9	27	245,620	93.3	7	174.7	90.8	32	165.9	78.4	34
Dランク	東京都	3,092	57.1	17	234,670	89.2	10	171.2	89.0	36	164.8	77.8	36
	東京都	2,943	54.3	25	228,050	86.7	13	185.3	96.4	9	174.0	82.2	17
	東京都	2,714	50.1	35	160,480	61.0	47	169.5	88.1	38	162.7	76.9	44
	東京都	2,897	53.5	29	217,370	82.6	18	178.8	93.0	19	176.6	83.4	11
	東京都	2,658	49.1	39	181,720	69.1	39	169.1	87.9	39	161.4	76.2	46
Dランク	東京都	2,667	49.3	38	192,050	73.0	31	172.4	89.7	34	171.8	81.2	23
	東京都	2,515	46.5	43	182,430	69.3	38	167.5	87.1	44	164.4	77.7	37
	東京都	2,667	49.3	37	217,904	82.8	17	171.8	89.3	35	165.2	78.0	35
	東京都	2,629	48.6	42	201,770	76.7	26	168.4	87.6	41	171.5	81.0	24
	東京都	2,644	48.8	40	204,000	77.5	22	168.9	87.8	40	168.4	79.5	30
Dランク	東京都	2,841	52.5	31	268,020	101.9	1	171.1	89.0	37	166.8	78.8	33
	東京都	2,509	46.3	44	191,100	72.6	32	166.7	86.7	45	168.0	79.4	32
	東京都	2,753	50.8	33	167,070	63.5	45	173.0	90.0	33	163.2	77.1	42
	東京都	2,507	46.3	45	173,640	66.0	46	163.7	86.6	46	157.6	74.4	47
	東京都	2,697	49.8	36	165,292	62.8	43	166.5	86.6	43	164.1	77.5	38
Dランク	東京都	2,468	45.6	46	220,960	84.0	14	167.9	87.3	43	164.1	77.5	38
	東京都	2,391	44.2	47	187,980	71.4	34	167.9	87.3	43	164.1	77.5	38
	東京都	2,391	44.2	47	187,980	71.4	34	167.9	87.3	43	164.1	77.5	38
	東京都	2,391	44.2	47	187,980	71.4	34	167.9	87.3	43	164.1	77.5	38
	東京都	2,391	44.2	47	187,980	71.4	34	167.9	87.3	43	164.1	77.5	38

(注) 1 各ランクは、平成29年度からの適用区分である（以下同じ）。
2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
3 1人あたり県民所得は、平成23年基準（2008SNA）。

2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
A ランク	東京都	1.08	1.33	1.57	1.75	2.01	2.08	2.13	2.10	1.45	1.19
	東京都	0.57	0.68	0.83	0.93	1.05	1.15	1.20	1.19	0.87	0.79
	東京都	0.77	0.95	1.11	1.20	1.38	1.57	1.76	1.78	1.29	1.13
	東京都	1.12	1.31	1.53	1.54	1.63	1.82	1.95	1.93	1.21	1.17
B ランク	東京都	0.57	0.62	0.74	0.85	1.04	1.23	1.33	1.31	1.00	0.93
	東京都	0.65	0.73	0.89	1.00	1.14	1.24	1.35	1.31	0.98	0.85
	東京都	0.79	0.90	1.03	1.16	1.31	1.50	1.57	1.60	1.17	1.06
	東京都	0.68	0.75	0.88	0.98	1.13	1.28	1.43	1.43	1.04	0.93
C ランク	東京都	0.78	0.84	1.07	1.17	1.34	1.53	1.67	1.57	1.04	1.10
	東京都	0.66	0.79	0.96	1.05	1.17	1.29	1.38	1.35	0.95	0.94
	東京都	0.79	0.82	1.05	1.13	1.24	1.45	1.60	1.62	1.33	1.35
	東京都	0.89	0.86	0.97	1.06	1.18	1.34	1.43	1.40	1.06	1.06
D ランク	東京都	0.81	0.87	1.09	1.47	1.65	1.81	2.05	2.05	1.42	1.32
	東京都	0.98	1.13	1.36	1.48	1.60	1.80	1.96	1.60	1.16	1.33
	東京都	0.88	1.03	1.21	1.30	1.42	1.60	1.71	1.91	1.31	1.37
	東京都	0.66	0.76	0.92	0.98	1.17	1.36	1.47	1.66	1.16	1.20
D ランク	東京都	0.97	1.02	1.15	1.24	1.43	1.61	1.71	1.42	1.05	1.19
	東京都	1.06	1.23	1.43	1.47	1.65	1.78	1.95	1.70	1.26	1.26
	東京都	0.96	1.12	1.35	1.48	1.60	1.85	1.99	2.02	1.59	1.39
	東京都	1.07	1.21	1.36	1.40	1.62	1.73	1.79	1.95	1.31	1.34
D ランク	東京都	0.71	0.79	0.90	0.99	1.14	1.29	1.46	1.80	1.42	1.36
	東京都	1.04	1.26	1.26	1.33	1.46	1.59	1.69	1.49	1.21	1.17
	東京都	0.70	0.79	0.96	1.11	1.32	1.50	1.60	1.63	1.26	1.30
	東京都	0.86	0.94	1.08	1.20	1.39	1.49	1.58	1.57	1.15	1.06
D ランク	東京都	0.96	1.08	1.29	1.52	1.71	1.79	2.00	1.62	1.27	1.33
	東京都	1.18	1.23	1.47	1.59	1.82	2.01	2.07	2.01	1.39	1.43
	東京都	0.81	0.89	0.99	1.05	1.16	1.27	1.34	2.05	1.64	1.74
	東京都	0.59	0.74	0.86	0.96	1.04	1.11	1.18	1.41	1.05	1.09
D ランク	東京都	0.83	0.96	1.15	1.20	1.31	1.11	1.18	1.24	1.03	1.00
	東京都	0.89	0.99	1.09	1.17	1.33	1.50	1.70	1.64	1.28	1.34
	東京都	0.96	1.24	1.41	1.46	1.42	1.40	1.45	1.50	1.16	1.19
	東京都	0.73	0.78	0.90	1.05	1.19	1.45	1.51	1.51	1.25	1.28
D ランク	東京都	0.88	0.99	1.20	1.21	1.30	1.42	1.54	1.53	1.19	1.16
	東京都	0.80	0.96	1.10	1.22	1.40	1.54	1.64	1.54	1.15	1.27
	東京都	0.95	1.05	1.18	1.24	1.46	1.51	1.61	1.64	1.33	1.28
	東京都	0.70	0.85	0.98	1.14	1.36	1.61	1.72	1.70	1.46	1.49
D ランク	東京都	0.68	0.84	0.99	1.11	1.32	1.60	1.69	1.71	1.32	1.35
	東京都	0.64	0.73	0.83	0.97	1.32	1.18	1.25	1.63	1.23	1.30
	東京都	0.62	0.72	0.84	0.93	1.11	1.18	1.27	1.22	0.98	1.06
	東京都	0.89	1.03	1.09	0.93	1.28	1.40	1.46	1.29	1.03	1.08
D ランク	東京都	0.65	0.71	0.75	0.87	1.02	1.19	1.31	1.35	1.09	1.19
	東京都	0.72	0.78	0.89	0.93	1.11	1.23	1.31	1.29	1.14	1.25
	東京都	0.59	0.69	0.80	0.91	1.08	1.24	1.30	1.24	1.09	1.20
	東京都	0.68	0.72	0.90	1.05	1.16	1.35	1.52	1.24	0.99	1.05
D ランク	東京都	0.69	0.77	0.93	1.03	1.22	1.40	1.50	1.48	1.29	1.44
	東京都	0.40	0.53	0.69	0.84	0.97	1.11	1.17	1.45	1.18	1.32
	東京都	0.96	1.24	1.41	1.46	1.42	1.45	1.51	1.19	0.81	0.73
	東京都	0.73	0.78	0.90	1.05	1.19	1.42	1.54	1.53	1.25	1.28
D ランク	東京都	0.88	0.99	1.20	1.21	1.30	1.42	1.54	1.53	1.19	1.16
	東京都	0.80	0.96	1.10	1.22	1.40	1.54	1.64	1.54	1.15	1.27
	東京都	0.95	1.05	1.18	1.24	1.46	1.51	1.61	1.64	1.33	1.28
	東京都	0.70	0.85	0.98	1.14	1.36	1.61	1.72	1.70	1.46	1.49
D ランク	東京都	0.68	0.84	0.99	1.11	1.32	1.60	1.69	1.71	1.32	1.35
	東京都	0.64	0.73	0.83	0.97	1.32	1.18	1.25	1.63	1.23	1.30
	東京都	0.62	0.72	0.84	0.93	1.11	1.18	1.27	1.22	0.98	1.06
	東京都	0.89	1.03	1.09	0.93	1.28	1.40	1.46	1.29	1.03	1.08
D ランク	東京都	0.65	0.71	0.75	0.87	1.02	1.19	1.31	1.35	1.09	1.19
	東京都	0.72	0.78	0.89	0.93	1.11	1.23	1.31	1.29	1.14	1.25
	東京都	0.59	0.69	0.80	0.91	1.08	1.24	1.30	1.24	1.09	1.20
	東京都	0.68	0.72	0.90	1.05	1.16	1.35	1.52	1.24	0.99	1.05
D ランク	東京都	0.69	0.77	0.93	1.03	1.22	1.40	1.50	1.48	1.29	1.44
	東京都	0.40	0.53	0.69	0.84	0.97	1.11	1.17	1.45	1.18	1.32
	東京都	0.96	1.24	1.41	1.46	1.42	1.45	1.51	1.19	0.81	0.73
	東京都	0.73	0.78	0.90	1.05	1.19	1.42	1.54	1.53	1.25	1.28

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 新規卒卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

2 各都道府県における有効求人倍率は求人票を受理したハローワークの所在地で集計した受理地別の数値である。

3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：%)

ランク	都道府県	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年1月～3月
A ランク	東京都	4.5	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.8
	東京都	4.4	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.9
	大阪府	5.4	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	1.7	1.8	3.4	3.5	2.9
	愛知県	3.7	3.2	2.7	2.5	2.4	2.8	2.4	2.3	2.5	2.5	1.9
	埼玉県	4.4	4.1	3.5	3.2	3.1	2.8	2.3	2.1	2.9	3.1	2.9
B ランク	千葉県	4.1	3.7	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5
	東京都	4.8	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.4	2.7	2.8	3.0
	東京都	4.7	4.1	3.9	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.5
	東京都	3.3	3.2	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	1.8	2.4	2.4	2.2
	東京都	4.0	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	2.2	1.8	2.4	2.5	2.4
	東京都	3.9	3.9	3.3	3.2	2.8	2.4	2.0	2.2	2.5	2.7	2.8
	東京都	3.7	3.7	3.2	3.1	2.7	2.3	2.4	2.2	2.3	2.6	2.5
	東京都	3.6	3.6	3.2	3.0	2.7	2.4	2.4	2.0	2.4	2.4	2.3
	東京都	3.5	3.5	2.9	2.7	2.5	2.1	1.7	1.7	2.1	1.9	2.1
	東京都	3.0	2.8	2.6	2.2	2.3	1.8	1.2	1.3	1.9	2.0	1.5
C ランク	東京都	3.2	2.9	2.3	2.2	2.0	1.8	1.2	1.3	1.8	2.2	2.1
	東京都	3.4	3.1	2.9	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	2.4
	東京都	3.4	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.2	2.1	2.4	2.5
	東京都	3.7	3.7	3.2	3.1	2.7	2.4	2.3	2.4	2.2	2.3	2.3
	東京都	3.4	3.2	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.9	1.9	2.5
	東京都	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.4	1.9	2.7	2.5	2.8
	東京都	4.3	3.8	3.5	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	3.0	3.0	2.9
	東京都	4.8	4.2	3.6	3.7	3.5	3.3	2.9	2.8	3.0	2.0	1.6
	東京都	5.2	5.0	4.5	4.1	3.4	2.0	1.8	1.8	1.6	1.7	1.2
	東京都	3.5	3.4	3.0	2.8	2.1	1.9	1.4	1.3	1.6	1.6	1.7
	東京都	3.4	3.0	2.5	2.3	1.9	1.6	1.4	1.6	2.3	2.5	2.6
	東京都	2.6	2.6	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.9	3.0	3.1
	東京都	3.6	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.3	2.3	2.8
	東京都	5.2	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.1	2.3	2.3	2.5
	東京都	3.7	3.5	3.3	3.0	2.7	2.6	2.1	1.9	2.2	2.5	2.2
D ランク	東京都	4.1	3.5	3.3	3.0	2.7	2.7	2.4	2.1	2.4	2.3	2.2
	東京都	4.0	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.1	2.0	2.0	2.2	2.0
	東京都	4.0	3.8	3.3	2.9	2.5	2.3	2.0	1.7	2.2	2.2	2.3
	東京都	3.4	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.0	2.0	2.2
	東京都	3.8	3.4	3.2	2.8	2.6	2.3	1.4	1.6	1.4	1.7	1.1
	東京都	2.5	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.6	2.3	2.0	2.4
	東京都	3.7	3.4	2.7	2.7	2.3	2.0	2.0	2.3	2.8	2.8	2.7
	東京都	4.3	4.2	3.9	3.5	3.1	2.9	2.7	2.2	2.5	2.4	2.2
	東京都	4.4	4.2	3.6	3.2	2.8	2.6	2.2	1.9	2.5	2.5	2.5
	東京都	3.8	3.3	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	2.1	2.5	2.4	2.4
	東京都	3.9	3.3	2.9	2.9	2.5	2.1	1.8	2.4	2.7	1.6	1.8
	東京都	4.5	4.3	3.9	3.5	2.8	2.8	1.8	1.9	2.0	3.0	3.3
	東京都	3.8	4.9	4.2	4.2	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.6	2.7
	東京都	5.3	4.0	3.7	3.5	3.0	2.8	2.6	2.6	1.9	2.3	2.5
	東京都	4.4	4.0	3.7	3.2	2.3	2.0	1.4	1.4	1.9	2.3	2.5
	東京都	4.3	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.4	2.7	3.3	3.7	3.9

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」
 (注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。
 2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
 3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

ランク	都道府県	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	(単位:円) 3年
A ランク	東京都	363,267	363,982	365,203	358,963	357,892	359,255	361,009	361,562	358,390	—
	東京都	294,614	294,667	296,717	301,153	301,205	304,777	311,758	309,003	300,198	—
	大阪府	302,997	299,302	301,142	300,751	301,153	298,031	298,470	297,353	295,199	—
	愛知県	294,813	298,093	302,817	305,278	308,271	307,639	309,842	309,457	303,422	—
B ランク	埼玉県	258,803	258,139	258,451	250,629	252,467	255,920	267,493	267,330	257,748	—
	千葉県	264,872	264,107	260,675	263,354	264,581	267,512	269,050	275,330	271,345	—
	東京都	254,272	256,079	260,840	266,272	268,474	271,026	268,380	271,011	266,443	—
	東京都	270,569	273,212	276,055	264,311	268,135	270,601	282,497	284,184	270,450	—
C ランク	東京都	276,561	277,713	279,570	273,188	274,157	274,839	274,631	276,851	274,972	—
	東京都	275,524	275,214	274,647	287,624	290,231	288,400	285,700	290,321	278,543	—
	東京都	283,539	281,940	283,374	279,699	282,919	284,831	290,220	291,257	288,642	—
	東京都	286,930	286,357	285,248	281,698	284,336	287,271	281,880	279,696	277,560	—
D ランク	東京都	266,031	268,011	273,070	283,560	286,962	290,002	288,113	289,705	282,376	—
	東京都	268,856	267,515	267,791	274,113	274,312	276,183	274,738	274,964	272,542	—
	東京都	271,069	271,776	273,590	271,966	274,810	273,582	273,646	272,536	269,880	—
	東京都	282,505	285,798	289,356	275,495	277,993	281,537	285,760	287,084	290,270	—
E ランク	東京都	263,274	263,608	266,274	265,274	266,476	269,778	273,433	265,395	265,392	—
	東京都	271,603	272,313	274,918	272,585	273,943	280,350	281,062	268,399	270,130	—
	東京都	272,858	276,163	277,928	281,698	281,316	285,789	269,311	264,828	269,358	—
	東京都	259,452	259,853	264,969	277,968	279,708	279,834	278,387	270,271	271,705	—
F ランク	東京都	267,407	265,193	267,755	267,766	266,425	264,928	275,130	271,073	264,357	—
	東京都	252,763	248,688	249,908	249,529	247,716	250,719	246,585	245,584	247,530	—
	東京都	269,222	269,445	276,602	258,084	259,709	262,283	269,799	268,954	268,970	—
	東京都	271,600	271,176	278,459	275,669	277,903	280,590	274,893	269,110	271,270	—
G ランク	東京都	267,582	267,753	271,121	271,653	272,013	272,889	267,649	260,022	256,769	—
	東京都	256,705	259,943	266,475	263,763	263,143	263,730	257,318	263,712	262,690	—
	東京都	267,593	265,663	267,574	277,731	279,578	282,060	277,407	279,463	273,558	—
	東京都	254,868	252,935	255,471	252,886	252,742	248,307	256,374	254,271	252,589	—
H ランク	東京都	244,729	244,861	248,641	245,191	246,083	250,406	261,649	268,988	264,924	—
	東京都	263,487	264,862	268,293	258,332	260,722	264,725	260,120	250,656	256,321	—
	東京都	270,698	265,238	269,358	265,224	266,253	267,236	266,726	263,217	265,351	—
	東京都	270,240	268,199	269,019	268,838	270,354	270,462	270,107	270,601	267,665	—
I ランク	東京都	254,267	252,865	255,184	257,000	258,251	260,744	253,861	252,019	258,210	—
	東京都	241,842	243,898	247,033	253,759	254,375	257,287	260,678	258,975	246,311	—
	東京都	253,562	253,740	255,174	260,265	262,608	265,117	250,098	247,723	250,932	—
	東京都	250,299	253,120	258,029	254,883	258,038	260,042	260,062	260,841	261,702	—
J ランク	東京都	245,030	245,068	248,119	257,030	259,368	260,374	251,115	244,319	245,504	—
	東京都	253,383	255,504	258,576	259,804	260,630	264,275	257,680	256,773	247,247	—
	東京都	238,816	235,905	238,185	247,421	247,945	248,937	244,043	256,751	256,406	—
	東京都	269,024	266,830	268,413	269,471	266,907	266,315	247,013	259,220	254,550	—
K ランク	東京都	241,484	244,659	247,274	239,794	243,463	242,587	246,895	250,867	249,563	—
	東京都	236,194	233,109	232,759	226,793	228,372	230,603	229,388	233,038	242,699	—
	東京都	241,835	242,376	243,105	252,266	252,625	255,738	260,748	246,924	240,844	—
	東京都	227,437	228,899	225,811	237,494	237,202	237,533	224,896	230,562	227,720	—
L ランク	東京都	235,258	234,983	240,652	240,199	243,525	249,040	250,851	245,127	241,408	—
	東京都	228,365	226,924	229,422	244,158	245,754	244,298	234,931	237,612	238,656	—
	東京都	224,699	226,907	230,525	235,524	238,662	240,671	233,588	236,194	240,683	—
	東京都	224,699	226,907	230,525	235,524	238,662	240,671	233,588	236,194	240,683	—

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
(注) 1 事業所規模30人以上の数値である。
2 令和3年結果は、令和4年6月下旬公表予定。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	平成29年平均	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年3月	令和4年4月
A ランク	東京都	1,151	1,165	1,175	1,217	1,238	1,236	1,204
	千葉県	1,152	1,169	1,201	1,236	1,256	1,262	1,264
	神奈川県	1,080	1,106	1,130	1,158	1,167	1,182	1,176
	大阪府	1,101	1,124	1,124	1,149	1,158	1,156	1,162
	愛知県	1,085	1,101	1,117	1,146	1,155	1,171	1,164
B ランク	埼玉県	1,063	1,090	1,117	1,146	1,155	1,171	1,168
	千葉県	1,081	1,105	1,127	1,158	1,168	1,177	1,168
	東京都	1,037	1,061	1,088	1,118	1,132	1,136	1,119
	東京都	1,069	1,087	1,113	1,134	1,151	1,152	1,152
	東京都	1,032	1,051	1,071	1,093	1,103	1,123	1,110
	静岡県	1,004	1,020	1,042	1,078	1,082	1,094	1,108
	滋賀県	999	1,015	1,041	1,066	1,078	1,093	1,087
	茨城県	1,002	1,022	1,041	1,069	1,075	1,071	1,096
	栃木県	981	997	1,019	1,037	1,042	1,062	1,044
	埼玉県	965	977	1,000	1,022	1,025	1,038	1,026
	千葉県	974	994	1,018	1,040	1,050	1,040	1,049
	東京都	999	1,025	1,046	1,069	1,073	1,097	1,081
	東京都	982	1,004	1,020	1,045	1,050	1,070	1,042
	東京都	977	1,012	1,035	1,052	1,056	1,052	1,056
	東京都	976	992	1,003	1,024	1,030	1,038	1,037
C ランク	東京都	978	992	1,017	1,028	1,023	1,027	1,018
	東京都	967	984	1,001	1,024	1,032	1,033	1,052
	東京都	1,016	1,033	1,047	1,076	1,092	1,090	1,105
	東京都	970	981	1,002	1,025	1,037	1,039	1,038
	東京都	964	986	1,010	1,030	1,065	1,073	1,058
	東京都	938	958	980	1,003	1,011	1,032	1,020
	東京都	984	998	1,025	1,047	1,054	1,063	1,063
	東京都	948	964	986	1,005	1,013	1,019	1,026
	東京都	969	994	1,008	1,034	1,043	1,046	1,048
	東京都	938	963	987	1,010	1,024	1,049	1,035
	東京都	942	958	978	1,001	1,007	1,027	1,015
	東京都	980	999	1,024	1,041	1,053	1,064	1,054
	東京都	956	971	988	1,000	993	1,010	1,000
	東京都	896	922	939	967	980	998	995
	東京都	901	916	942	973	974	986	982
D ランク	東京都	938	948	970	988	997	1,018	1,005
	東京都	925	939	959	982	990	1,008	982
	東京都	935	951	969	987	989	1,013	998
	東京都	913	944	971	990	1,005	1,028	1,019
	東京都	888	907	935	961	976	984	979
	東京都	902	920	941	971	982	997	990
	東京都	878	898	914	945	947	965	950
	東京都	884	899	929	955	973	990	986
	東京都	909	927	954	972	981	991	993
	東京都	861	880	901	928	942	945	949
	東京都	879	894	915	938	956	981	977
	東京都	877	902	929	946	960	994	971
	東京都	919	944	974	1,010	1,030	1,045	1,024
	東京都	1,018	1,037	1,059	1,082	1,092	1,101	1,095
	東京都	980	999	1,024	1,041	1,053	1,064	1,054
	東京都	956	971	988	1,000	993	1,010	1,000

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」
 (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
 2 常用雇用の雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働者を除く。)のパートタイム労働者を対象としている。
 3 1求人票あたり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

ランク	都道府県	平成29年平均	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年平均	令和4年4月
A ランク	東京都	1,084	1,100	1,111	1,157	1,176	1,177	1,150
	東京都	1,090	1,105	1,132	1,163	1,184	1,194	1,193
	東京都	1,026	1,051	1,074	1,099	1,108	1,124	1,118
	東京都	1,007	1,024	1,046	1,070	1,079	1,080	1,085
B ランク	東京都	1,004	1,029	1,056	1,083	1,090	1,106	1,100
	東京都	1,024	1,049	1,070	1,097	1,106	1,116	1,109
	東京都	980	1,002	1,029	1,057	1,069	1,074	1,064
	東京都	1,009	1,025	1,052	1,071	1,086	1,090	1,094
C ランク	東京都	977	997	1,017	1,034	1,043	1,065	1,053
	東京都	954	970	993	1,024	1,028	1,042	1,053
	東京都	944	958	983	1,003	1,017	1,028	1,027
	東京都	942	961	982	1,011	1,017	1,021	1,036
D ランク	東京都	932	949	970	987	993	1,015	1,001
	東京都	910	924	947	971	976	986	978
	東京都	921	941	964	983	996	992	996
	東京都	944	969	992	1,013	1,017	1,043	1,025
E ランク	東京都	922	945	963	983	987	1,010	988
	東京都	933	951	971	990	995	992	999
	東京都	915	932	949	968	975	985	987
	東京都	919	932	956	970	970	975	969
F ランク	東京都	911	927	945	968	974	975	987
	東京都	957	975	989	1,015	1,030	1,029	1,041
	東京都	919	931	953	974	982	986	991
	東京都	910	930	954	973	981	1,016	1,002
G ランク	東京都	896	917	939	958	964	988	974
	東京都	928	943	969	988	996	1,007	1,008
	東京都	900	915	937	955	963	972	970
	東京都	916	938	955	977	986	992	1,000
H ランク	東京都	901	925	949	969	982	1,004	994
	東京都	897	913	933	954	960	983	969
	東京都	918	935	958	970	982	997	989
	東京都	902	918	935	950	944	966	952
I ランク	東京都	854	880	899	924	934	953	953
	東京都	858	873	899	923	928	940	938
	東京都	885	896	917	936	945	970	959
	東京都	884	899	917	932	942	957	940
J ランク	東京都	884	903	918	935	941	967	951
	東京都	864	892	919	935	949	973	964
	東京都	851	870	896	917	934	943	937
	東京都	866	888	910	930	942	954	953
K ランク	東京都	840	860	877	901	906	925	914
	東京都	841	866	887	909	925	946	940
	東京都	870	886	914	925	936	946	947
	東京都	829	847	868	893	906	914	917
L ランク	東京都	845	860	880	900	917	941	940
	東京都	837	861	888	902	916	953	930
	東京都	878	899	928	957	973	988	974
	東京都	962	982	1,003	1,025	1,035	1,045	1,041

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受雇したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
 2 常務的雇用（雇用契約において雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
 3 1 求人票あたり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その下限額を1募集賃金として算出している。

(2) 労働時間
常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移 (調査産業計、事業所規模30人以上)

(単位：時間)

ラング	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
A ランク	東京都	152.4	150.1	149.9	147.7	146.6	146.7	146.5	143.2	139.7	-	13.7	13.7	14.0	13.5	12.7	12.4	12.3	13.0	11.9	-
	東京都	143.6	142.3	142.0	145.1	144.9	144.8	141.8	140.2	135.0	-	12.0	12.1	12.7	13.5	13.1	12.6	12.6	13.6	10.7	-
	東京都	147.8	146.4	147.1	146.6	146.7	145.2	143.8	141.9	137.0	-	13.9	14.5	15.2	16.3	16.2	16.1	16.3	15.5	13.5	-
	東京都	152.0	150.8	151.2	151.4	151.7	151.4	151.5	147.8	143.8	-	11.3	11.2	11.5	11.8	11.5	11.5	12.1	12.0	9.7	-
B ランク	東京都	143.7	141.5	141.9	141.2	140.9	140.9	143.9	139.8	132.9	-	11.7	11.5	11.2	12.5	12.5	12.5	11.8	11.6	9.4	-
	東京都	144.0	141.5	139.5	143.6	144.1	144.3	140.5	138.4	133.7	-	11.7	11.5	11.2	12.5	12.5	12.5	11.8	11.6	8.9	-
	東京都	143.8	143.2	142.2	141.7	141.1	141.6	138.9	136.1	129.9	-	12.3	12.8	12.4	12.3	11.7	12.0	10.6	9.8	10.3	-
	東京都	147.5	146.0	146.2	143.0	142.4	142.1	143.9	139.6	136.8	-	11.4	11.5	12.1	12.2	11.8	11.5	12.8	12.0	10.4	-
C ランク	東京都	150.9	150.8	151.5	152.2	153.1	153.6	150.2	148.2	142.1	-	13.0	13.1	12.9	11.9	11.7	12.8	14.0	14.6	10.9	-
	東京都	151.4	149.6	148.0	147.0	147.5	147.5	147.3	145.4	138.4	-	16.3	17.1	17.1	14.2	13.3	12.9	14.3	13.3	12.6	-
	東京都	157.7	156.4	156.4	151.9	151.2	151.1	151.6	146.8	145.7	-	14.8	15.2	15.5	14.3	14.6	15.1	13.3	12.3	10.6	-
	東京都	156.9	155.3	154.3	153.5	153.9	154.1	151.6	151.7	144.6	-	12.4	13.4	14.6	14.7	14.6	14.7	14.3	14.0	11.5	-
D ランク	東京都	150.5	150.6	150.3	154.1	154.8	154.8	153.3	151.7	144.3	-	10.7	11.2	12.3	11.9	11.5	12.1	12.6	10.5	9.0	-
	東京都	153.7	153.1	152.8	152.9	152.4	152.1	152.0	144.3	144.3	-	12.3	11.8	12.4	13.3	13.5	13.6	12.9	11.7	9.2	-
	東京都	156.1	154.3	153.1	157.4	157.4	156.8	149.2	147.4	144.9	-	15.1	15.3	15.4	13.7	13.7	14.3	14.0	14.6	12.9	-
	東京都	153.0	153.6	153.0	149.1	149.9	149.5	149.5	146.0	141.6	-	12.2	11.9	13.2	12.1	11.9	12.8	13.2	12.6	10.6	-
E ランク	東京都	150.7	150.7	152.6	149.3	149.5	151.0	149.5	148.6	144.4	-	14.0	14.5	14.9	12.9	13.0	13.2	13.9	13.2	11.9	-
	東京都	155.3	154.3	154.6	152.6	152.7	153.3	154.3	148.6	144.4	-	13.4	14.0	14.3	13.8	13.3	13.4	13.2	12.5	10.8	-
	東京都	158.0	157.7	157.0	156.2	156.6	156.7	154.4	147.6	144.3	-	11.0	11.7	12.0	12.7	13.1	13.0	11.8	11.4	9.4	-
	東京都	151.6	151.2	150.6	156.4	156.4	156.1	154.4	149.0	144.9	-	13.1	13.2	13.5	12.1	12.1	11.5	12.9	13.0	10.2	-
F ランク	東京都	155.1	153.0	153.2	150.4	150.6	149.8	150.5	148.8	143.9	-	9.6	9.8	10.2	8.5	8.1	7.8	8.1	8.7	7.4	-
	東京都	155.1	153.0	153.2	150.4	150.6	149.8	150.5	148.8	143.9	-	9.6	9.8	10.2	8.5	8.1	7.8	8.1	8.7	7.4	-
	東京都	144.1	142.3	141.7	141.0	139.7	139.6	137.3	134.6	134.3	-	11.8	12.4	12.9	12.7	12.6	12.0	12.3	12.3	11.4	-
	東京都	152.5	152.6	153.0	148.9	149.2	148.9	150.2	148.2	146.9	-	11.6	12.3	13.1	13.6	13.5	14.3	12.6	12.6	10.9	-
G ランク	東京都	153.4	152.6	153.3	153.6	153.2	153.5	151.6	147.6	142.2	-	11.9	12.6	14.0	13.6	13.0	13.1	12.9	12.4	10.7	-
	東京都	152.5	151.9	153.4	151.9	151.5	151.8	151.6	147.6	142.3	-	11.0	11.2	11.9	12.0	11.8	11.9	12.3	14.8	11.5	-
	東京都	149.9	149.5	150.8	151.4	150.4	149.7	145.7	148.6	146.6	-	10.9	10.9	11.7	12.9	12.8	12.9	14.2	12.8	9.8	-
	東京都	155.7	155.0	155.5	154.7	154.7	154.7	155.5	153.1	146.6	-	9.5	9.5	9.9	12.9	13.5	12.6	12.1	11.0	9.9	-
H ランク	東京都	146.8	145.8	145.8	149.8	148.7	148.7	146.0	143.6	140.2	-	10.8	11.5	11.3	11.0	10.8	10.7	10.6	10.8	10.0	-
	東京都	150.8	150.3	149.3	149.3	148.1	148.1	146.2	145.4	140.0	-	11.6	12.0	12.4	12.8	12.4	12.3	11.3	11.3	10.2	-
	東京都	154.9	154.5	155.0	153.7	153.6	154.1	150.4	143.6	145.2	-	10.2	10.6	11.8	13.2	13.1	12.8	13.0	11.3	10.2	-
	東京都	154.9	154.5	155.0	153.7	153.6	154.1	150.4	143.6	145.2	-	10.2	10.6	11.8	13.2	13.1	12.8	13.0	11.3	10.2	-
I ランク	東京都	155.3	154.8	156.2	157.3	156.8	157.4	152.9	147.8	146.0	-	11.2	12.1	12.4	14.2	13.4	13.4	14.8	12.9	10.8	-
	東京都	157.1	157.3	160.1	158.2	158.2	158.1	157.9	152.6	149.5	-	11.2	12.1	12.4	14.2	13.4	13.4	14.8	12.9	10.8	-
	東京都	155.3	153.8	154.3	156.2	156.7	158.1	153.5	149.0	146.7	-	10.4	10.2	10.9	12.3	12.6	13.6	12.5	11.0	9.8	-
	東京都	160.1	159.8	160.6	156.5	156.2	157.0	158.2	153.6	148.3	-	11.8	12.8	13.7	12.9	12.5	13.0	12.8	11.4	10.2	-
J ランク	東京都	154.7	153.0	153.3	154.0	153.7	153.0	146.9	143.2	146.1	-	11.0	11.0	11.5	11.4	11.0	10.5	10.5	9.8	9.8	-
	東京都	154.8	155.2	155.7	153.0	153.6	155.8	150.7	150.5	150.0	-	11.2	11.7	12.4	12.3	12.2	14.7	13.2	12.5	12.2	-
	東京都	154.8	155.2	155.7	153.0	153.6	155.8	150.7	150.5	150.0	-	9.4	9.9	9.7	9.4	9.9	9.7	11.8	11.5	8.6	-
	東京都	153.4	152.2	150.6	153.4	153.8	154.3	155.1	150.5	145.6	-	11.0	11.8	12.1	10.8	11.1	11.7	11.8	11.1	9.7	-
K ランク	東京都	155.3	155.3	155.0	152.1	151.2	153.1	150.9	149.3	148.2	-	11.9	12.2	12.7	13.0	12.4	12.7	11.3	10.9	10.8	-
	東京都	152.5	150.3	150.7	158.4	157.8	157.6	150.9	149.3	148.2	-	10.5	10.2	10.7	13.0	10.4	9.5	12.4	12.7	10.5	-
	東京都	154.7	153.9	154.0	149.0	147.9	146.7	148.9	148.2	146.4	-	12.3	12.2	12.0	13.0	13.1	13.3	12.4	10.6	9.4	-
	東京都	160.3	159.0	157.7	157.3	157.1	157.3	155.1	154.3	149.7	-	9.2	9.0	9.2	10.5	10.9	10.9	10.6	13.0	10.1	-
L ランク	東京都	154.3	152.2	152.1	148.4	148.3	147.4	147.0	145.1	144.6	-	11.0	11.6	11.7	11.9	11.4	12.1	14.5	13.0	10.1	-
	東京都	158.6	157.7	156.4	156.6	156.6	156.7	158.8	152.8	144.6	-	9.4	9.7	10.7	14.9	14.6	16.0	12.6	12.1	8.4	-
	東京都	154.4	153.8	154.7	157.8	157.1	156.6	156.7	152.2	146.4	-	10.2	10.7	10.9	12.1	12.0	14.6	10.9	12.6	9.8	-
	東京都	155.4	154.2	153.9	151.3	151.4	151.4	150.9	148.2	147.5	-	10.0	10.1	10.2	12.1	12.0	12.0	11.0	10.1	9.1	-
M ランク	東京都	153.3	152.3	152.3	155.6	155.6	153.5	149.0	148.2	146.4	-	9.6	9.8	10.3	10.3	9.9	10.6	8.2	9.9	9.5	-
	東京都	150.6	150.4	150.5	150.7	149.9	150.6	146.2	144.0	139.6	-	14.0	14.5	14.9	12.9	13.0	13.2	13.9	13.2	11.9	-
	東京都	155.3	154.8	156.2	157.3	156.8	157.4	152.9	147.8	146.0	-	11.2	12.1	12.4	14.2	13.4	13.4	14.8	12.9	10.8	-
	東京都	157.1	157.3	160.1	158.2	158.2	158.1	157.9	152.6	149.5	-	11.2	12.1	12.4	14.2	13.4	13.4	14.8	12.9	10.8	-
N ランク	東京都	155.3	153.8	154.3	156.2	156.7	158.1	153.5	149.0	146.7	-	10.4	10.2	10.9	12.3	12.6	13.6	12.5	11.0	9.8	-
	東京都	160.1	159.8	160>																	

5 消費者物価指数等の推移 (1) 消費者物価対前年上昇率の推移

ランク	都道府県 (注1・2)	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年				(単位: %)
												1月	2月	3月	4月	5月
A ランク	東京都	△ 0.5	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	0.7	1.1	1.5	2.9	2.9
	神奈川県	△ 0.1	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	0.3	△ 0.4	0.5	1.2	1.7	3.1	2.9
B ランク	大阪府	0.0	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△	1.0	0.6	△ 0.2	△ 0.9	△	0.8	1.0	2.9	2.7
	兵庫県	0.3	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	△	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.4	0.4	0.9	1.4	2.9	3.1
C ランク	京都府	△ 0.2	0.6	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	0.7	1.2	1.6	3.2	3.2
	奈良県	△ 0.1	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	0.0	0.7	1.1	2.9	2.5
D ランク	和歌山県	△ 0.2	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	0.8	1.5	1.5	3.1	2.9
	三重県	△ 0.5	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.8	△ 0.7	0.8	1.1	1.1	2.7	2.3
E ランク	滋賀県	0.0	0.4	3.1	1.8	△ 0.4	0.8	1.2	0.3	0.3	△ 0.8	0.2	0.7	1.2	2.5	2.8
	岐阜県	0.2	1.1	3.5	1.0	△ 0.2	0.7	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	0.5	0.9	0.8	2.5	2.6
F ランク	長野県	△ 0.4	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	0.3	0.7	1.5	3.0	3.1
	新潟県	△ 0.2	0.4	2.9	1.8	△ 0.3	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	0.5	1.1	1.3	2.6	2.9
G ランク	富山県	△ 0.1	0.2	3.1	1.2	△ 0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	1.1	2.0	2.2	3.4	3.2
	石川県	0.2	0.4	3.5	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.2	0.7	1.3	3.0	3.0
H ランク	福井県	0.3	0.8	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	0.8	1.1	1.5	2.7	2.6
	山梨県	△ 0.3	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	0.3	1.3	3.0	2.8
I ランク	静岡県	△ 0.2	0.1	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△	0.1	△ 0.1	0.2	0.4	0.9	1.8	2.2
	愛知県	△ 0.6	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.2	△ 0.1	0.1	1.0	0.5	2.3	2.1
J ランク	岐阜県	△ 0.3	0.4	3.5	1.1	△ 0.2	0.5	1.3	0.7	△	△ 0.4	0.1	0.6	1.0	2.7	2.5
	静岡県	△ 0.5	0.8	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.8	0.1	△ 0.3	0.7	1.1	1.4	3.1	3.4
K ランク	山梨県	△ 0.1	0.3	3.1	2.1	△ 0.0	0.4	1.1	0.6	0.2	△ 0.5	0.0	1.5	0.8	2.1	2.0
	長野県	0.0	0.1	3.9	0.9	△ 0.3	0.3	0.8	1.0	0.3	△ 0.2	0.2	0.4	1.3	3.2	3.3
L ランク	新潟県	0.5	0.3	3.2	1.4	△ 0.2	0.5	1.3	0.1	△ 0.9	△ 0.6	1.2	1.3	1.0	2.9	2.2
	福井県	△ 0.2	0.7	3.4	0.7	△ 0.2	0.7	1.1	0.6	0.3	△ 0.3	0.3	0.9	0.7	2.7	2.5
M ランク	山梨県	△ 0.4	1.0	3.3	0.8	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	△ 0.5	0.8	1.5	1.8	3.5	3.6
	静岡県	△ 0.2	0.2	3.5	1.1	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	1.2	1.4	1.9	3.5	3.5
N ランク	愛知県	△ 0.3	0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.4	0.7	0.0	△ 0.0	0.6	0.9	1.3	2.3	2.0
	岐阜県	0.3	0.4	3.4	1.2	△ 0.1	0.6	1.5	0.8	0.1	△ 0.5	0.4	1.0	1.6	3.4	3.3
O ランク	静岡県	0.2	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	0.4	△ 0.5	△ 0.3	0.3	1.4	1.9	2.3
	愛知県	0.5	0.3	2.7	0.8	△ 0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	0.4	1.1	2.8	2.8
P ランク	岐阜県	0.1	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.6	0.5	0.6	0.9	2.0	2.0
	静岡県	△ 0.2	0.3	3.0	1.1	0.6	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	0.1	0.8	1.1	2.5	2.7
Q ランク	長野県	0.1	0.0	3.4	1.1	0.2	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.1	0.6	1.0	2.6	2.5
	新潟県	0.1	0.2	2.9	1.3	△ 0.1	0.5	0.6	0.4	0.3	△ 0.4	0.1	0.1	0.5	2.1	2.2
R ランク	福井県	0.0	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1	0.4	1.0	2.4	2.5
	山梨県	△ 0.5	0.2	3.1	1.4	0.3	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.3	0.4	0.5	2.3	2.4
S ランク	岐阜県	0.8	0.3	2.9	1.1	0.6	0.5	0.8	0.5	0.2	△ 0.2	△ 0.7	0.8	1.5	2.7	3.2
	静岡県	△ 0.8	0.3	4.0	0.2	△ 0.3	0.5	1.4	0.3	0.7	△ 0.8	△ 0.7	0.2	0.7	1.7	2.2
T ランク	長野県	△ 0.3	0.5	3.7	0.5	0.0	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	1.5	2.1	0.7	2.9	3.1
	新潟県	0.2	0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.7	△ 0.6	△ 0.3	2.3	2.3	2.7	6.8	3.8
U ランク	福井県	△ 0.3	0.4	3.1	0.8	0.6	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	0.2	0.6	1.0	4.1	2.5
	山梨県	△ 0.3	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	△ 0.0	0.5	0.8	1.2	2.6	3.6

資料出所 総務省「消費者物価指数」
(注) 1 数値は、都道府県庁所在地の都市のものである。
2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移

ラック・都道府県 (注1、2)		消費者物価地域差指数 (全国平均=100)											
ラック	都道府県	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年		
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
A ラック	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
	東京都	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3		
	神奈川県	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6		
	大阪府	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7		
	愛知県	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9		
B ラック	埼玉県	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1		
	千葉県	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6		
	東京都	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1		
	兵庫県	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9		
	静岡県	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9		
	岡崎県	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4		
	愛知県	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6		
	岐阜県	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.2	98.9	98.7	99.5		
	長野県	101.2	99.8	97.2	99.3	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0		
	富山県	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0		
C ラック	山梨県	99.9	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2		
	山梨県	99.6	99.9	98.6	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2		
	山梨県	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5		
	静岡県	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0		
	石川県	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9		
	香川県	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3		
	愛媛県	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9		
	宮城県	97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6		
	福井県	97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0		
	山梨県	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3		
	岐阜県	98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1		
	静岡県	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	99.3	99.3	99.4	99.0	99.0		
	福井県	101.7	102.0	100.5	98.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1		
	北海道	99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6		
	新潟県	98.6	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7		
D ラック	新潟県	100.3	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1		
	島根県	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6		
	分形県	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1		
	愛媛県	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	99.4	99.4	100.1	100.3	100.5		
	根室市	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6		
	取手市	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2		
	島根県	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8		
	熊本市	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.4	98.4	98.7	98.7	99.0		
	長崎県	102.3	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9		
	高松市	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1		
	岩手県	98.9	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5		
	佐賀県	99.3	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6		
	青森県	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0		
	秋田県	99.5	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8		
	宮城県	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6		
	沖縄県	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6		

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）
 (注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在地都市のものである。
 2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

6 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数 (万人)					増減 (%)				
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
A ランク	東京	750	797	812	806	-	1.7	6.3	1.9	△ 0.7	-
	神奈川	276	299	303	302	-	1.4	8.2	1.3	△ 0.5	-
	大阪	392	389	394	394	-	2.0	△	1.2	0.0	-
	愛知	302	319	320	319	-	0.7	5.5	0.4	△ 0.3	-
	埼玉	209	211	214	215	-	0.3	1.2	1.5	0.2	-
B ランク	千葉	169	174	172	172	-	0.8	2.6	△ 0.9	△ 0.1	-
	都府県	88	92	95	95	-	1.0	4.2	4.1	△ 0.8	-
	兵庫	172	180	182	180	-	△	4.7	0.9	△ 1.0	-
	静岡	140	140	141	141	-	0.1	△ 0.2	1.0	△ 0.4	-
	滋賀	49	51	51	50	-	2.2	3.5	△ 0.9	△ 0.4	-
	茨城	100	99	99	98	-	0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	-
	栃木	71	70	70	70	-	△	1.7	0.6	0.2	-
	群馬	101	105	107	107	-	0.4	4.6	1.7	0.2	-
	長野	73	75	74	75	-	0.8	2.8	△ 0.7	1.8	-
	富山	42	42	42	42	-	1.1	0.1	0.1	0.9	-
	三重	63	65	65	65	-	0.8	3.3	0.1	0.8	-
	山梨	28	29	29	29	-	1.4	4.1	1.5	△ 0.1	-
	群馬	71	73	73	71	-	0.1	3.4	△ 0.1	△ 2.7	-
	山梨	68	68	68	68	-	0.4	0.5	0.7	△ 1.1	-
	山梨	44	44	43	43	-	0.2	△ 1.8	2.3	△ 1.0	-
C ランク	香川	34	34	35	34	-	1.5	0.9	1.3	△ 1.4	-
	奈良	33	39	39	39	-	△ 1.7	16.4	0.2	1.1	-
	宮城	83	81	80	80	-	△	2.3	△ 0.8	0.4	-
	福岡	166	180	180	182	-	0.3	8.4	△ 0.3	1.0	-
	山口	50	48	49	48	-	1.5	△ 2.5	0.2	△ 0.3	-
	岐阜	66	68	68	68	-	△ 0.2	2.0	0.2	0.0	-
	井ノ口	29	30	30	30	-	0.8	0.7	1.2	△ 1.3	-
	和歌山	28	29	29	29	-	0.9	3.3	0.1	△ 2.9	-
	北海道	177	177	179	180	-	0.9	△ 0.3	1.4	△ 0.5	-
	新潟	81	80	82	82	-	△ 0.2	△ 0.7	2.5	△ 0.2	-
	徳島	23	24	23	24	-	△ 0.1	4.4	△ 1.4	1.9	-
	徳島	68	65	66	66	-	1.2	△ 4.3	1.7	0.5	-
	大分	39	38	38	38	-	0.2	△ 2.5	0.2	△ 0.3	-
	山形	38	38	38	38	-	0.5	△ 0.9	1.3	△ 0.8	-
D ランク	愛媛	43	45	46	45	-	1.7	3.8	1.4	△ 0.8	-
	鳥取	24	23	24	23	-	0.9	△ 1.2	1.1	△ 1.8	-
	熊本	18	18	18	18	-	0.9	△ 3.7	1.2	0.0	-
	長崎	54	57	58	57	-	0.3	5.2	0.9	△ 1.8	-
	高知	42	43	43	42	-	△ 0.1	1.9	1.1	△ 3.2	-
	岩手	22	23	23	23	-	2.2	2.8	0.9	△ 0.4	-
	鹿島	41	42	42	42	-	△ 0.4	2.4	△ 1.4	0.3	-
	佐賀	25	28	28	28	-	0.5	8.2	4.0	△ 1.2	-
	青森	41	42	42	42	-	△ 1.2	8.5	0.3	△ 1.1	-
	秋田	32	33	33	33	-	0.4	4.5	△ 0.5	△ 1.0	-
	宮崎	31	34	35	35	-	0.5	2.1	0.5	△ 1.3	-
	沖縄	41	46	47	47	-	1.5	9.5	1.4	△ 0.7	-
	全国計	5,003	4,981	5,078	5,130	5,189	2.5	1.1	2.0	1.0	1.2

資料出所 厚生労働省「毎月労働統計調査(地方調査)」

(注) 1 事業所単位(5人以上の労働者)

資料出所 厚生労働省「毎月労働統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模5人以上の数値である。

2 全国計の数値は、毎月労働統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。

4 令和3年結果は、令和4年6月下旬公表予定。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
A ランク	東京都	983	1,006	1,028	1,039	1,056	3.1	2.3	2.2	1.0	1.6
	神奈川県	215	220	223	226	228	3.2	2.0	1.4	1.3	1.0
	大阪府	354	362	368	370	373	2.8	2.2	1.7	0.7	0.9
	愛知県	281	286	291	293	294	3.1	1.9	1.8	0.5	0.4
	埼玉県	148	151	154	156	159	4.1	2.4	1.7	1.5	1.7
B ランク	千葉県	119	122	124	126	128	4.6	2.4	2.0	1.5	1.3
	東京都	74	75	76	77	77	2.6	1.4	1.3	0.8	0.1
	兵庫県	138	141	142	143	144	3.3	1.8	1.3	0.6	0.3
	静岡県	115	117	118	118	119	3.0	1.5	1.2	0.2	0.5
	滋賀県	38	39	40	40	40	3.6	2.1	1.8	0.3	△ 0.0
C ランク	茨城県	78	79	80	81	82	3.1	1.8	1.3	0.9	1.0
	栃木県	56	57	58	58	59	2.9	1.8	1.3	0.8	1.0
	群馬県	99	101	102	102	103	2.5	1.5	0.9	0.3	0.8
	埼玉県	62	63	64	64	64	2.5	1.6	1.0	0.2	0.3
	千葉県	37	37	37	37	37	2.3	1.0	0.6	△ 0.3	△ 0.4
D ランク	東京都	49	50	50	51	51	3.2	2.3	1.2	△ 0.1	0.4
	東京都	22	22	22	23	23	3.3	2.2	1.5	0.7	0.6
	東京都	60	61	62	63	63	3.4	2.2	1.6	0.8	0.2
	東京都	59	60	60	61	60	2.7	1.1	1.2	0.9	△ 0.4
	東京都	38	38	39	39	39	3.1	1.7	0.8	0.0	△ 0.3
E ランク	東京都	32	32	33	33	32	2.5	1.4	0.9	0.8	△ 2.8
	東京都	24	25	25	25	25	3.7	1.9	1.3	0.8	0.2
	東京都	72	73	74	74	74	2.8	1.4	0.9	0.0	0.1
	東京都	168	172	174	177	178	3.6	2.0	1.5	1.4	0.6
	東京都	40	41	41	41	41	2.6	1.0	0.7	0.0	△ 0.2
F ランク	東京都	59	60	60	60	61	2.8	1.6	1.2	0.4	0.3
	東京都	26	26	26	26	26	2.8	1.1	0.9	0.3	△ 0.1
	東京都	24	24	24	24	25	2.7	1.2	1.1	0.8	0.1
	東京都	152	154	156	157	157	1.6	1.2	1.1	0.6	△ 0.3
	東京都	72	73	73	73	73	1.0	0.4	0.7	△ 0.3	△ 0.4
G ランク	東京都	58	58	58	58	58	2.0	0.9	0.4	△ 0.3	△ 0.3
	東京都	33	34	34	33	33	2.5	1.0	0.1	△ 0.1	△ 0.5
	東京都	32	33	33	32	32	1.6	0.8	0.2	△ 0.6	△ 0.4
	東京都	40	41	41	41	41	2.5	1.2	0.5	0.2	△ 0.8
	東京都	20	21	21	21	20	1.9	0.7	0.3	△ 0.8	△ 0.5
H ランク	東京都	16	16	16	16	16	2.3	2.4	1.1	0.7	△ 0.6
	東京都	48	49	49	50	50	2.5	0.8	0.0	△ 0.1	△ 0.5
	東京都	37	37	37	37	37	2.3	0.5	0.1	△ 0.2	△ 1.0
	東京都	20	20	20	20	20	1.8	0.6	0.2	△ 0.4	△ 0.7
	東京都	37	37	37	37	37	1.6	0.9	0.8	0.3	0.3
I ランク	東京都	45	46	46	46	46	2.2	1.2	0.6	0.4	0.2
	東京都	24	24	24	24	24	1.9	0.7	0.3	△ 0.5	△ 0.8
	東京都	36	36	36	36	35	1.4	0.3	0.2	0.4	0.0
	東京都	29	29	29	29	29	2.7	1.5	0.9	0.3	0.2
	東京都	30	30	30	30	30	4.4	2.7	2.2	2.0	1.2
全国計		4,256	4,335	4,399	4,430	4,461	3.0	1.8	1.5	0.7	0.7

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

(注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。

2 一括適用事業所となつた場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。

3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。

4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。

(3) 就業者数 (ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	都道府県	人数 (万人)					増減 (%)				
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
A ランク	東京	770	795	810	816	823	2.3	3.2	1.9	0.7	0.9
	神奈川	485	496	509	505	500	1.6	2.3	2.6	△ 0.8	△ 1.0
	大阪	435	443	459	463	463	1.1	2.0	3.6	0.7	0.0
	愛知	396	408	414	414	417	1.1	2.9	1.6	0.0	0.6
	埼玉	382	392	398	396	399	1.8	2.6	1.4	△ 0.4	0.6
B ランク	千葉	328	333	337	337	337	1.1	1.6	1.1	0.2	0.6
	京都	134	135	136	136	136	1.4	1.0	0.8	0.0	△ 0.1
	兵庫	272	275	276	275	277	1.5	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.4
	静岡	197	200	200	198	198	1.6	1.6	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.3
	滋賀	73	76	77	76	75	5.2	3.0	1.7	△ 0.8	△ 1.6
	茨城	149	150	151	150	150	0.6	0.9	0.3	△ 0.2	△ 0.1
	栃木	103	103	103	103	103	0.5	0.7	0.2	△ 0.3	△ 0.2
	群馬	143	144	145	145	145	1.1	0.6	0.7	△ 0.3	△ 0.1
	長野	112	114	114	114	112	0.8	1.4	0.3	△ 0.4	△ 1.3
	富山	56	56	56	56	56	△ 0.2	0.5	0.2	△ 0.2	△ 0.4
C ランク	三重	93	96	99	96	95	△ 2.1	3.6	3.2	△ 2.8	△ 1.3
	山梨	44	45	45	44	44	5.3	3.2	△ 0.2	△ 2.9	0.7
	群馬	101	102	103	103	103	0.7	1.6	0.6	△ 0.1	0.0
	岡山	95	95	96	96	96	0.6	0.7	0.2	0.1	0.0
	石川	61	62	62	61	61	0.2	1.5	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.8
	香川	48	49	49	49	49	0.8	1.7	0.0	△ 0.2	△ 1.2
	奈良	65	66	66	66	66	1.6	1.4	0.5	0.0	0.0
	宮城	119	122	123	122	122	2.8	1.8	1.0	△ 0.4	△ 0.6
	福岡	254	258	261	262	262	1.8	1.7	0.9	0.4	0.0
	山口	69	70	69	68	68	0.6	1.2	△ 0.6	△ 1.4	△ 0.4
D ランク	岐阜	111	112	113	113	113	1.0	1.3	0.3	0.0	0.1
	福井	42	42	43	43	42	△ 1.2	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.9
	和歌山	49	48	48	48	46	0.6	2.5	1.9	△ 1.4	△ 2.7
	北海道	258	264	267	263	261	0.4	2.4	0.9	△ 1.2	△ 0.8
	新潟	118	119	118	117	117	0.5	0.9	△ 0.2	△ 0.9	△ 0.6
	徳島	36	36	36	36	36	0.3	0.6	0.0	△ 0.6	△ 0.6
	福島	98	98	98	98	97	0.5	0.4	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.5
	大分	58	59	59	59	59	0.3	1.2	1.0	0.0	△ 1.2
	山形	57	58	59	58	58	△ 1.6	1.8	1.7	△ 1.9	0.2
	愛媛	67	68	69	69	68	0.6	1.3	0.6	△ 0.3	△ 1.3
全国計	総務省統計局「労働力調査都道府県別結果 (モデル推計値)」	6,542	6,682	6,750	6,710	6,713	1.1	2.1	1.0	△ 0.6	0.0
	総務省統計局「労働力調査都道府県別結果 (モデル推計値)」	6,542	6,682	6,750	6,710	6,713	1.1	2.1	1.0	△ 0.6	0.0
	総務省統計局「労働力調査都道府県別結果 (モデル推計値)」	6,542	6,682	6,750	6,710	6,713	1.1	2.1	1.0	△ 0.6	0.0
	総務省統計局「労働力調査都道府県別結果 (モデル推計値)」	6,542	6,682	6,750	6,710	6,713	1.1	2.1	1.0	△ 0.6	0.0
	総務省統計局「労働力調査都道府県別結果 (モデル推計値)」	6,542	6,682	6,750	6,710	6,713	1.1	2.1	1.0	△ 0.6	0.0
	総務省統計局「労働力調査都道府県別結果 (モデル推計値)」	6,542	6,682	6,750	6,710	6,713	1.1	2.1	1.0	△ 0.6	0.0
	総務省統計局「労働力調査都道府県別結果 (モデル推計値)」	6,542	6,682	6,750	6,710	6,713	1.1	2.1	1.0	△ 0.6	0.0
	総務省統計局「労働力調査都道府県別結果 (モデル推計値)」	6,542	6,682	6,750	6,710	6,713	1.1	2.1	1.0	△ 0.6	0.0
	総務省統計局「労働力調査都道府県別結果 (モデル推計値)」	6,542	6,682	6,750	6,710	6,713	1.1	2.1	1.0	△ 0.6	0.0
	総務省統計局「労働力調査都道府県別結果 (モデル推計値)」	6,542	6,682	6,750	6,710	6,713	1.1	2.1	1.0	△ 0.6	0.0

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果 (モデル推計値)」

(注) 1 都道府県別に調査するようによりに標準設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標準規模も小さいことなどから、標準設計が大きく、利用に際して注意が必要。

2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

III 業 務 統 計 資 料 編

(1) 令和3年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ラン ク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額				結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
			最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東 京	1013	1041	103	28	2.76%	7月21日	■ 使側退席3 使側棄権3	10月1日
A	神奈川	1012	1040	103	28	2.77%	8月4日	●	10月1日
A	大 阪	964	992	103	28	2.90%	8月4日	●	10月1日
A	愛 知	927	955	103	28	3.02%	8月5日	●	10月1日
A	埼 玉	928	956	103	28	3.02%	8月5日	○	10月1日
A	千 葉	925	953	103	28	3.03%	8月5日	● 使側棄権1	10月1日
B	京 都	909	937	103	28	3.08%	8月5日	●	10月1日
B	兵 庫	900	928	103	28	3.11%	8月5日	●	10月1日
B	静 岡	885	913	103	28	3.16%	8月6日	●	10月2日
B	滋 賀	868	896	103	28	3.23%	8月4日	●	10月1日
B	茨 城	851	879	103	28	3.29%	8月5日	○	10月1日
B	栃 木	854	882	103	28	3.28%	8月5日	●	10月1日
B	広 島	871	899	103	28	3.21%	8月5日	●	10月1日
B	長 野	849	877	103	28	3.30%	8月5日	●	10月1日
B	富 山	849	877	103	28	3.30%	8月5日	●	10月1日
B	三 重	874	902	103	28	3.20%	8月5日	●	10月1日
B	山 梨	838	866	103	28	3.34%	8月5日	●	10月1日
C	群 馬	837	865	103	28	3.35%	8月6日	●	10月2日
C	岡 山	834	862	103	28	3.36%	8月6日	●	10月2日
C	石 川	833	861	103	28	3.36%	8月11日	○	10月7日
C	香 川	820	848	103	28	3.41%	8月5日	●	10月1日
C	奈 良	838	866	103	28	3.34%	8月5日	●	10月1日
C	宮 城	825	853	103	28	3.39%	8月5日	●	10月1日
C	福 岡	842	870	103	28	3.33%	8月5日	●	10月1日
C	山 口	829	857	103	28	3.38%	8月5日	●	10月1日
C	岐 阜	852	880	103	28	3.29%	8月3日	●	10月1日
C	福 井	830	858	103	28	3.37%	8月5日	●	10月1日
C	和歌山	831	859	103	28	3.37%	8月5日	●	10月1日
C	北海道	861	889	103	28	3.25%	8月5日	●	10月1日
C	新 潟	831	859	103	28	3.37%	8月5日	●	10月1日
C	徳 島	796	824	104	28	3.52%	8月5日	●	10月1日
D	福 島	800	828	104	28	3.50%	8月5日	○ 使側棄権1	10月1日
D	大 分	792	822	104	30	3.79%	8月10日	●	10月6日
D	山 形	793	822	104	29	3.66%	8月6日	●	10月2日
D	愛 媛	793	821	104	28	3.53%	8月5日	●	10月1日
D	島 根	792	824	104	32	4.04%	8月6日	○	10月2日
D	鳥 取	792	821	104	29	3.66%	8月10日	●	10月6日
D	熊 本	793	821	104	28	3.53%	8月5日	●	10月1日
D	長 崎	793	821	104	28	3.53%	8月6日	●	10月2日
D	高 知	792	820	104	28	3.54%	8月6日	●	10月2日
D	岩 手	793	821	104	28	3.53%	8月6日	●	10月2日
D	鹿児島	793	821	104	28	3.53%	8月6日	●	10月2日
D	佐 賀	792	821	104	29	3.66%	8月10日	▲	10月6日
D	青 森	793	822	104	29	3.66%	8月10日	●	10月6日
D	秋 田	792	822	104	30	3.79%	8月5日	●	10月1日
D	宮 崎	793	821	104	28	3.53%	8月10日	●	10月6日
D	沖 縄	792	820	104	28	3.54%	8月12日	▲	10月8日
全国加重平均額		902	930	103	28	3.12%	—	—	—

備考

1 全国加重平均額 930円

2 答申時の裁決状況 ○全会一致3件 ●使用者側反対38件 ▲労働者側反対2件

○使側一部反対3件 ■使用者側退席1件

3 答申時期 前年より早い20件 前年より遅い15件 前年と同じ12件

4 発効日 前年より早い14件 前年より遅い25件 前年と同じ8件 (前年据え置きであった場合は、前々年と比較)

5 目安との比較 目安を上回る7件 (前年度引き上げは40)

6 異議申出状況 44局 (前年度46局)

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	都道府県名
都道府県名	京 東	京 東	京 東	京 東	京 東	京 東	京 東	京 東	京 東	京 東	京 東
A ランク	+3	+3	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+1	京 東 神 奈 川 大 阪 愛 知 玉 手 宮 崎 鹿 嶋 大 分 形 媛 根 取 本 崎 知 手 島 賀 森 田 崎 瀬
B ランク	+2	+2	+2	+2	+2	+2	+2	+2	+2	+2	都 府 岡 賀 城 木 島 野 山 重 梨 馬 山 川 良 城 岡 口 阜 井 山 道 湯 島
C ランク	+3	+3	+3	+3	+3	+3	+3	+3	+3	+3	都 府 岡 賀 城 木 島 野 山 重 梨 馬 山 川 良 城 岡 口 阜 井 山 道 湯 島
D ランク	+4	+4	+4	+4	+4	+4	+4	+4	+4	+4	都 府 岡 賀 城 木 島 野 山 重 梨 馬 山 川 良 城 岡 口 阜 井 山 道 湯 島

(注) 令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

年度		平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	都道府県
都道府県名	東京	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	東京都
	神奈川	10.1	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	神奈川県
A	大阪	9.30	10.18	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1	10.1	10.1	大阪府
	愛知	10.1	10.26	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	愛知県
ラ	埼玉	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	埼玉県
	千葉	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	千葉県
B	都	10.14	10.24	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	東京都
	兵庫	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	兵庫県
ラ	静岡	10.12	10.12	10.5	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4	10.1	10.1	静岡県
	滋賀	10.6	10.25	10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	10.3	10.1	10.1	滋賀県
ン	茨城	10.6	10.19	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	茨城県
	栃木	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	栃木県
ク	広島	10.1	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	広島県
	長野	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	長野県
ク	富山	11.4	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	富山県
	三重	9.30	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	三重県
C	山梨	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	山梨県
	群馬	10.10	10.13	10.5	10.8	10.6	10.14	10.3	10.1	10.9	10.1	群馬県
ラ	馬	10.24	10.30	10.5	10.2	10.1	10.7	10.6	10.6	10.3	10.2	群馬県
	山	10.6	10.19	10.5	10.1	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	10.2	山梨県
ン	川	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	10.7	山梨県
	香	10.6	10.20	10.3	10.7	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	山梨県
ク	宮	10.19	10.31	10.16	10.3	10.6	10.1	10.4	10.5	10.1	10.1	山梨県
	福	10.13	10.18	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	山梨県
ク	山	10.1	10.10	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5	10.1	10.1	山梨県
	口	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	山梨県
ク	阜	10.6	10.13	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	山梨県
	井	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	山梨県
ク	和歌山	10.1	10.19	10.17	10.2	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	10.1	和歌山県
	北海道	10.18	10.18	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	和歌山県
ク	新潟	10.5	10.26	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	和歌山県
	徳島	10.19	10.30	10.1	10.4	10.1	10.5	10.1	10.6	10.1	10.1	和歌山県
D	島	10.1	10.6	10.4	10.3	10.1	10.5	10.1	10.1	10.4	10.1	徳島県
	大	10.4	10.20	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.1	徳島県
ラ	分	10.24	10.24	10.17	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	徳島県
	山	10.24	10.31	10.12	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.1	10.6	徳島県
ン	愛	10.14	11.6	10.5	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.2	徳島県
	島	10.20	10.25	10.8	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	徳島県
ク	根	10.1	10.20	10.1	10.4	10.12	10.6	10.5	10.1	10.1	10.2	徳島県
	取	10.24	10.30	10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.5	10.2	10.6	徳島県
ク	本	10.26	10.26	10.26	10.18	10.16	10.13	10.6	10.3	10.1	10.1	徳島県
	崎	10.20	10.27	10.4	10.16	10.5	10.1	10.5	10.5	10.3	10.2	徳島県
ク	知	10.13	10.27	10.4	10.16	10.1	10.1	10.1	10.5	10.3	10.2	徳島県
	手	10.21	10.26	10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	10.4	10.3	10.2	徳島県
ク	鹿	10.12	10.24	10.4	10.4	10.20	10.6	10.4	10.4	10.3	10.2	徳島県
	賀	10.13	10.26	10.5	10.7	10.6	10.6	10.4	10.4	10.3	10.6	徳島県
ク	森	10.26	11.2	10.16	10.16	10.1	10.6	10.1	10.4	10.3	10.1	徳島県
	田	10.25	10.26	10.24	10.16	10.1	10.6	10.1	10.4	10.3	10.1	徳島県
ク	秋	10.26	10.26	10.16	10.16	10.1	10.6	10.1	10.4	10.3	10.1	徳島県
	宮	10.25	10.26	10.24	10.9	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	10.8	徳島県

(4) 加重平均額と引上げ率の推移 (全国・ランク別)

(単位:円)

ランク	年度	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
全 国		749 (1.63)	764 (2.00)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)	930 (3.10)
	Aランク	817 (1.62)	836 (2.33)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)	1,004 (2.87)
	Bランク	734 (1.24)	747 (1.77)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)	903 (3.20)
	Cランク	699 (1.16)	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)	867 (3.34)
	Dランク	654 (0.93)	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)	822 (3.66)

(注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。

2 ()内は引上げ率(%)を示す。

3 各ランクは、各年度における適用ランクである。

4 平成23年度と平成29年度はランク区分の入替え (例えば平成29年度は、埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C)があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

ランク	年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
① 最高額 (円)		708 東京	708 東京	710 東京	714 東京	719 東京	739 東京	766 東京 神奈川	791 東京	821 東京	837 東京
② 最低額 (円)		604 沖縄	605 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	606 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	608 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	610 青森 岩手 秋田 沖縄	618 秋田 沖縄	627 宮崎 鹿児島 沖縄	629 佐賀 長崎 宮崎 沖縄	642 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	645 岩手 高知 沖縄
格差 ②/①×100		85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2	77.1

ランク	年度	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
① 最高額 (円)		850 東京	869 東京	888 東京	907 東京	932 東京	958 東京	985 東京	1,013 東京	1,013 東京	1,041 東京
② 最低額 (円)		652 島根 高知	664 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 宮崎 大分 宮崎 沖縄	677 鳥取 高知 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄	820 高知 沖縄
格差 ②/①×100		76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：%)

年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
都道府県	東京	1.55	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	2.76
A	神奈川	1.56	2.24	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	2.77
ラ	大阪	1.78	2.38	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99	2.90
ン	愛知	1.07	2.90	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12	3.02
ク	埼玉	1.58	1.82	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12	3.02
	千葉	1.07	2.78	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13	3.03
B	東京都	1.07	1.84	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06	3.08
ラ	兵庫県	1.35	1.60	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21	3.11
ン	静岡県	0.96	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	3.16
ク	滋賀県	0.99	1.96	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22	3.23
	茨城県	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	3.29
	栃木県	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	3.28
	群馬県	1.27	2.32	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	3.21
	長野県	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	3.30
	富山県	1.16	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	3.30
	山梨県	0.98	1.80	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19	3.20
	三重県	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	3.34
C	群馬県	0.87	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	3.35
ラ	山梨県	0.88	1.74	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22	3.36
ン	千葉県	0.87	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	3.36
ク	東京都	1.05	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	3.41
	埼玉県	0.87	1.57	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21	3.34
	茨城県	1.48	1.61	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26	3.39
	栃木県	0.86	1.57	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32	3.33
	群馬県	0.88	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37	3.38
	山梨県	0.85	1.54	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15	3.29
	埼玉県	0.88	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	3.37
	千葉県	0.73	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36	3.37
	東京都	1.99	2.09	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11	3.25
	北海道	0.88	1.74	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36	3.37
	新潟県	1.08	1.83	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52	3.52
D	徳島県	0.91	1.66	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37	3.50
ラ	福井県	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	3.79
ン	山形県	1.08	1.68	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54	3.66
ク	愛媛県	1.08	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40	3.53
	島根県	0.93	1.84	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40	4.04
	広島県	1.08	1.68	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67	3.66
	熊本県	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	3.53
	鹿児島県	1.08	1.68	1.96	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	3.54
	高知県	1.09	1.84	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67	3.53
	岩手県	1.24	1.84	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.81	3.53
	宮城県	1.08	1.68	1.95	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	3.66
	秋田県	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	3.79
	青森県	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	3.53
	宮城県	1.08	1.68	2.11	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	3.54
	沖縄県	1.24	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	3.54

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

事 項 別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
3	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
4	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7

(注) 各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況 (令和4年1月～3月、全国計)

業 種	合 計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	4,616	506	11.0%	4,269	467	10.9%	347	39	11.2%
01 食料品製造業	1,292	131	10.1%	1,285	131	10.2%	7	0	0.0%
02 繊維工業	276	35	12.7%	276	35	12.7%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	413	42	10.2%	413	42	10.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	114	9	7.9%	113	9	8.0%	1	0	0.0%
05 家具・装備品製造業	70	6	8.6%	70	6	8.6%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	122	15	12.3%	122	15	12.3%	0	0	-
07 印刷・製本業	171	20	11.7%	171	20	11.7%	0	0	-
08 化学工業	367	49	13.4%	365	49	13.4%	2	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	94	10	10.6%	79	8	10.1%	15	2	13.3%
10 鉄鋼業	16	1	6.3%	10	1	10.0%	6	0	0.0%
11 非鉄金属製造業	24	3	12.5%	18	2	11.1%	6	1	16.7%
12 金属製品製造業	230	13	5.7%	228	13	5.7%	2	0	0.0%
13 一般機械器具製造業	175	18	10.3%	128	12	9.4%	47	6	12.8%
14 電気機械器具製造業	328	40	12.2%	132	16	12.1%	196	24	12.2%
15 輸送用機械等製造業	111	9	8.1%	51	5	9.8%	60	4	6.7%
16 電気・ガス・水道業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	812	105	12.9%	807	103	12.8%	5	2	40.0%
02 鉱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	174	15	8.6%	174	15	8.6%	0	0	-
01 土木工事業	43	5	11.6%	43	5	11.6%	0	0	-
02 建築工事業	80	7	8.8%	80	7	8.8%	0	0	-
03 その他の建設業	51	3	5.9%	51	3	5.9%	0	0	-
04 運輸交通業	45	10	22.2%	45	10	22.2%	0	0	-
02 道路旅客運送業	9	2	22.2%	9	2	22.2%	0	0	-
03 道路貨物運送業	36	8	22.2%	36	8	22.2%	0	0	-
05 貨物取扱業	8	3	37.5%	8	3	37.5%	0	0	-
1号～5号 計	4,845	534	11.0%	4,498	495	11.0%	347	39	11.2%
06 農林業	114	17	14.9%	114	17	14.9%	0	0	-
01 農業	109	17	15.6%	109	17	15.6%	0	0	-
02 林業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	33	6	18.2%	33	6	18.2%	0	0	-
01 畜産業	21	4	19.0%	21	4	19.0%	0	0	-
02 水産業	12	2	16.7%	12	2	16.7%	0	0	-
08 商業	5,655	598	10.6%	5,611	589	10.5%	44	9	20.5%
01 卸売業	985	88	8.9%	985	88	8.9%	0	0	-
02 小売業	3,849	442	11.5%	3,805	433	11.4%	44	9	20.5%
03 理美容業	721	61	8.5%	721	61	8.5%	0	0	-
04 その他の商業	100	7	7.0%	100	7	7.0%	0	0	-
09 金融・広告業	67	5	7.5%	67	5	7.5%	0	0	-
01 金融業	5	1	20.0%	5	1	20.0%	0	0	-
02 広告・あっせん業	62	4	6.5%	62	4	6.5%	0	0	-
10 映画・演劇業	6	2	33.3%	6	2	33.3%	0	0	-
11 通信業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	79	5	6.3%	79	5	6.3%	0	0	-
13 保健衛生業	740	79	10.7%	740	79	10.7%	0	0	-
01 医療保健業	212	24	11.3%	212	24	11.3%	0	0	-
02 社会福祉施設	494	50	10.1%	494	50	10.1%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	34	5	14.7%	34	5	14.7%	0	0	-
14 接客娯楽業	2,752	292	10.6%	2,752	292	10.6%	0	0	-
01 旅館業	507	53	10.5%	507	53	10.5%	0	0	-
02 飲食店	2,120	226	10.7%	2,120	226	10.7%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	125	13	10.4%	125	13	10.4%	0	0	-
15 清掃・と畜業	321	26	8.1%	321	26	8.1%	0	0	-
16 官公署	2	1	50.0%	2	1	50.0%	0	0	-
17 その他の事業	350	42	12.0%	350	42	12.0%	0	0	-
01 派遣業	29	1	3.4%	29	1	3.4%	0	0	-
02 その他の事業	321	41	12.8%	321	41	12.8%	0	0	-
6号～17号 計	10,120	1,073	10.6%	10,076	1,064	10.6%	44	9	20.5%
合 計	14,965	1,607	10.7%	14,574	1,559	10.7%	391	48	12.3%

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）・
新しい資本主義実行計画工程表

＜関係部分抜粋＞

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、必要不可欠な財政出動や税制改正は中長期的観点から機動的に行う。この際、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GX及びDXへの投資の4本柱に、投資を重点化する。

1. 人への投資と分配

モノからコトへにも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中において創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっている。また、これまで、ともすれば安価な労働力供給に依存してコストカットで生産性を高めてきた我が国も、労働力不足時代に入り、人への投資を通じた付加価値の向上が極めて重要となっている。

さらに、気候変動問題への対応や少子高齢化・格差の是正、エネルギーや食料を含めた経済安全保障の確保といった社会的課題を解決するのは人であり、人への投資は最も重要な投資である。

このため、賃金等のフローはもとより、教育・資産形成等のストックの面からも人への投資を徹底的に強化する。また、子供期・現役期・高齢期のライフサイクルに応じた環境整備を強化する。

（1）賃金引き上げの推進

先進国の労働分配率（雇用者報酬を国民総所得（GNI）で割った値）は、趨勢的に低下傾向にある。

さらに、先進国の家計消費と可処分所得の動向を見ると、可処分所得が伸びると、家計消費が伸びる傾向にある。日本の家計消費が伸び悩む理由は、可処分所得の伸びが十分ではないことが主な理由である¹。

我が国の大きな課題として、単位時間当たりの労働生産性の伸びは決して諸外国と比べても悪くないにもかかわらず、賃金の伸びが低い²。賃金が伸びなければ、消費にはつながらず、次なる成長も導き出せない。

労働生産性を上昇させるとともに、それに見合った形で賃金を伸ばすために、官民で連携して取り組んでいく。

¹ 基礎資料 P1：家計消費と可処分所得の伸び率の国際比較

² 基礎資料 P2：1人当たり実質賃金の伸び率の国際比較

本年の春闘においては、ここ数年低下してきている賃金引上げの水準³が反転し、新しい資本主義の時代にふさわしい、賃金引上げが実現しつつある。引き続き、官民が連携して、賃金引上げの社会的雰囲気醸成していくことが重要である。新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。

①賃上げ税制等の一層の活用

民間企業のより積極的な賃金引上げを支援するための環境整備として、賃上げ税制について税額控除率を大胆に引き上げる（大企業：20%→30%、中小企業：25%→40%）等、抜本的に拡充を図った。全国各地での説明会の実施や地方局、労働基準監督署等政府機関における周知に加え、商工会議所・商工会等の中小企業団体による説明会の実施等による周知を徹底することを通じて、本税制の一層の活用を促進する。

また、税制の効果が出にくい、赤字の中小企業の賃金引上げを支援するため、ものづくり補助金や持続化補助金において、赤字でも賃金を引き上げた中小企業への補助率を引き上げる特別枠を設けたほか、政府調達において、賃金引上げを行う企業に対して、加点を行う等、調達方法の見直しを図った。これらの取組とあわせて、賃金引上げをより一層推進していく。

②重点業種を示した政府を挙げた中小下請取引適正化

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める。

調査の結果、価格転嫁を困難にする主な阻害要因としては、値上げ要請を理由とする取引先の変更や取引の打ち切りのリスク、売り先の価格競争の影響による転嫁の受け入れ困難、発注者の立場が強く価格交渉が困難である等の点が見受けられた。

こうした実態を踏まえ、サプライチェーンのつながりについて、i)生活関連商品の製造・販売、ii)部品・完成品のものづくり、iii)サービスの提供の3つの類型に整理し、22業種10万社程度を対象に独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する調査を行う。調査を踏まえ、立入調査を行う等、適正な取引環境の実現につなげる。

独占禁止法上の優越的地位の濫用に関して、問題となる事例を追加した、サプライチェーン全体における取引の適正化のためのガイドラインを策定する。

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言の実効性を強化するため、宣言企業に対する調査を実施し、実行状況について、フォローアップを行う。

本年度の下請代金支払遅延等防止法の重点立入業種として、道路貨物運送業、金属製

³ 基礎資料 P3：春闘結果の推移

品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定した。これらの業種について、立入調査の件数を大幅に増加させる。

また、重点立入業種以外であっても、法違反が多く認められる業種については、事業所管省庁と連名で、事業者団体に対して、法遵守状況の自主点検を行うよう要請する。

③介護・障害福祉職員、保育士等の処遇改善のための公的価格の更なる見直し

介護・障害福祉職員、保育士等や、コロナ対応等を担っている看護師等の収入を3%程度引き上げる措置を講じた。

介護・障害福祉職員、保育士等の今後の具体的な処遇改善の方向性については、公的価格評価検討委員会の中間整理を踏まえ、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで収入が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討する。

看護師の今後の処遇改善については、今回の措置の結果も踏まえつつ、全ての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の在り方について検討する。

これらの結果に基づき、引き続き、処遇改善に取り組む。

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

(2) 付加価値創造とオープンイノベーション

既存企業について、売上重視から、新たな付加価値を創造する視点への転換を図る。

優良企業が成長率を維持することは簡単ではないが、最近の実証分析によると、旧来技術を用いてきた既存企業でもスタートアップが持ち込む新技術を導入した場合、持続的に存続可能であることが分かってきた³²。

既存企業がスタートアップ等と連携するオープンイノベーションを後押しするために、経営不振の事業から撤退し、経営資源を成長性、収益性の見込める事業に投入して、新陳代謝を進めていくことが重要である。

①事業再構築のための私的整理法制的整備

日本企業の債務残高は、コロナ禍前に比べ、70兆円以上増加している³³。加えて、債務の過剰感があると回答した企業のうち、債務が事業再構築の足かせになっていると回答した企業の割合は、大企業で32.3%、中小企業で34.5%にのぼる³⁴。

コロナ禍の収束が長引いた場合に事業再生を検討する可能性があると答えた企業に対し、事業再生を検討する上で最も重視する点を聞いたところ、手続が現在の事業・取引に影響を与えないこと(45.2%)、手続が簡潔で長期間を要しないこと(30.9%)、が重視されている³⁵。

欧州各国においては、我が国と異なり、倒産処理手続に加え、全ての貸し手の同意は必要とせず、裁判所の認可の下で事業再構築等に向けて多数決により権利変更(金融債

³² 基礎資料 P34：旧来技術を用いる企業の持続的存続可能性

³³ 基礎資料 P35：コロナ禍の企業債務への影響

³⁴ 基礎資料 P36：債務による企業の事業再構築の取組への影響

³⁵ 基礎資料 P37：企業が事業再生の際に重視する点

務の減額等)を行う制度も存在する³⁶。

コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。

また、特に中小企業については、中小企業活性化パッケージに基づき、全国3万以上の認定支援機関による伴走支援を行うとともに、中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき、経営者の退任を原則としない形での事業再生を推進する。

②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し

日本における事業会社によるスタートアップ企業に対する投資額は、欧米と比べて極めて低い水準にある³⁷。スタートアップに対するM&Aの件数についても、日本は欧米に比べて極めて少ない³⁸。

スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。

また、投資家保護に配慮しつつ、M&Aを目的とする公募増資の円滑化に向け、来年の夏までに公募増資ルールの見直しを図る。すなわち、上場企業がM&Aを目的として公募増資を行う場合、原則1年以内にM&Aを実行することや、実行されなかった場合の代替用途を公表することが日本証券業協会の自主規制において求められている。こうした自主規制がM&Aを実行するための公募増資を制限しているとの指摘がある。

③企業経営改革（マークアップ率向上、国際競争力向上）

労働生産性は、売値マイナスコストを基礎とするため、コストが高い場合だけでなく、売値が低くても、生産性は低くなる。製造コストの何倍の価格で販売できているかを示すマークアップ率をみると、日本はG7諸国の中で最も低い。コストカットにより、いかに安く売るかではなく、新製品や新サービスを投入し、付加価値をつけて適正な価格で売る、という価値観を国内に広める。

日本企業のマークアップ率と国際競争力の向上に向けて、経営改革を加速するため、新興国企業との連携を通じた新製品・新サービスの創出による現地の社会的課題解決と日本への逆輸入（リバースイノベーション）を進める。

④長期的視点で投資ができる企業環境の整備

新しい資本主義への変革の中で、価格競争による過当競争で短期的な収益を得ようとする企業行動から脱却する。このため、320兆円ある企業の現預金を活用して、重要分野への集中的な投資や研究開発を進めることで長期的な企業価値の向上を達成できる日本企業を目指す。引き続き企業統治改革を進めるとともに、投資家とのコミュニケーション

³⁶ 基礎資料 P38：海外における私的整理・事業再生制度の概要

³⁷ 基礎資料 P39：事業会社によるスタートアップへの投資額の国際比較

³⁸ 基礎資料 P40：スタートアップに対するM&A件数の国際比較

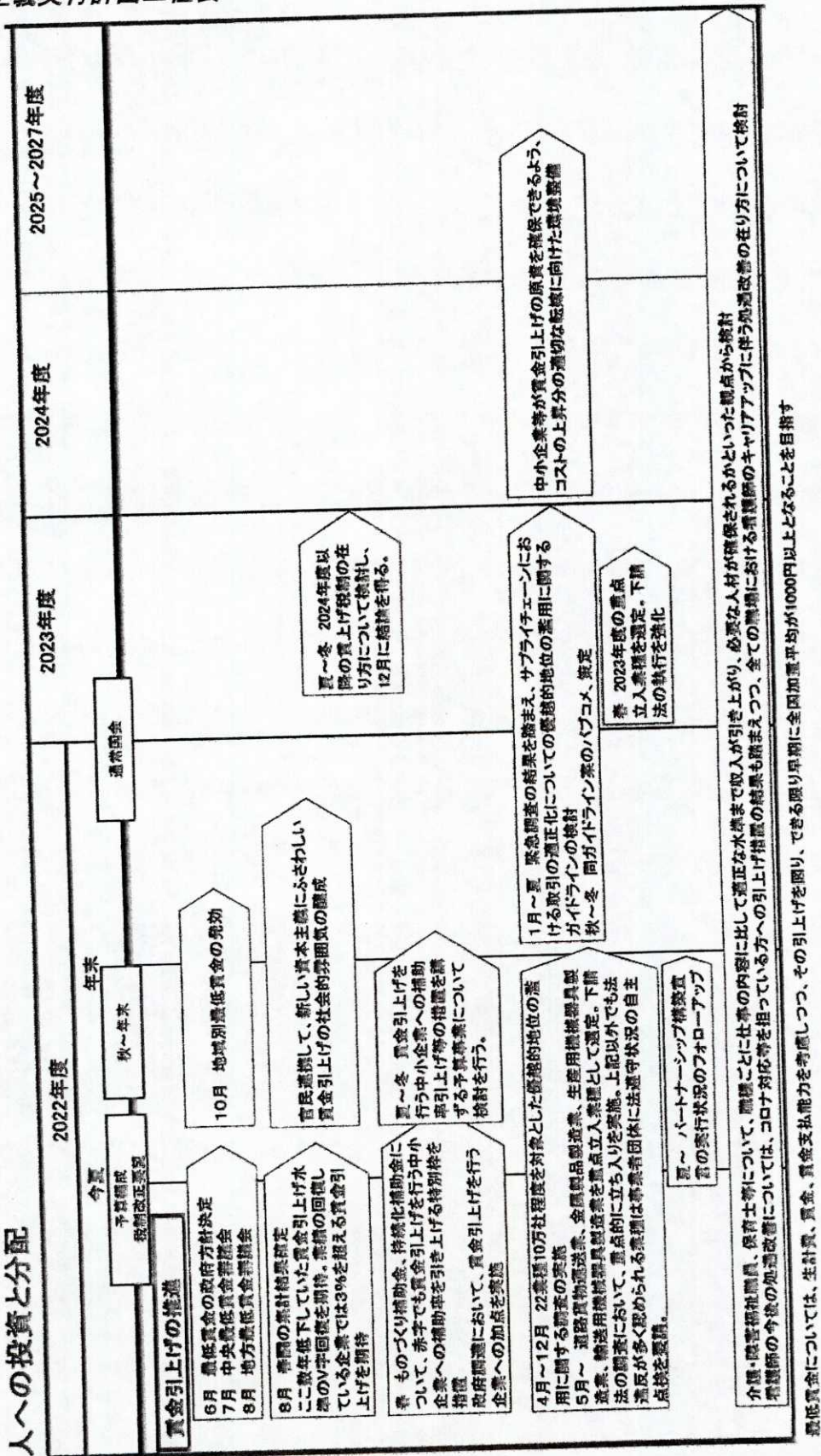
ーションの円滑化を図るため、開示制度の充実を進める。

⑤ディープレック系スタートアップとのオープンイノベーションの促進

技術力はあるが実績がないスタートアップにとって、国による支援は実績作りのみならず、大企業とのオープンイノベーションの促進にも有効である（NEDO等）。このような取組をディープレック系スタートアップ等で進めていく。

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配



経済財政運営と改革の基本方針 2022

(令和4年6月7日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第2章 新しい資本主義に向けた改革**1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野****(1) 人への投資と分配**

デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。

こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。あわせて、多様な人材の一人一人が持つ潜在力を十分に発揮できるよう、年齢や性別、正規雇用・非正規雇用といった雇用形態にかかわらず、能力開発やセーフティネットを利用でき、自分の意思で仕事を選択可能で、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を進める。

(人的資本投資)

成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの3年間に、一般の方から募集したアイデアを踏まえた、4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強力に支援する。

企業統治改革を進め、人的投資が企業の持続的な価値創造の基盤である点について株主との共通の理解を作り、今年中に非財務情報の開示ルールを策定するとともに、四半期開示の見直しを行う。男女の賃金格差の是正に向けて企業の開示ルールの見直しにも取り組む。また、政府からの特に大規模な支援を受ける際には、人的資本投資などを通じ、中長期的な価値創造にコミットすることを企業に求める。

あわせて、社会全体で学び直し（リカレント教育）を促進するための環境を整備する³。学び直しによる成果の可視化と適切な評価、学び直し成果を活用したキャリアアップや兼

³ 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和4年5月10日教育未来創造会議決定）に基づく。

業・副業の促進、学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備、成長分野のニーズに応じたプログラムの開発支援や学び直しの産学官の対話、企業におけるリカレント教育による人材育成の強化等の取組を進める。

以上の人的投資に取り組む中で、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、人への投資や強力な就職支援を通じて円滑な労働移動を図り、成長分野等における労働需要に対応する。あわせて、同一労働同一賃金の徹底等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善や正規化に取り組む。

少子化対策・こども政策は、包摂社会の実現に向けて重要であるだけでなく、「人への投資」としても重要であり、強力に進める。

(多様な働き方の推進)

人的資本投資の取組とともに、働く人のエンゲージメント⁴と生産性を高めていくことを目指して働き方改革を進め、働く人の個々のニーズに基づいてジョブ型の雇用形態を始め多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組む。

こうした観点から、就業場所・業務の変更の範囲の明示など、労働契約関係の明確化に取り組む。専門知識・技能を持った新卒学生や既卒数年程度の若者について、より一層活躍できるようにする観点から、その就職・採用方法を産・学と共に検討し、年度内を目途に一定の方向性を得る。裁量労働制を含めた労働時間制度の在り方について、裁量労働制の実態調査の結果やデジタル化による働き方の変化等を踏まえ、更なる検討を進める。フリーランスについて、事業者がフリーランスと取引する際の契約の明確化を図る法整備や相談体制の充実など、フリーランスが安心して働ける環境を整備する。

ポストコロナの「新しい日常」に対応した多様な働き方の普及を図るため、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークを促進する。労働移動の円滑化も視野に入れながら、労働者の職業選択の幅を広げ、多様なキャリア形成を促進する観点から副業・兼業を推進するほか、選択的週休3日制度については、子育て、介護等での活用、地方兼業での活用が考えられることから、好事例の収集・提供等により企業における導入を促進し、普及を図る。また、地域に貢献しながら多様な就労の機会を創る労働者協同組合についてNPO等からの円滑な移行等を図る。

国家公務員について、既存業務の廃止・効率化、職場のデジタル環境整備、勤務形態の柔軟化などを通じた働き方改革を一層推進するとともに、採用試験の受験者拡大やデジタル人材を含めた中途採用の円滑化、リスキリングなど人材の確保・育成策に戦略的に取り組む。

(質の高い教育の実現)

⁴ 働き手にとって、組織目標の達成と自らの成長の方向が一致し、仕事へのやりがい・働きがいを感じる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念。

人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資するため、デジタル化に対応したイノベーション人材の育成等、大学、高等専門学校、専門学校等の社会の変化への対応を加速する。このため、教育未来創造会議の第一次提言等に基づき、以下の課題について、必要な取組を速やかに進める。

新たな時代に対応する学びの支援の充実を図る。このため、恒久的な財源も念頭に置きつつ、給付型奨学金と授業料減免を、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大する。また、減額返還制度を見直すほか、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、教育費を親・子供本人・国がどのように負担すべきかという論点や本制度の国民的な理解・受け入れ可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討する⁵こととし、まずは大学院段階において導入することにより、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設を行う。官民共同修学支援プログラムの創設、地方自治体や企業による奨学金返還支援の促進等、若者を始め誰もが、家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができる環境の整備を進める。

未来を支える人材を育む大学等の機能強化を図る。このため、デジタル・グリーンなど成長分野への大学等の再編促進と産学官連携強化等に向け、複数年度にわたり予見可能性をもって再編に取り組める支援の検討や、私学助成のメリハリ付けの活用を始め、必要な仕組みの構築等を進めていく。その際、現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなど具体的な目標を設定し、今後5～10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性をいかした取組を推進する。また、あらゆる分野の知見を総合的に活用し社会課題への的確な対応を図る「総合知」の創出・活用を目指し、専門性を大事にしつつも、文理横断的な大学入学者選抜や学びへの転換を進め、文系・理系の枠を超えた人材育成を加速する。若手研究者と企業との共同研究を通じた人材育成等により大学院教育を強化する。

（賃上げ・最低賃金）

今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している⁶。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。

このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。

新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検

⁵ 法制的な位置付けの検討を含む。

⁶ 2022年4月の消費者物価上昇率（総合）は前年同月比2.5%の上昇。

討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。

（「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」）

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

2. 社会課題の解決に向けた取組

（3）多極化・地域活性化の推進

（中堅・中小企業の活力向上）

地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。これらの施策の活用によるサプライチェーン全体の付加価値の増大とその適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」の拡大に取り組むとともに、取引適正化を強力に推進⁷⁶する。あわせて、2023年10月のインボイス制度実施を見据えて標準化された電子インボイスの普及促進等を行うほか、中小企業のサイバーセキュリティ対策を支援する。

加えて、創業等の促進のため、官民金融機関・信用保証協会における経営者保証に依存しない融資を一層推進する。さらに、地域経済を牽引する事業の発展を推進するため、内

⁷⁶ 価格交渉・価格転嫁の促進、2026年の約束手形の利用廃止に向けた取組等について、強力に推進する。

外の価格動向など事業環境の変化も踏まえ、E C活用等を通じた中堅・中小企業の輸出力の強化や製品の試作・開発の支援体制強化を図るとともに、地域企業におけるD X実現や人材育成等の地域の主体的な取組を促進する。

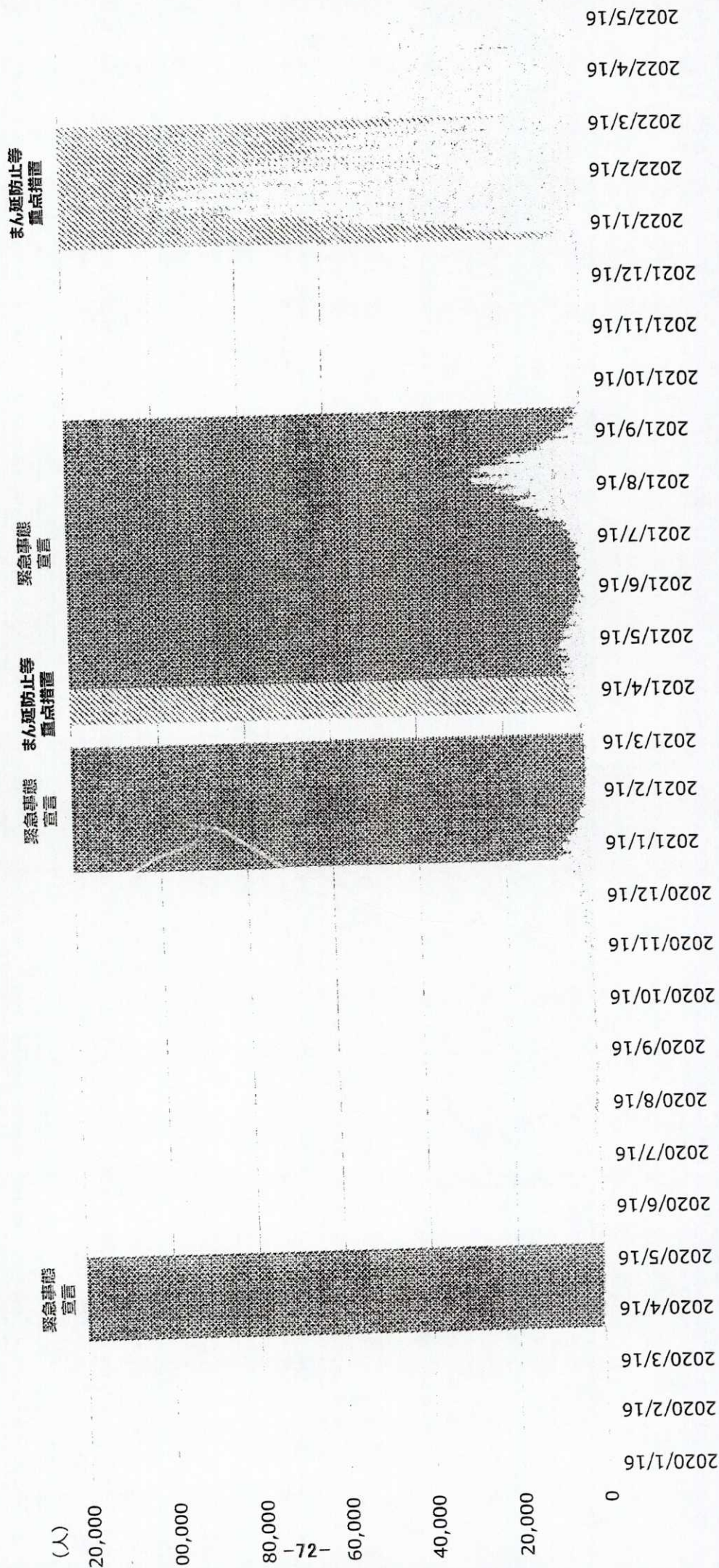
足下の経済状況等に関する補足資料

(新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む)

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移(日別)

- 新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移をみると、2022年に入って感染者数が急増したが、3月以降減少傾向が続いており、まん延防止等重点措置は3月21日に解除されている。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移(日別)



内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2022年1月～6月)

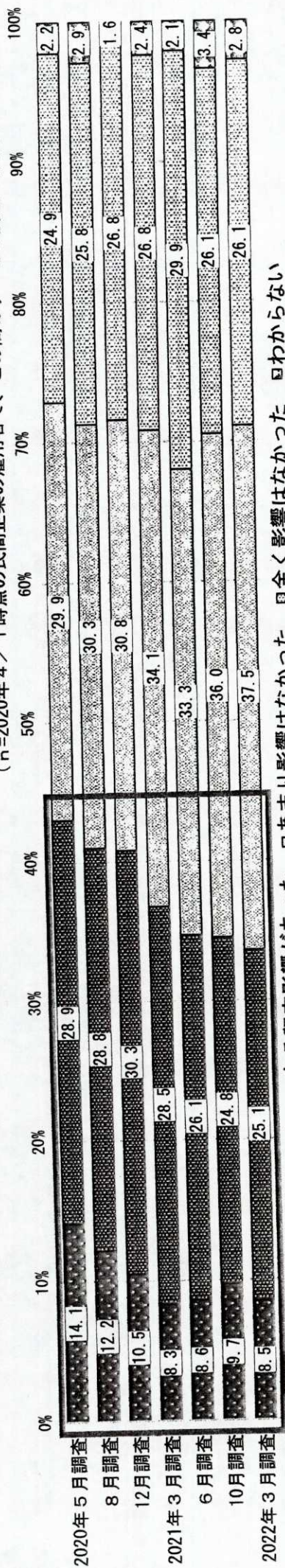
○ 2022年6月の月例経済報告では、「景気は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	感染症の影響が残る中で引き続き弱い動きとなっているものの、求人等を持ち直しの動きもみられる	底堅さがみられる
2 月月例	景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	感染症の影響が残る中で引き続き弱い動きとなっているものの、求人等を持ち直しの動きもみられる	底堅さがみられる
3 月月例	景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある。	感染症の影響が残る中で引き続き弱い動きとなっているものの、求人等を持ち直しの動きもみられる	このところ緩やかに上昇している
4 月月例	景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、持ち直しの動きがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある。	感染症の影響が残る中で引き続き弱い動きとなっているものの、求人等を持ち直しの動きもみられる	このところ緩やかに上昇している
5 月月例	景気は、持ち直しの動きがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、中国における感染再拡大の影響やウクライナ情勢の長期化などが懸念される中で、供給面での制約や原材料価格の上昇、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある。	持ち直しの動きがみられる	このところ上昇している
6 月月例	景気は、持ち直しの動きがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中で、原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。	持ち直しの動きがみられる	このところ上昇している

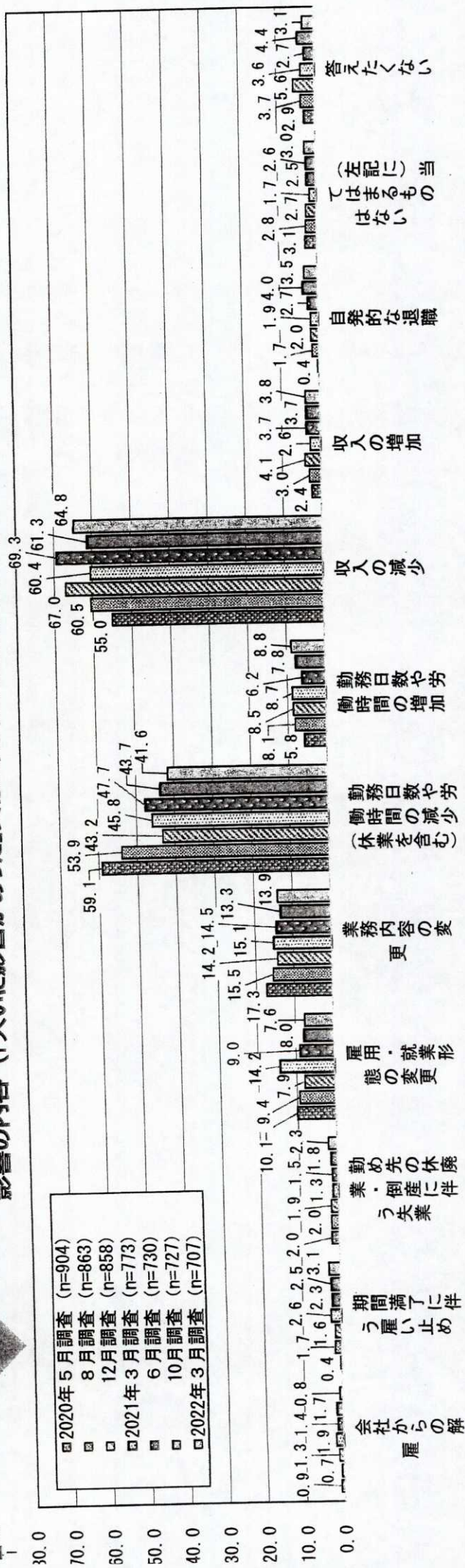
新型コロナウイルス感染症に関連した仕事や生活への影響

- 新型コロナウイルス感染症に関連した仕事や生活への影響をみると、影響があったとする割合は低下傾向ある。
- 影響の内容をみると、「収入の減少」が最も多く、次いで「勤務日数や労働時間の減少」が多くなっている。

新型コロナウイルス感染症に関連した自身の雇用や収入にかかわる影響についての回答推移（パネル集計）
（n=2020年4／1時点の民間企業の雇用者で、この間のすべての調査の継続回答者2,105人）

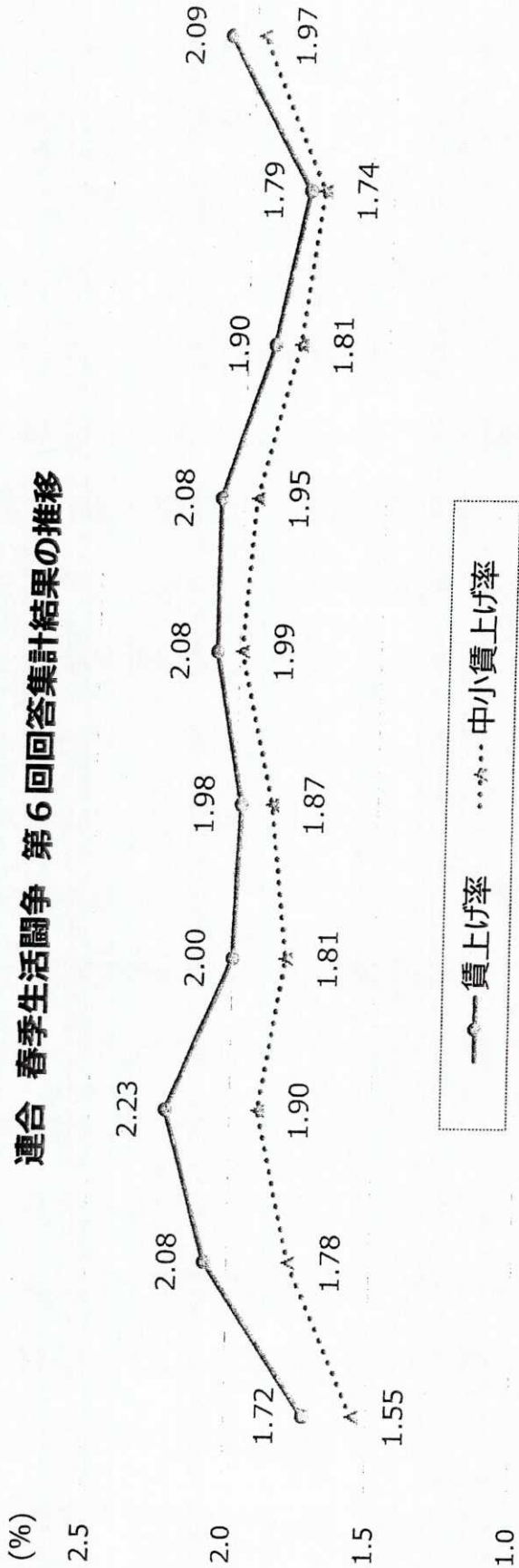


影響の内容（「大いに影響があった」又は「ある程度影響があった」と回答した者、複数回答）



連合 春季賃上げ妥結状況

○ 2022年の連合 春季生活闘争 第6回回答集計結果(2022年6月3日公表)では、賃上げ率は2.09%(中小賃上げ率は1.97%)となっている。



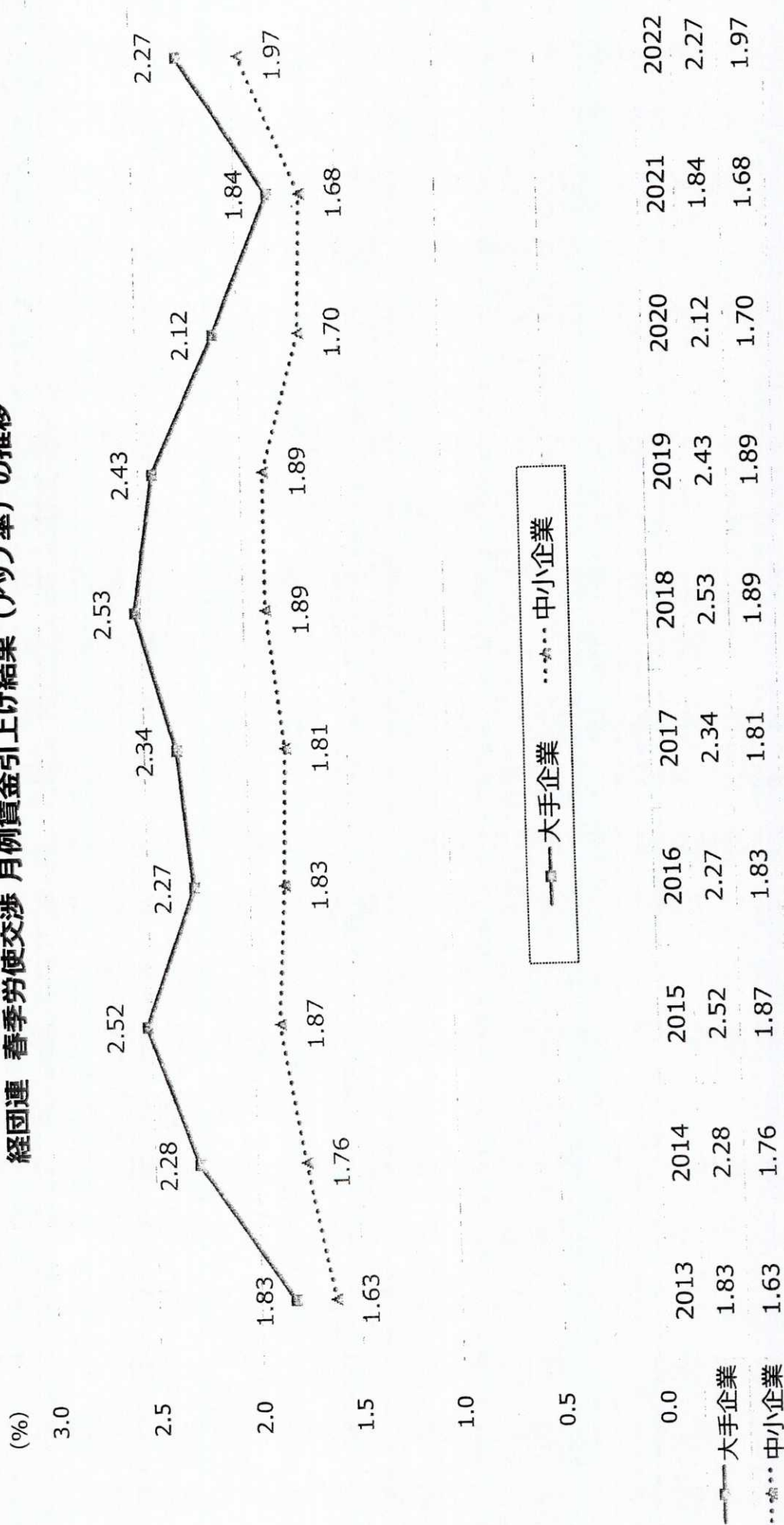
	2013.5.31	2014.6.4	2015.6.4	2016.6.3	2017.6.5	2018.6.11	2019.6.7	2020.6.5	2021.6.4	2022.6.3
賃上げ率	1.72	2.08	2.23	2.00	1.98	2.08	2.08	1.90	1.79	2.09
中小賃上げ率	1.55	1.78	1.90	1.81	1.87	1.99	1.95	1.81	1.74	1.97

(資料出所) 連合「2022春季生活闘争第6回回答集計結果」(2022年6月3日) をもとに厚生労働省労働基準局において作成。
 (注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2022年の経団連 春季労使交渉 大手企業回答状況の第1回集計(2022年5月20日)では、アップ率は2.27%となっている。

経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果 (アップ率) の推移



(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2022年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2022年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」を元に、厚生労働省労働基準局において作成。

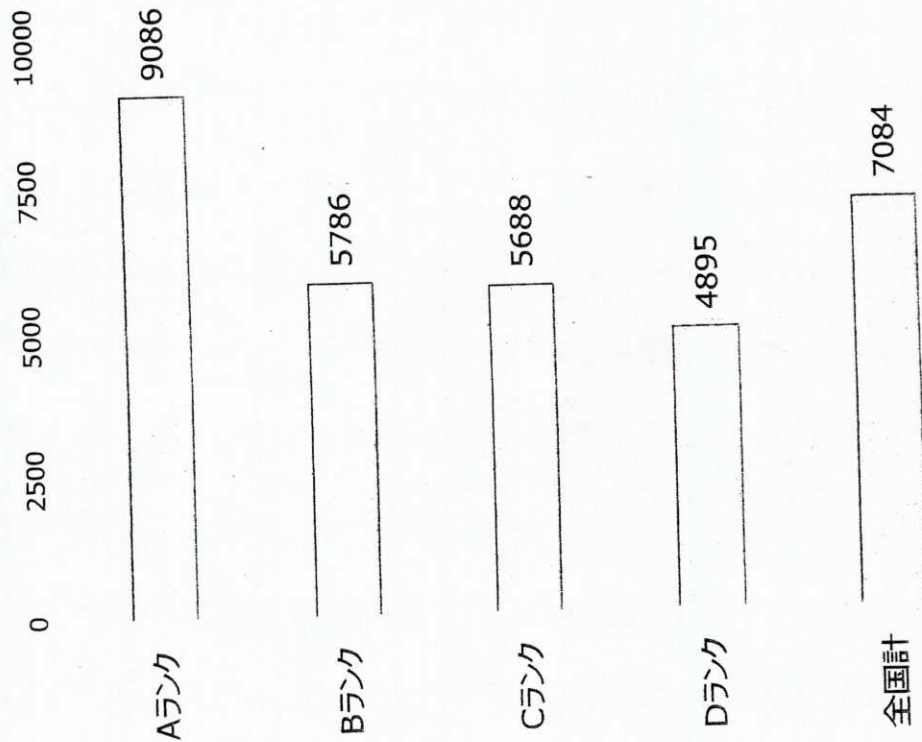
(注) 2021年までは最終集計結果、2022年は第1回集計結果

地域別の状況

新型コロナウイルス感染症の都道府県別感染者数(累積)

○ 新型コロナウイルス感染症の人口10万人当たりの都道府県別累積感染者数(令和4年6月2日時点)をみると、沖縄県を除き、Aランク地域で感染者数が多くなっている。

人口10万人当たりの累計陽性者数(人)



都道府県	陽性者数の累計 (令和4年6月2日時点)(人)	人口10万人 当たりの累計陽 性者数(人)	陽性者数の累計 (令和4年6月2日時点)(人)	人口10万人 当たりの累計陽 性者数(人)
東京都	1,545,058	11,099	94,709	4,877
大阪府	977,328	11,095	35,541	4,628
神奈川県	755,870	8,218	42,294	4,572
埼玉県	552,030	7,511	87,469	3,793
千葉県	450,848	7,203	45,174	3,327
愛知県	542,408	7,182	72,361	3,255
Aランク計	4,823,542	9,086	22,341	3,069
京都府	203,864	7,893	1,587,235	5,688
兵庫県	425,644	7,787	218,094	15,010
滋賀県	91,149	6,446	52,639	6,459
広島県	157,735	5,625	99,172	5,673
茨城県	159,208	5,567	83,744	5,227
栃木県	91,257	4,719	53,546	4,990
静岡県	171,117	4,696	54,631	4,813
三重県	82,684	4,643	56,980	4,573
山梨県	32,764	4,040	59,325	4,471
長野県	73,916	3,607	27,808	3,984
富山県	37,536	3,595	63,741	3,453
Bランク計	1,526,874	5,786	30,589	3,167
福岡県	427,521	8,376	39,981	2,986
奈良県	92,906	6,985	35,084	2,859
北海道	361,224	6,880	15,206	2,735
岡山県	98,915	5,234	28,676	2,660
岐阜県	102,099	5,138	17,042	2,528
香川県	48,433	5,066	936,258	4,985
Cランク計	56,248	4,943	8,874,058	7,034
石川県	56,248	4,943		
Dランク計				
全国計				

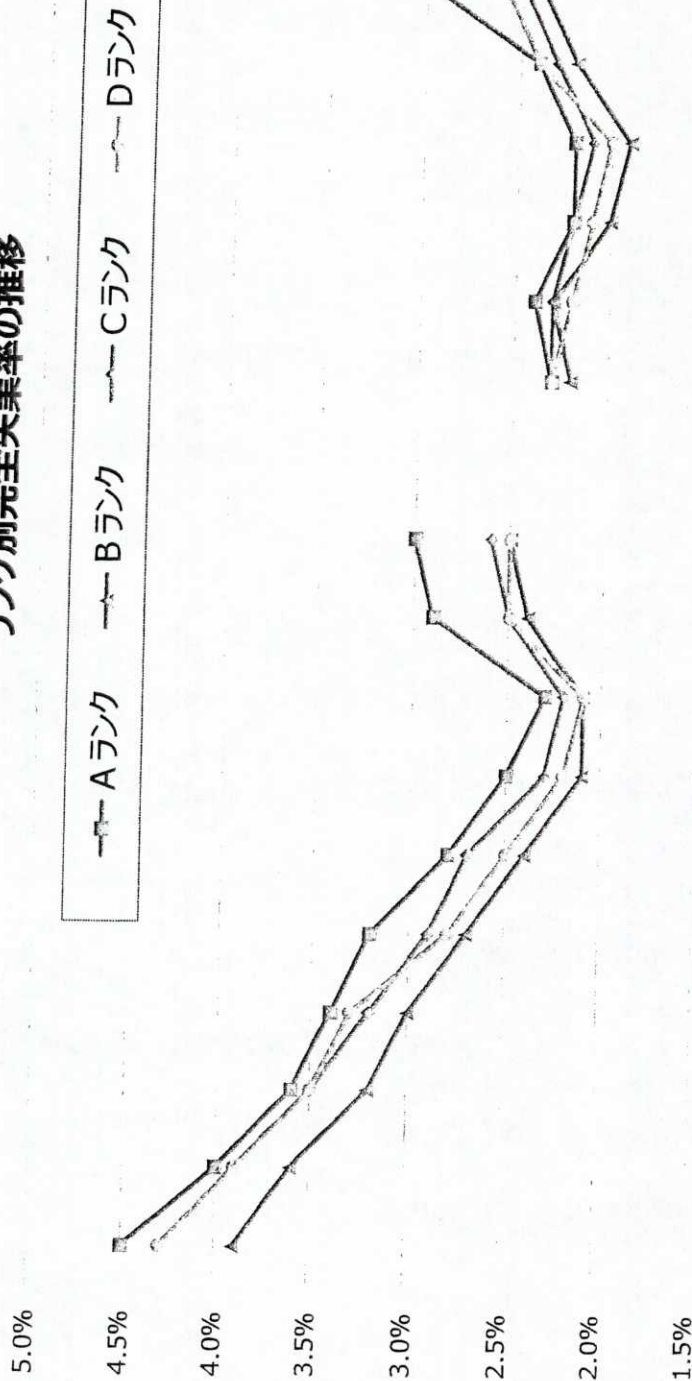
(資料出所) 厚生労働省「データからわかるー新型コロナウイルス感染症情報ー」(https://covid19.mhlw.go.jp/extensions/public/index.html) (令和4年6月3日取得)、総務省「人口推計」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 人口は令和3年10月1日現在のものを用いている。

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域に特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、足下では一時期に比べて改善している。

ランク別完全失業率の推移



2019年				2020年				2021年				2022年
1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
2.3%	2.4%	2.2%	2.2%	2.4%	3.0%	3.4%	3.0%	2.9%	3.3%	3.1%	2.7%	2.7%
2.2%	2.3%	2.0%	1.9%	2.2%	2.4%	2.5%	2.5%	2.6%	2.7%	2.4%	2.3%	2.4%
2.3%	2.3%	2.2%	2.1%	2.3%	2.5%	2.5%	2.6%	2.7%	2.6%	2.6%	2.4%	2.5%
2.3%	2.2%	2.1%	2.0%	2.4%	2.6%	2.5%	2.4%	2.7%	2.7%	2.3%	2.1%	2.4%

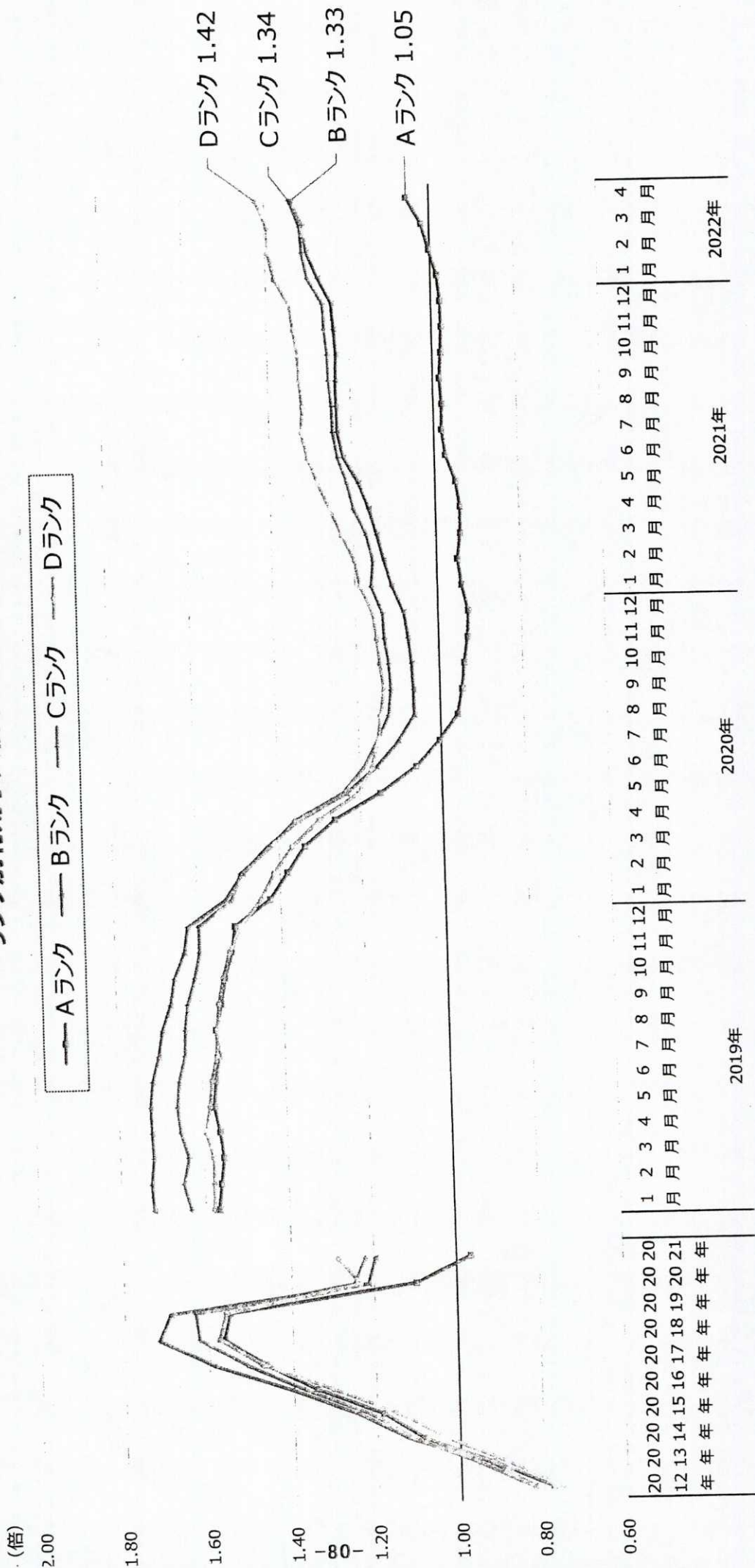
年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	年
Aランク	4.5%	4.0%	3.6%	3.4%	3.2%	2.8%	2.5%	2.3%	2.9%	3.0%	
Bランク	3.9%	3.6%	3.2%	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	2.1%	2.4%	2.5%	
Cランク	4.3%	3.9%	3.5%	3.2%	2.9%	2.7%	2.3%	2.2%	2.5%	2.6%	
Dランク	4.3%	3.9%	3.5%	3.3%	2.8%	2.5%	2.2%	2.1%	2.5%	2.5%	

(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 (注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善傾向が続いている。
- Aランクでは他のランクに比べて回復が遅れているが、足下では改善の動きがみられる。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2022年4月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

ランク別新規求人数の水準の推移

(2020年1月=100)

120.0

110.0

100.0

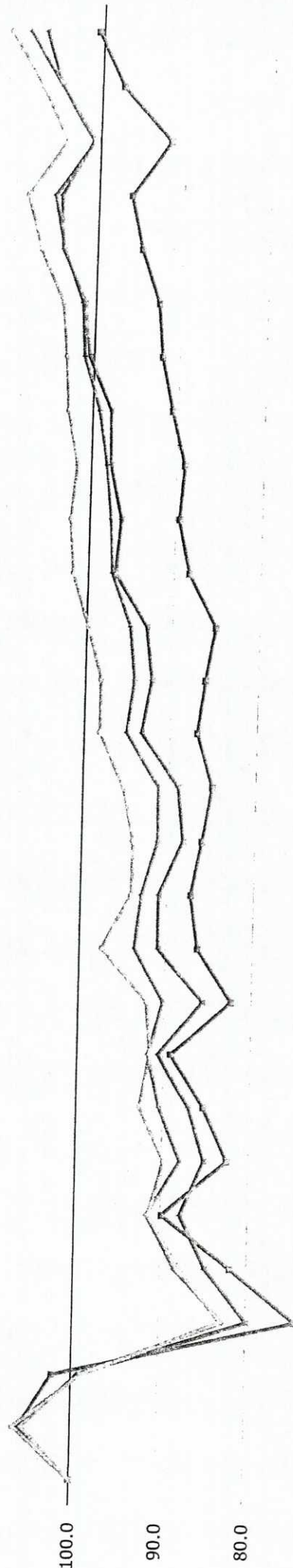
90.0

80.0

70.0

60.0

— Aランク — Bランク — Cランク — Dランク



	2020年												2021年												2022年			
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
Aランク	100.0	106.1	102.3	74.3	81.9	89.9	82.5	85.3	89.1	82.3	86.3	87.2	86.1	85.0	86.9	86.1	85.0	88.2	89.5	89.0	90.6	92.0	92.5	94.7	96.0	91.7	97.4	100.5
Bランク	100.0	105.8	99.2	79.9	84.8	87.8	85.1	87.0	90.6	85.6	90.9	90.9	88.2	88.9	93.3	92.2	93.0	96.7	96.2	97.6	97.8	100.5	101.2	104.1	104.4	100.7	104.7	106.7
Cランク	100.0	105.7	99.3	82.6	88.3	91.6	87.8	90.4	91.8	90.2	93.6	92.9	91.2	91.2	95.0	94.3	94.9	97.1	97.5	98.2	99.2	101.1	101.4	103.9	105.2	100.5	104.7	108.7
Dランク	100.0	106.8	98.8	83.0	87.7	91.4	89.8	92.6	91.5	92.0	97.4	94.1	94.0	95.3	98.2	98.2	99.8	101.7	102.2	101.5	102.9	103.2	103.8	106.7	108.4	103.9	107.1	110.9

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。

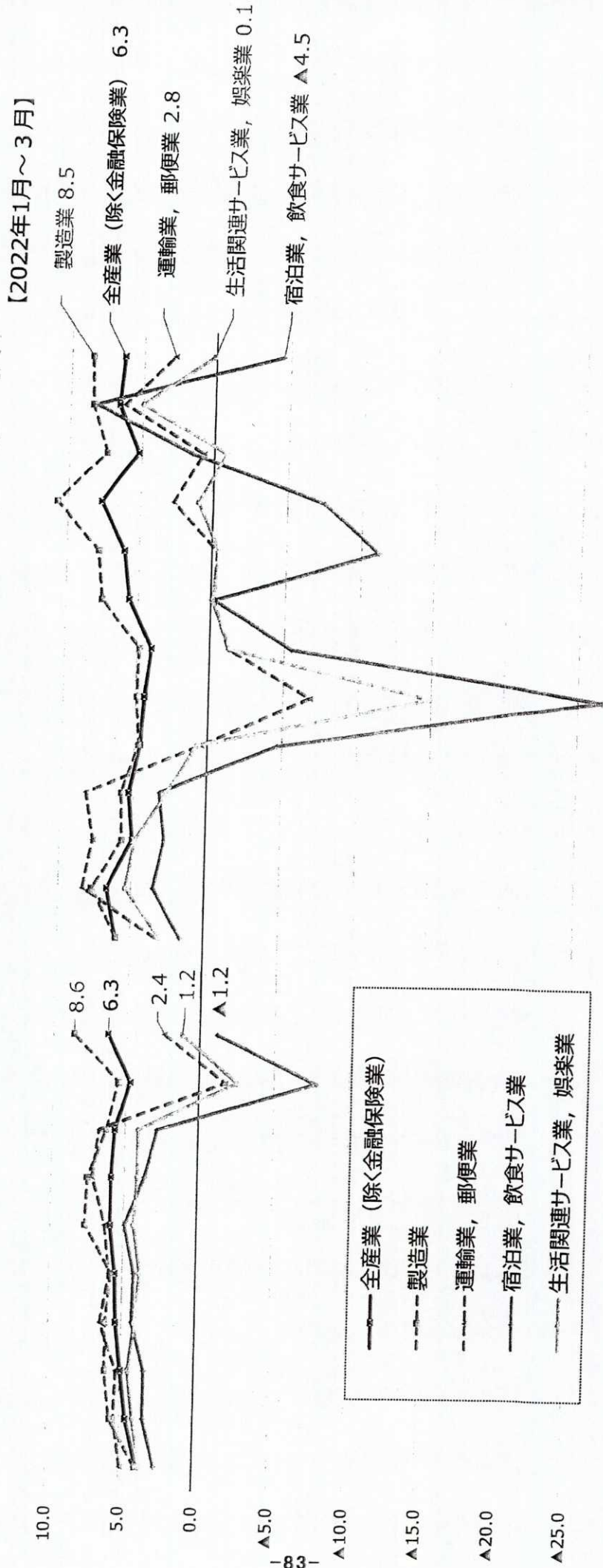
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。

産業別の状況

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。

主な産業の売上高経常利益率の推移



資料出所 財務省「法人企業統計」作成																									
2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年					
1～3月		4～6月		7～9月		10～12月		1～3月		4～6月		7～9月		10～12月		1～3月		4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
▲30.0																									

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考)売上高経常利益率の推移(詳細)

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年				2020年				2021年				2022年			
								1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月		1~3月	4~6月	7~9月
全産業 (除く金融保険業)	3.8	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.3
製造業	3.9	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.5
非製造業	3.8	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.4
農林水産業	3.5	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	35.8	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	24.4
建設業	3.1	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	7.9
電気業	▲6.8	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲2.5
ガス・熱供給・水道業	7.0	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	8.6
情報通信業	8.6	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	9.0
運輸業、郵便業	4.9	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	2.8
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.3
不動産業、物品賃貸業	9.4	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.2
サービス業	5.6	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	9.0
宿泊業、飲食サービス業	2.6	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	▲4.5
生活関連サービス業、娯楽業	3.6	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	10.8	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	19.9
教育、学習支援業	6.1	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8
医療、福祉業	6.7	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	3.2
職業紹介・労働者派遣業	4.1	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.5
その他のサービス業	4.4	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	7.7

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

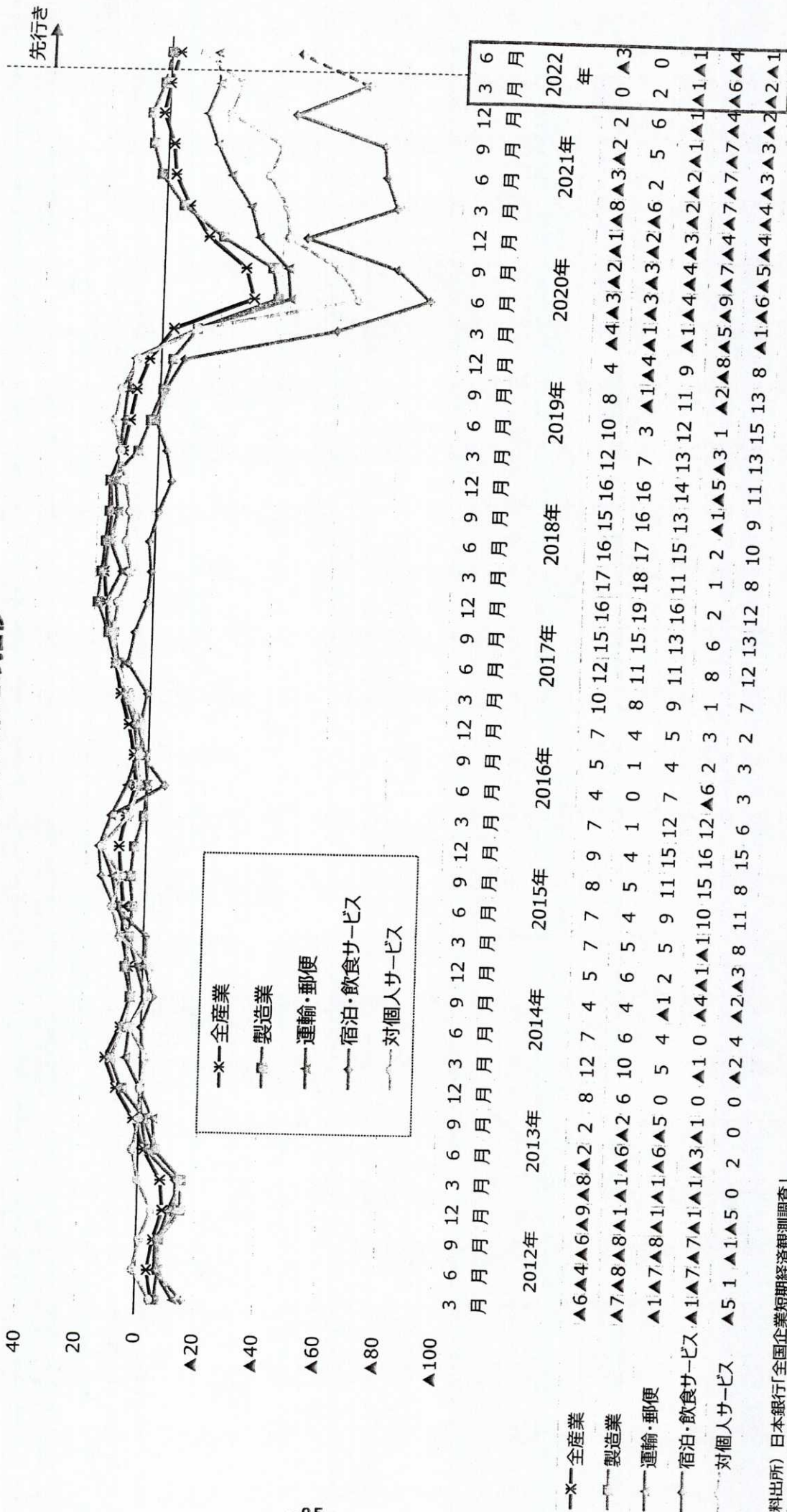
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

(%ポイント:「良い」-「悪い」)

主な産業の業況判断DIの推移



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業(「金融機関」および「経営コンサルティング業、純粋持株会社」を除く)。
 2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き(3か月後)」の状況の数値。
 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」その他の生活関連サービス業「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授塾」「老人福祉、介護事業」「フィットネス」。

消費者物価の動向

消費者物価指数の指標

○ 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

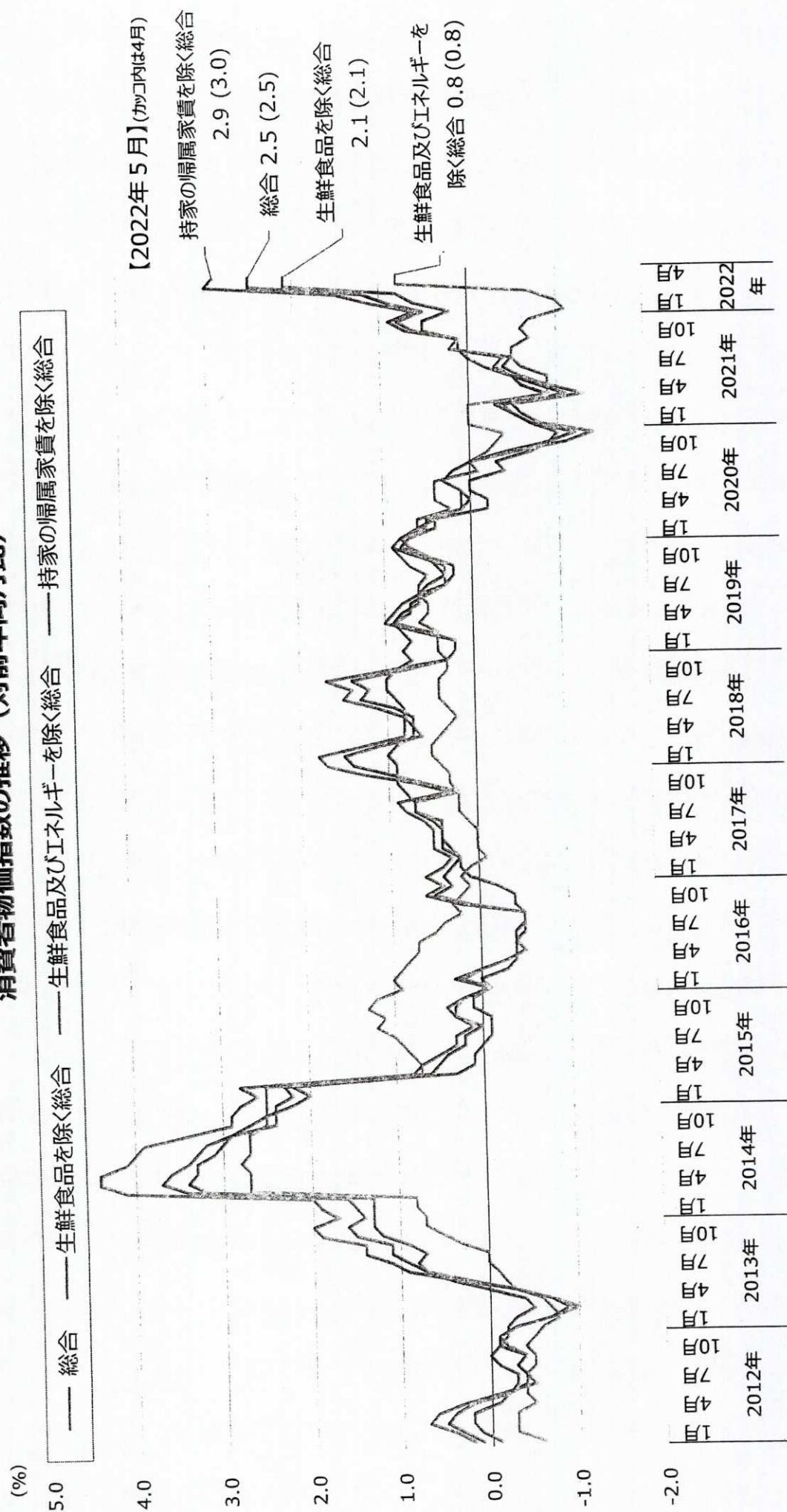
「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2022年5月の消費者物価指数の「総合」は+2.5%、「生鮮食品を除く総合」は+2.1%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+0.8%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+2.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

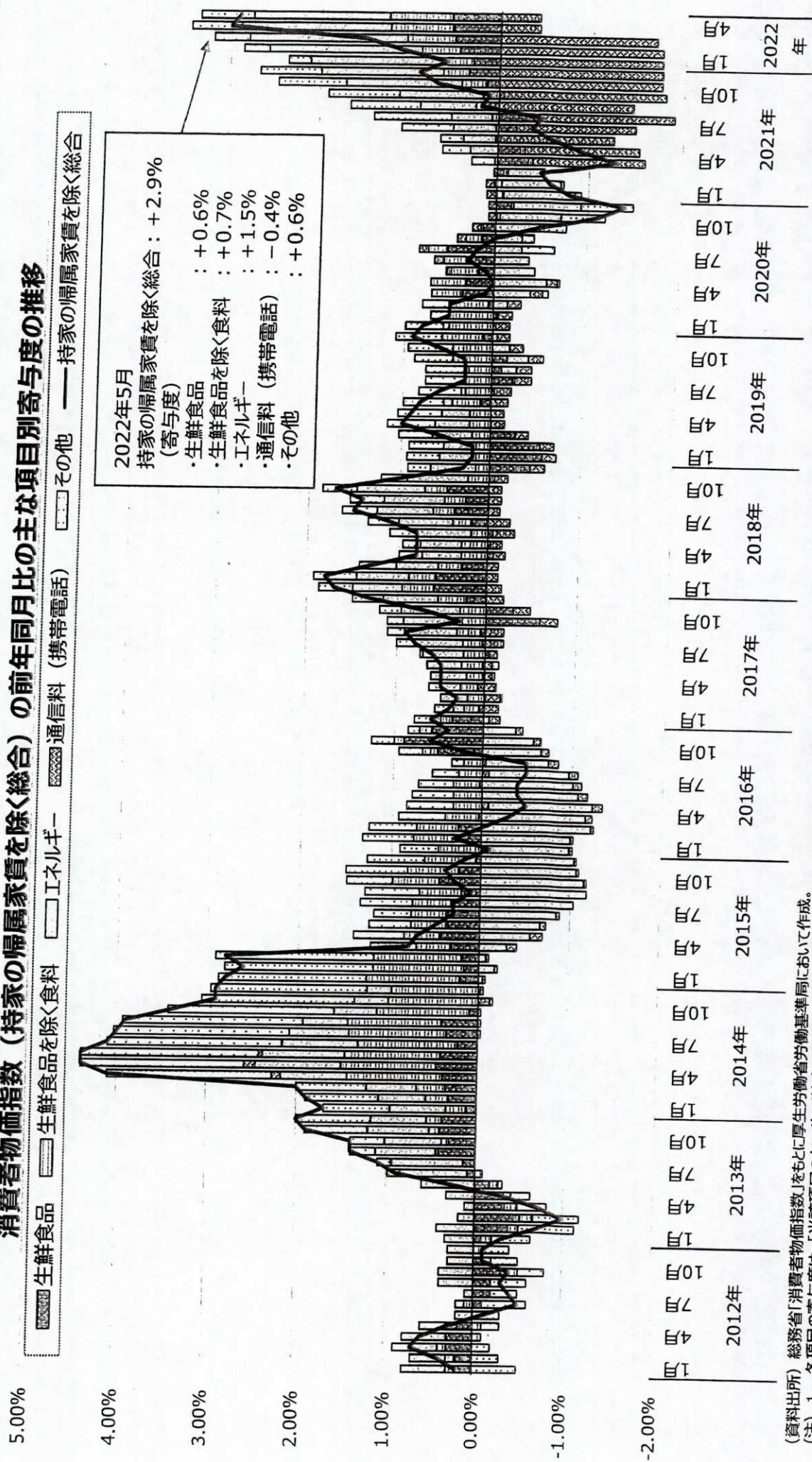
消費者物価指数の推移（対前年同月比）



消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2022年5月に+2.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、食料品及びエネルギーの寄与度が大きくになっている。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



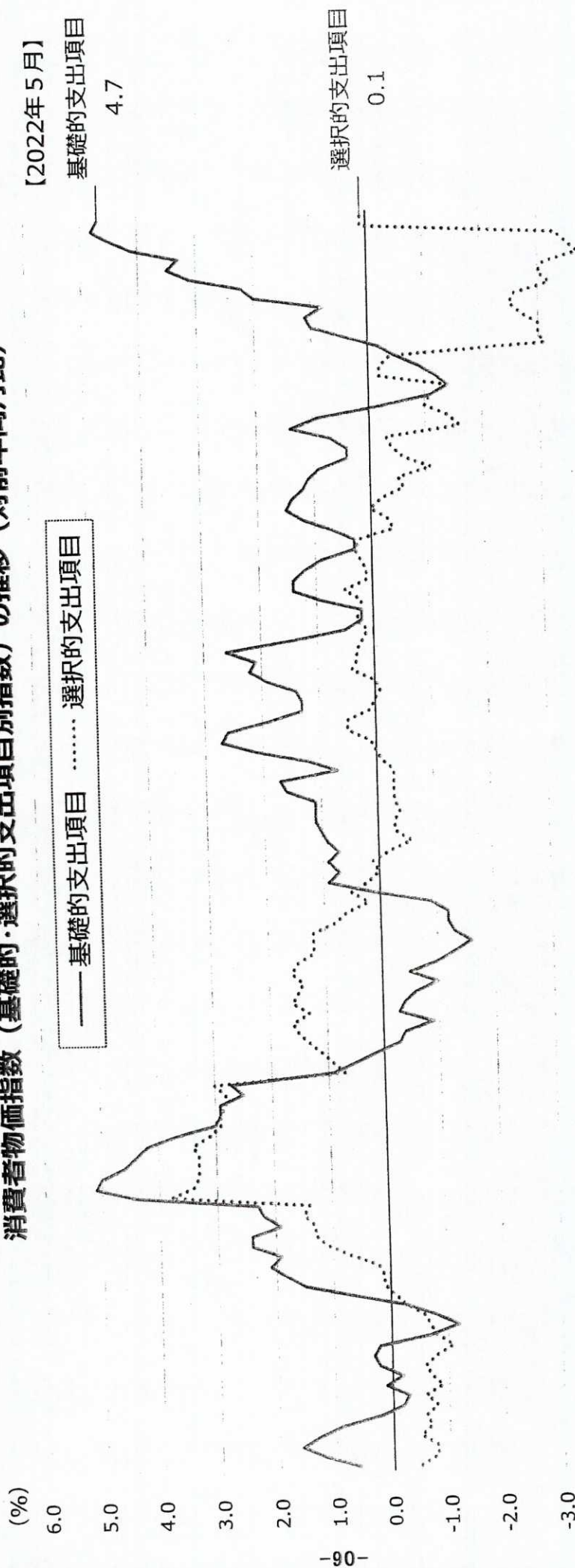
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト／持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数により算出。
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、暖房費、水道代、下水道料、雑費、その他を指す。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」(対前年同月比)を見ると、2022年5月では、「基礎的支出項目」は+4.7%である一方、「選択的支出項目」は+0.1%となっている。

消費者物価指数（基礎的・選択的支出項目別指数）の推移（対前年同月比）



2012年				2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

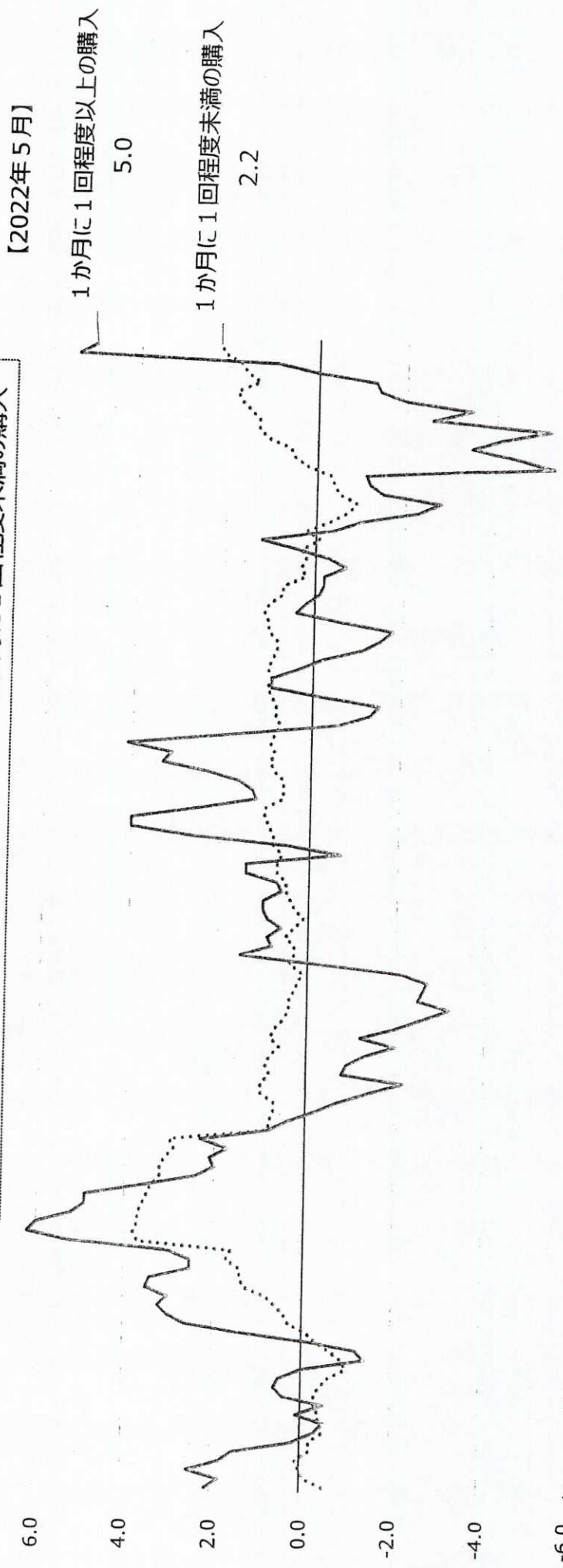
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」
 (注) 1. 基礎的支出項目 (必需品的なもの) とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目 (贅沢品のなもの) とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス (支出項目) が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2022年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+5.0%、「1ヶ月に1回程度未満の購入」は+2.2%となっている。

消費者物価指数（購入頻度別）の推移

—— 1か月に1回程度以上の購入 1か月に1回程度未満の購入



2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年	
1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」
(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成したもの。
2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

経済対策・中小企業への支援策

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)

○ 令和3年11月に、新型コロナウイルス対策に万全を期し、コロナ禍で厳しい影響を受けた方々に寄り添って万全の支援を行うとともに、成長戦略と分配戦略による新しい資本主義を起動するため、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定。

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策

令和3年11月19日
閣議決定

- ◆ 我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、依然として厳しい状況。他方、新型コロナウイルス感染症は足元で減少しており、行動制限も段階的に緩和。
- ◆ この機を捉え、本経済対策を契機として、新しい資本主義を起動し、成長と分配の好循環を実現して、経済を自律的な成長軌道に乗せる。
- ◆ こうした成長に向けた機運を適切に醸成し、感染拡大の可能性に備えて、危機管理に万全を期するとともに、感染の再拡大や供給制約などによる景気後退リスクに十分に注意し経済の底堅さを防ぐ。

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

1. 医療提供体制の確保等
 - ◆ 医療提供体制の強化：公立公営施設の増設・臨時増設、感染拡大時の確保体制8割以上の確実な稼働体制の構築、地域の医療機関等と連携した自宅・宿泊療養者に対する対策の徹底
 - ◆ ワクチン接種の促進、後者の環境整備、治療薬の確保：ワクチン接種の追加接種の無料実施、治療薬（中和抗体薬、経口薬）の確保・投与体制の構築
 - ◆ 感染防止策の徹底：地方自治体交付金（都道府県等による感染防止対策）、幼稚園・保育園・小学校の感染防止策
2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援
 - ◆ 事業者への支援：地域・業種を限定しない事業助成金（事業復活支援金）、実質無利子・無担保融資等の資金繰り支援延長、地方創生臨時交付金（時短等要請時の協力金等）
 - ◆ 生活・暮らしへの支援：住民税非課税世帯（1世帯当たり10万円給付）や厳しい状況にある学生などお困りの方々の支援、雇用調整助成金等の付加措置延長、孤独・孤立で悩む方々への支援
 - ◆ エネルギー価格高騰対策

II. 「ワズコロサ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え

1. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開
 - ◆ ワクチン・検査パッケージの活用：電子ワクチン接種証明の年内発行、予約不要・無料のPCR・抗原定性検査の実施
 - ◆ 社会経済活動の再開：安全・安心を確保したGoToトラベル等による需要喚起、イベントの開催・キャンセル費用等への支援
2. 感染症有事対応の抜本的強化
 - ◆ ワクチン・治療薬等の国内開発：ワクチン・治療薬等の研究開発から実用化まで支援し生産、安定供給を確保できる体制を整備、緊急時にワクチン製造に転用可能なデュアルコース生産設備の整備支援
 - ◆ 感染症の取組に向けた国際協力等：COVAXファシリテーターを通じて途上国への支援、アジア・大洋州地域におけるコロナ対策・社会経済活動再開支援、海外との往來の正常化
 - ◆ 新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行

III. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

成長戦略

1. 科学技術立国の実現
 - ◆ 科学技術：10兆円規模の大学ファンドの年度内設置、若手研究者の人材育成、デジタル、グリーン、人工知能、量子、バイオ、宇宙、海洋分野など先端科学技術の研究開発
 - ◆ クリーンエネルギー：自動車の電動化推進、蓄電池・半導体の国内生産基盤の確保に向けた大規模投資促進、太陽光発電設備の整備支援等による再生可能エネルギーの導入拡大
 - ◆ スタートアップ支援：イノベーション・エコシステムの機能強化、オープンイノベーション促進策
2. 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」
 - ◆ デジタル基盤：ローカル5G等のデジタルインフラの整備、交付金の大幅増額によるテレワーク・ドローン宅配などデジタル実装の推進、デジタル推進委員の全国展開などデジタルデバйд対策
 - ◆ DXの推進：デジタル庁を司令塔として準公共分野（健康・医療・介護・教育等）のデータ利活用の推進、行政手続きのオンライン化、一人当たり最大2万円相当のマイナポイント付与
 - ◆ 農業・観光・文化：農林水産業の輸出・生産基盤強化、観光の高付加価値化、地域公共交通支援、文化芸術振興
3. 中小企業・事業再構築・生産性向上支援、私的整理等ガイドラインの整備等による事業再生推進

先進半導体の生産拠点の国内立地・先端的な重要技術の実用化を支援するための基金の造成

分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

1. 民間部門における分配強化に向けた強力な支援
 - ◆ 賃上げの推進：賃上げを行う企業への税制支援の抜本的強化、下請取引に対する監督体制強化、最低賃金引上げに向けた事業者への助成の拡充
 - ◆ 労働移動の円滑化・人材育成の強力な推進：3年間で4,000億円の施策パッケージ（職業訓練と再就職支援の組み合わせによる労働移動やステップアップの支援、デジタル人材育成の強化等の実施、リカレント教育や職業訓練の拡充）
 - ◆ 働き方改革等による多様な働き方の推進、多様な人材の活躍などの支援：テレワークの定着や兼業・副業の促進、女性や就労移行期世代の支援、非正規雇用労働者の待遇改善
2. 公的部門における分配機能の強化等
 - ◆ 看護・介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等：公的価格の在り方の抜本的見直し、民間部門における賃上げ誘導に先んじた措置の検討・実施、医療・福祉人材の育成・確保の支援
 - ◆ 「こども・子育て支援」の推進：新型コロナウイルスの影響が長期化する中で子育て世帯に対して子供1人当たり10万円相当の給付、早期の待機児童解消を目指す給付の受け皿整備、子育て世帯の住宅取得支援

IV. 防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保

先進半導体の生産拠点の国内立地・先端的な重要技術の実用化を支援するための基金の造成

1. 防災・減災、国土強靭化の推進：5か年加速化対策等に基づく防災・減災、国土強靭化の強化
2. 自然災害からの復旧・復興の加速：東電福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策、自然災害による被災者の生活・生業の再建と復旧・復興
3. 国家の安全保障の確保を含む国民の安全・安心：自衛隊の増強・国際的対応、戦略的海上保安体制の構築等の推進

本対策の規模	財政支出		I		II		III		IV		合計	本対策の効果	GDPの下支え・押し上げ効果
	財源規模	22.1兆円程度	9.2兆円程度	19.8兆円程度	4.6兆円程度	55.7兆円程度	78.9兆円程度	5.6%					
		35.1兆円程度	10.7兆円程度 <td>28.2兆円程度<th>5.0兆円程度</th><td>78.9兆円程度<td>5.6%</td><td></td></td></td>	28.2兆円程度 <th>5.0兆円程度</th> <td>78.9兆円程度<td>5.6%</td><td></td></td>	5.0兆円程度	78.9兆円程度 <td>5.6%</td> <td></td>	5.6%						

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策における主な経済支援策の執行状況

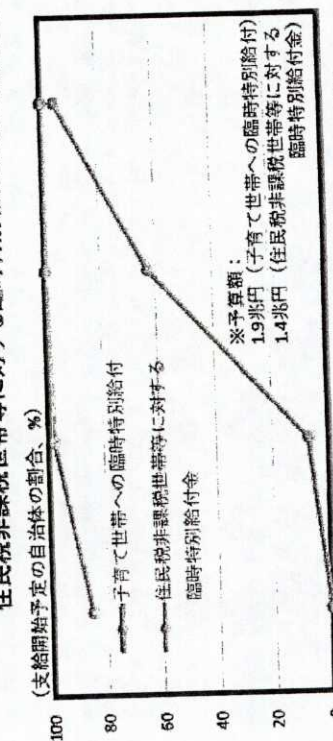
- 緊急小口資金等の特例貸付(家計支援)の支給決定件数、雇用調整助成金(雇用支援)の支給額は大幅に減少しており、公庫へのコロナ融資(事業者支援)の申込数は平時並みとなっている。

令和4年3月3日 経済財政諮問会議資料
「経済対策のフォローアップについて」

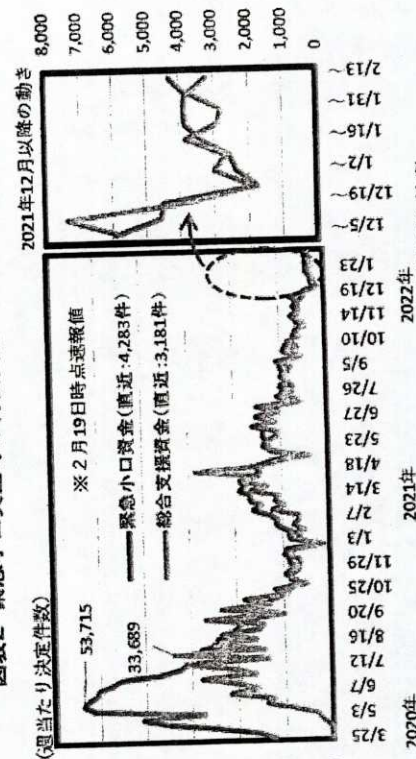
主な経済支援策の執行状況

- 家計支援：子育て世帯への給付については令和4年1月末までにほとんど全ての自治体で支給開始、住民税非課税世帯等に対する給付についても3月末までにほとんど全ての自治体で支給開始予定であるなど、執行が進捗。緊急小口資金等の特例貸付については、ピーク時は週7万件を越える支給決定件数があったが、直近では週7,000件程度まで縮小。
- 雇用支援：雇用調整助成金については、ピーク時週1,600億円の支給額が、直近では190億円まで減少。休業支援金・給付金についても支給額は減少傾向。
- 事業者支援：事業復活支援金は1/31に申請受付開始、2/7には支給を開始(P.6参照)。公庫へのコロナ関係融資の申込数は、ピーク時週72,000件が、現在は週4,000件程度と落ちている。

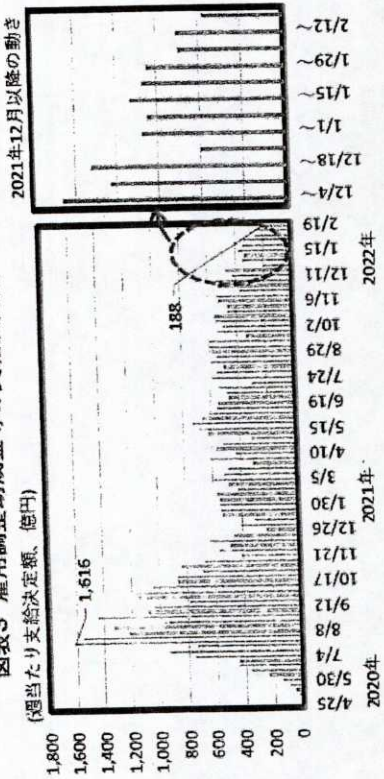
図表1 子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給開始時期



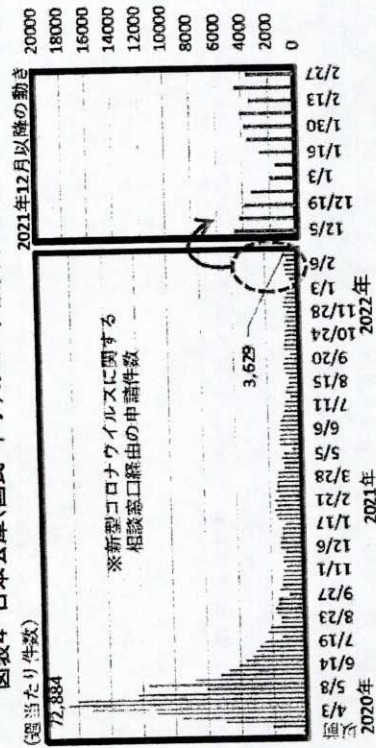
図表2 緊急小口資金等の特例貸付の支給決定件数



図表3 雇用調整助成金等の支給決定額



図表4 日本公庫(国民・中小)のコロナ融資申込件数



コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日決定)

○ 令和4年4月に、現下の物価高騰等に対応し、①原油価格高騰対策、②エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、③中小企業対策(賃上げ・価格転嫁対策、資金繰り支援)、④生活困窮者等への支援などを内容とする「総合緊急対策」を決定。

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」

令和4年4月26日
原油価格・物価高騰等総合緊急対策

我が国経済は、原油や穀物等の価格が高水準で推移し、食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原材料等の物資の安定供給が滞り、今後、コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねない状況。このため、直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施するとともに、価格転嫁や賃上げを促し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を速かなものとする総合緊急対策を策定。本年6月までに新しい資本主義のグランドデザインと実行計画 資本方針2022を取りまとめる。物価高騰等の長期化に留意しつつ、機動的・弾力的に対応し、これらを前に進めるための総合的な方策を打ち出す。

I. 原油価格高騰対策

1. 激変緩和策

●燃料油に対する激変緩和事業(延長・拡充)(注)：

- ・基準価格を172円から168円に引き下げ
- ・支給額を35円とするとともに、更なる超過分についても1/2を支援
- ・ガソリン、灯油、軽油、重油に加えて、航空機燃料も対象に
- ・今年度上半期中実施し、一定期間経過後、基準価格の見直しを検討

2. 業種別対策

- 漁業：漁業経営セーフティネット構築事業等による原油価格等が上昇した場合の補てん金交付等
- 農林業：施設園芸等原油価格高騰対策等による原油価格が上昇した場合の補てん金交付等
- 運輸業：タクシー事業者に対する燃料価格高騰支援対策
- 生活衛生関係業：業種ごとの特性に応じた効果的な省エネのノウハウの共有・還元等
- その他：持続化補助金を活用した、LPGガス等の価格高騰の影響を受ける事業者への支援

II. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

1. 賃上げ・価格転嫁対策

- 賃上げを行う企業への支援の強化：
 - ・積極的な賃上げや人材投資に取り組む中小企業に対する賃上げ促進税制
 - ・赤字でも賃上げした中小企業に対する補助金率引き上げ等
- 「バートナラシ」による価値創造のための転換円滑化施策パッケージ：
 - ・取引適正化の取組を進め、価格転嫁、賃金引き上げの環境を整備等

2. 資金繰り支援策

- 政府系金融機関等による資金繰り支援等の強化：
 - ・ウクライナ情勢等の影響を受けた事業者へのセーフティネット貸付の更なる金利引下げ
 - ・新型コロナウイルスの影響を受けた事業者への実質無利子・無担保融資等を9月末まで延長
 - ・事業再構築補助金の拡充による事業者支援強化等

V. 今後への備え

- 予備費の確保：国民の安心を確保するため、一般予備費について、引き続き5,000億円の水準を確保。新型コロナウイルス感染症対策として改組・促進を拡大した上で、5兆円の水準を確保等
- 公共事業の前面し執行、政府広報も含めた施策の周知徹底

本対策の規模

(備考) 国費(概算)
事業規模

	I	II	III	IV	V	合計
1. 5兆円程度	1. 5兆円程度	0. 5兆円程度	1. 3兆円程度	1. 3兆円程度	1. 5兆円程度	6. 2兆円程度
1. 5兆円程度	1. 5兆円程度	2. 4兆円程度	1. 3兆円程度	1. 3兆円程度	1. 5兆円程度	13. 2兆円程度

(備考) 国費のうち、一般予備費の使用額は、0. 4兆円程度(Ⅰ：0.3兆円程度、Ⅱ：0.1兆円程度)、新型コロナウイルス感染症対策として改組・促進を拡大した上で、5兆円の水準を確保等

1.0兆円程度)。補正予算額は、2. 7兆円程度(Ⅰ：1.2兆円程度、Ⅱ：1.5兆円程度)。

(注) 激変緩和策(本年5～9月)によるガソリン・軽油・灯油価格の上昇抑制を通じた直接的な効果として、消費者物価(総合)は0.5%ポイント程度の上昇抑制が見込まれる。これに加え、漁業・農林業、運輸業向けの燃料価格対策、輸入小麦や配合飼料の価格対策、輸入小麦や配合飼料の価格対策、そのほか学校給食費等軽減など地方公共団体が独自に実施する対策も見込まれる。

III. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策

1. エネルギー

- 省エネルギーの推進：省エネ住宅・ビル、クリーンエネルギー・自動車の普及促進、こどもみらい住宅支援事業の拡充等
- 燃料供給の緊急対応策等の強化等：LNG・石油の上流開発投資リスキママネー供給支援等

2. 原材料

- 戦略物資・エネルギー安定供給確保のためのサプライチェーン強化：
 - ・半導体製造用ガス、パラジウム、石炭等の国内生産設備の増強やリサイクル回収設備の導入等

3. 食料

- 小麦等の食品原材料：米粉・国産小麦等の代替原材料への切替支援等、輸入小麦の政府売渡しの着実な実施
- 肥料・飼料：化学肥料原料の調達支援対策、配合飼料の価格高騰対策等
- 木材：国産材への転換支援対策
- 水産：加工原材料調達の円滑化対策等

4. その他

- サイバーセキュリティ対策の強化等、観光事業者等への支援(環境配慮型の持続可能な観光推進の支援)

IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

1. 生活困窮者等支援策

- 生活困窮者支援策の申請期間の延長：緊急小口資金等の特別貸付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特別措置の申請期限を8月末まで延長
- 生活困窮者への各種支援策を確実に実施するにつなげるための生活再建や就労面の伴走型支援の強化
- 賃上げに困っている方々への支援措置の強化：
 - ・低所得の子育て世帯に対する給付金(児童一人当たり一律5万円)のプッシュ型給付
 - ・住民税非課税世帯等に対する給付金の未申請世帯への令和4年度配分額を活用したプッシュ型給付(適用対象)
 - ・生活困窮者自立支援金の求職活動要件を緩和
 - ・地方創生臨時交付金の拡充・活用による生活困窮者支援等

2. 孤独・孤立対策

- 地方における官民連携プラットフォーム等の構築推進、支援活動を行うNPO等への支援

3. 地方公共団体の実施する原油価格高騰対策に係る地方交付税措置

- 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金：
 - ・コロナ禍における原油価格・物価高騰対策の創設による生活困窮者支援や学校給食費軽減など子育て世帯支援、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援
- 地方公共団体の実施する原油価格高騰対策に係る地方交付税措置

VII. その他

●新型コロナウイルス感染症対策予備費について、

「新型コロナウイルス感染症対策予備費について、

経済産業省関連施策

中小企業生産性革命推進事業 <2,001億円>

（独）中小企業基盤整備機構が中小企業の実業性向上を継続的に支援。さらに、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組も支援。

① ちのづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

（補助額：100万～3,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）
…革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援

② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

（補助額：～200万円、補助率：2/3等）
…小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援

③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

（補助額：5万～450万円、補助率：1/2～3/4）
…バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール導入を支援

④ 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

（補助額：150万～600万円、補助率：1/2～2/3）
…事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援

厚生労働省関連施策

業務改善助成金 | 11.9億円(11.9億円) | <135億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 66.0億円(65.4億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

働き方改革推進支援事業 | 43.8億円(66.8億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

日本政策金融公庫による企業活力強化貸付

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

キャリアアップ助成金 | 839億円(739億円) | <251億円>

非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

17.5億円(7.6億円) |

前回の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

生産性向上の事例に関する調査研究事業 | 0.4億円(0.5億円) |

助成金の活用事例や生産性向上の好事例をとりまとめた事例集を周知及び簡易に申請書を作成できる支援ツールの作成

よろず支援拠点等の支援体制の充実 | 40.0億円(40.9億円) | <17.1億円>
各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

中小企業等事業再構築促進事業 | 1,000億円(※令和4年度予算額) | <6,123億円>
中小企業等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業 | 10.2億円(新規) |

複数の中小企業等が連携し、連携体として新たな付加価値創造や生産性向上、新分野、業態展開、革新的な製品・サービス開発等を行う取組を最大2年間支援。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.9億円(10.8億円) |

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

共創型サービスIT連携支援事業 | 2.5億円(5億円) |

既存の複数のITツールを連携・組み合わせたシステムを中小サービス業等が導入する際にかかる費用を支援。またその際、ITベンダーと中小サービス業等が共同でITツールの機能改善を進め、当該ツールの汎用化による業種内・他地域への普及を目指す取組を支援。

生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 | 243億円の内数(258億円の内数) |

「生産管理、IoT、クラウドの活用」等のカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

人材開発支援助成金等による支援 | 862億円(355億円) | <216億円>

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度等の整備を通じて、雇用管理改善に取り組み、生産性向上・賃金アップ等を図った事業主に対して助成。（※新種の計画受付け中止）

テレワークの定着・促進に向けた支援 | 19.4億円(28.2億円) |

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

民間企業のための女性活躍促進事業 | 1.7億円(令和4年度新規事業) |

令和4年4月より新たに行動計画策定等が義務づけられた常時雇用労働者数101人以上300人以下の中小事業主を含めた全ての事業主に対し、女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問等により企業における女性活躍推進に係る行動計画の実施等を支援

生活衛生業関連施策

・ 日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率の適用

…事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に特別利率を適用

・ 生産性向上推進事業 <2.0億円>

…デジタル化の好事例の展開等、生活衛生関係営業者のデジタル化推進を支援

・ 生活衛生関係営業収益力向上事業 | 0.9億円(0.6億円) |

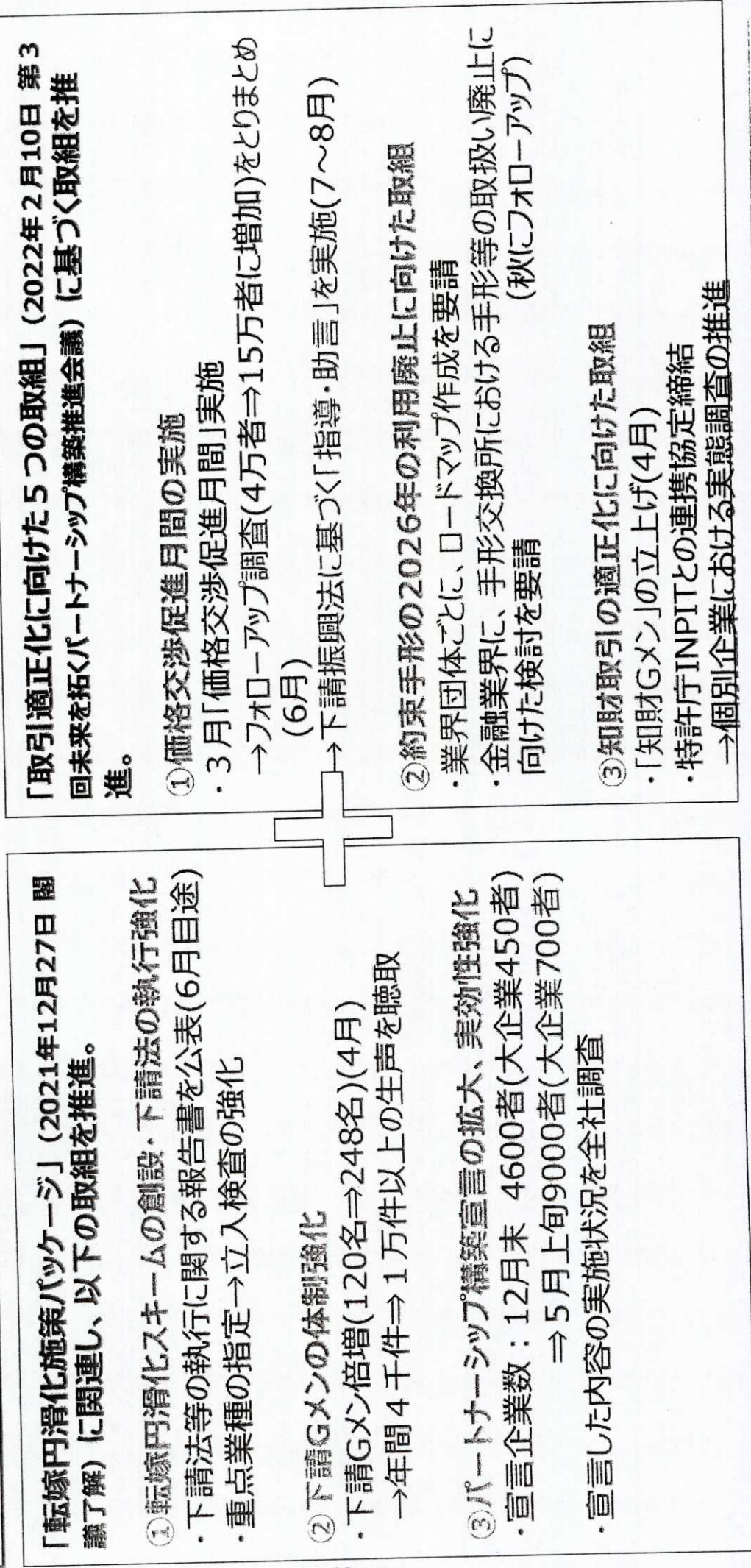
…最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に事業継承やインボイス制度に関するセミナーを開催

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	令和3年度実績（件） ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	10,185件
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	44,757件
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	30,825件
中小企業等事業再構築促進事業	35,183件
業務改善助成金	3,859件
働き方改革推進支援助成金	6,614件
キャリアアップ助成金	76,992件
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース	31,142件
人材確保等支援助成金 ※ 人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース、テレワークコース	2,409件 (テレワークコースは、令和3年4月～ 令和4年2月時点)

取引適正化に向けた取組

● 昨年末の「転嫁円滑化施策パッケージ」に加え、価格交渉の促進や約束手形の利用廃止、知財取引の適正化に向けた「取引適正化に向けた5つの取組」を実施。



↑
 これらの取組を裏付け、下支えすべく、下請振興法の「振興基準」を改定(7月目途)。

※「取引適正化に向けた5つの取組」は、左記の②、③及び右記の①～③の5つ。

最低賃金に関する調査研究

最低賃金に関する報告書(概要)

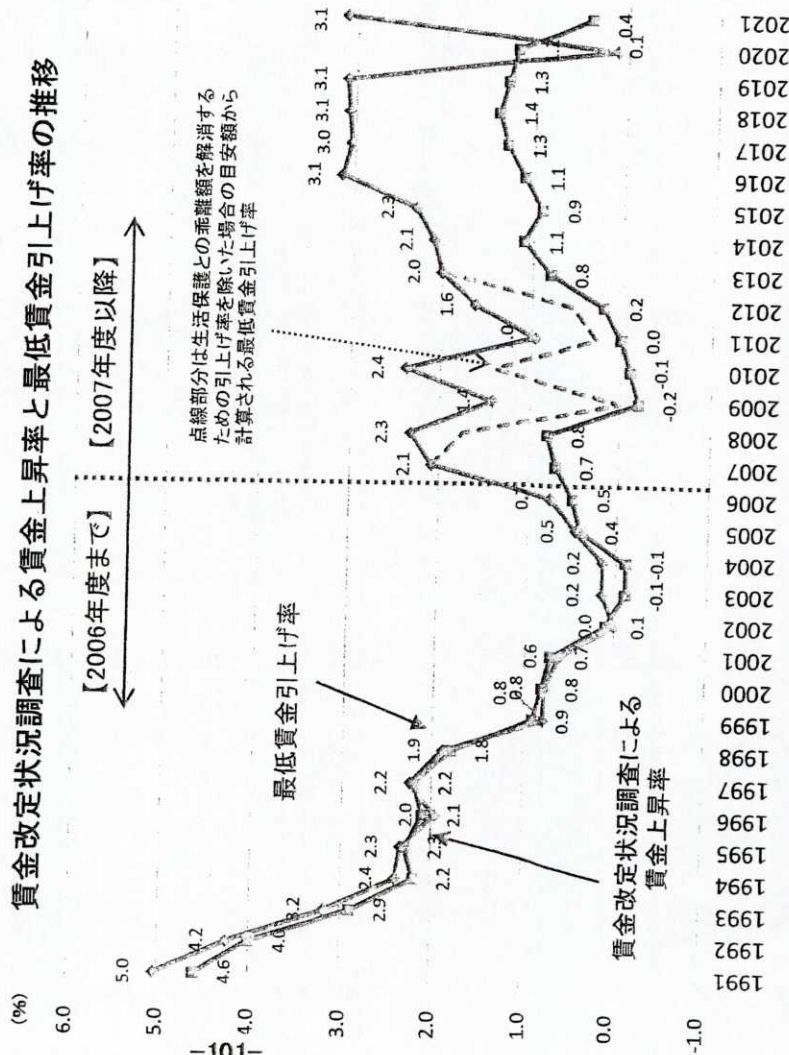
はじめに・第1章 最低賃金制度の全体像

○ 最低賃金の引上げ率(左図)は、2006年度までは賃金改定状況調査(常用労働者数30人未満の企業が対象)による賃金上昇率に近い水準で推移していたが、2007年度以降、最低賃金法の改正や政府方針への配慮等もあり、これを大きく上回る水準で推移している(2020年度を除く)。その結果、最低賃金の影響率(右図)は高まり、労働者の賃金への影響が大きくなってきているだけでなく、労働市場や企業活動等にも一定の影響を及ぼしうるものとなっている。また、イギリス、ドイツ等の諸外国でも、最低賃金引上げの影響について記述統計や実証研究等により検証し、報告書を作成している。

○ このような国内外の動向を踏まえ、日本の最低賃金の影響を分析・検証し、エビデンス・ベースでの検討に資することを目的として、2021年度「最低賃金に関する調査研究等事業」により本報告書を作成(委託先:三菱総合研究所)。

※ 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合、「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に最低賃金額を下回っている労働者の割合をいう。

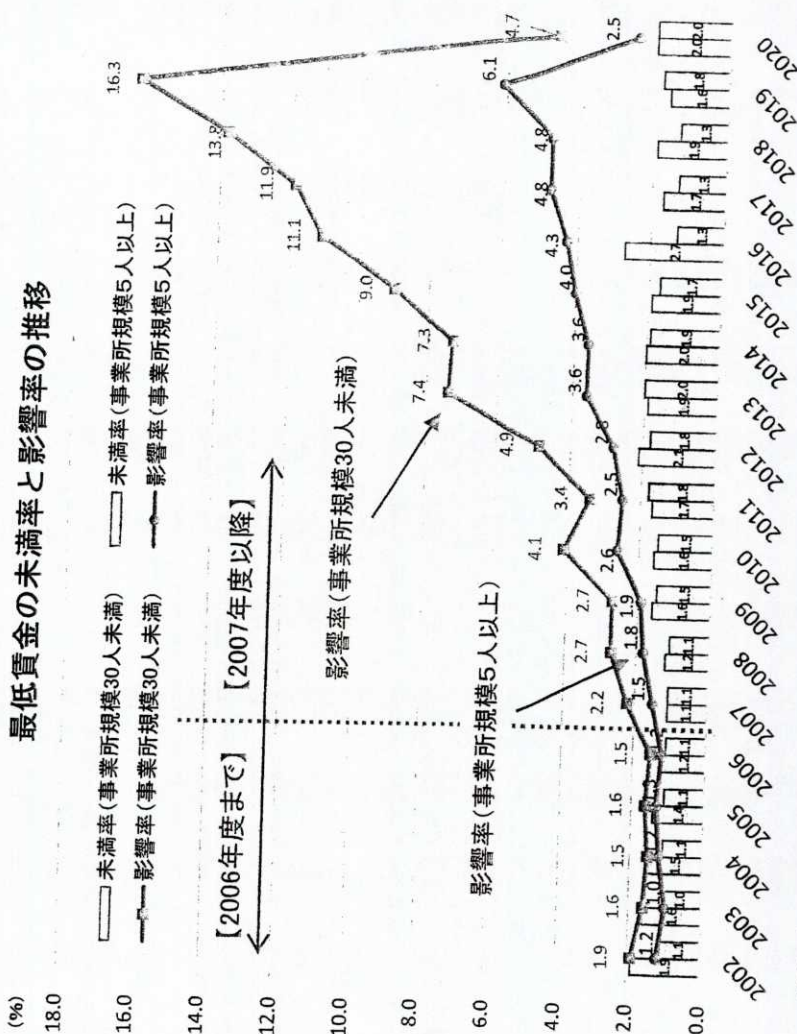
賃金改定状況調査による賃金上昇率と最低賃金引上げ率の推移



(資料出所)厚生労働省「賃金改定状況調査」

(注) 1. 賃金改定状況調査結果第4表は、常用労働者数30人未満の企業に属している民間事業所に対し、前年6月と当年6月の労働者の賃金等を調査した結果に基づき、時間当たり所定内賃金の上昇率を示したものである。
2. 最低賃金引上げ率は、地域別最低賃金(時間額)全国加重平均の上昇率。

最低賃金の未満率と影響率の推移



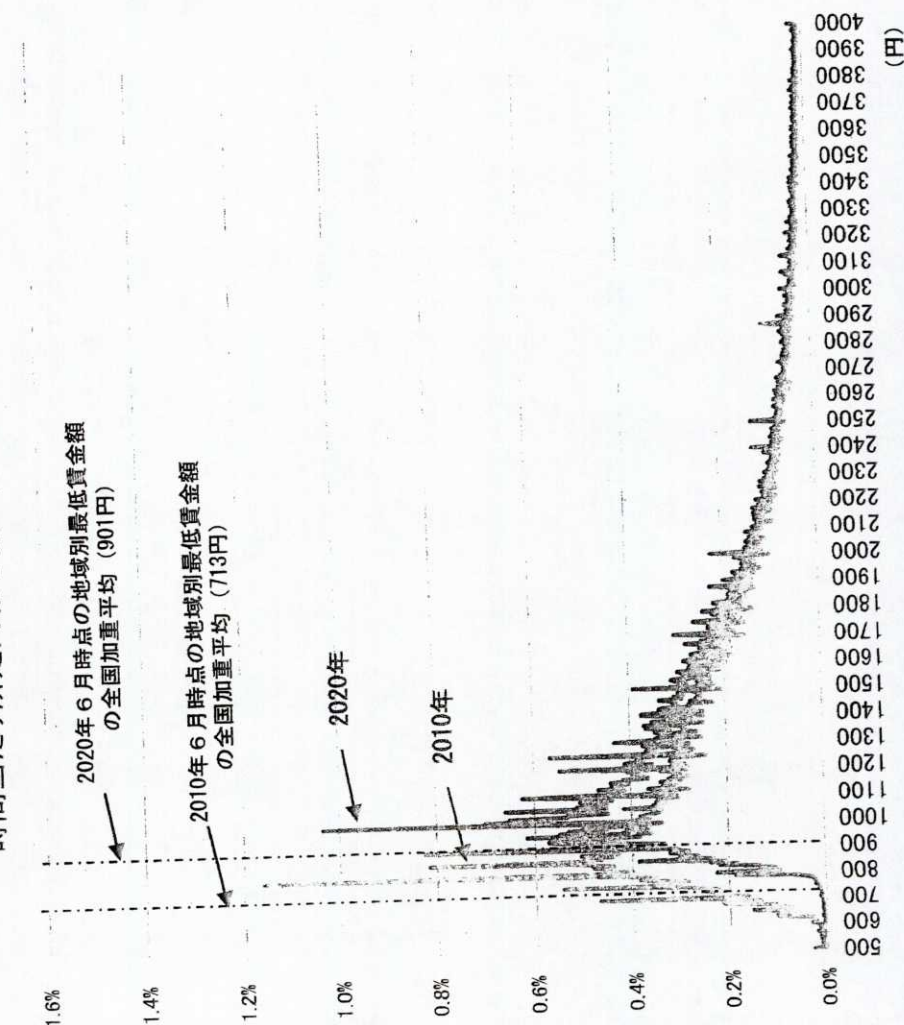
(資料出所)厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」「賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 1. 「最低賃金に関する基礎調査」は、事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を対象としており、「賃金構造基本統計調査」は、事業所規模5人以上を対象としている。賃金構造基本統計調査では、2020年からの調査事項や集計方法が変更されたため、2015～2020年の数値は、時系列比較を行うために2020年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。2014年以前とは連続しない。
2. 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合であり、「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合である。

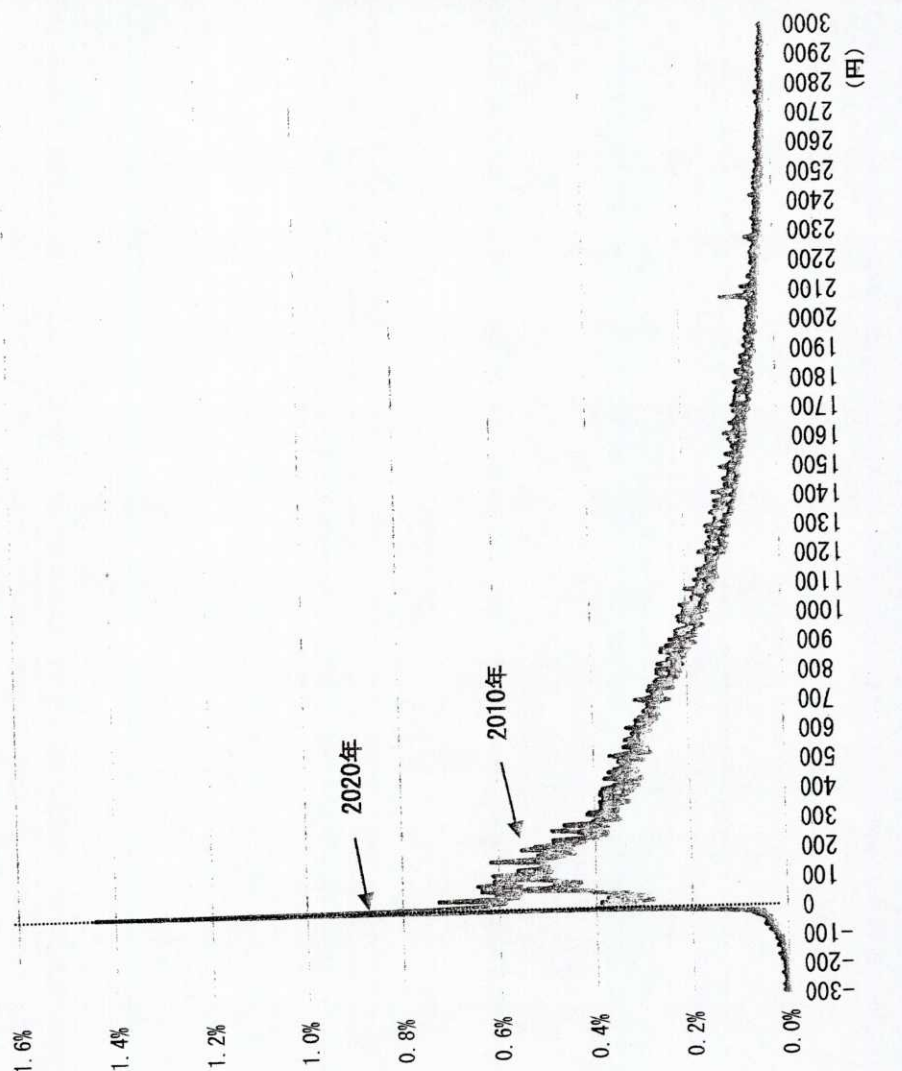
第2章 最低賃金と労働者の賃金・生活 1. 賃金への影響①

- 最低賃金引上げによる賃金分布への影響については、先行研究では、賃金分布の左裾に「こぶ」(スパイク)を生じさせる「賃金分布の圧縮」、最低賃金よりも高い水準の賃金も上昇させる「波及効果」が示されている。どの程度まで波及するか等は研究により異なる。
- 時間当たり所定内給与額の分布(左図)をみると、2020年は2010年と比較して、低賃金層を中心に右方にシフトしている。また、都道府県ごとに最低賃金額が異なるため、時間当たり所定内給与額との差の分布(右図)をみると、2020年は2010年と比較して、最低賃金額に張り付き労働者が増えている。10年前と比べ、最低賃金引上げによる賃金分布への影響が大きくなってきている。

時間当たり所定内給与額の分布(常用労働者)



時間当たり所定内給与額と最低賃金額の差の分布(常用労働者)

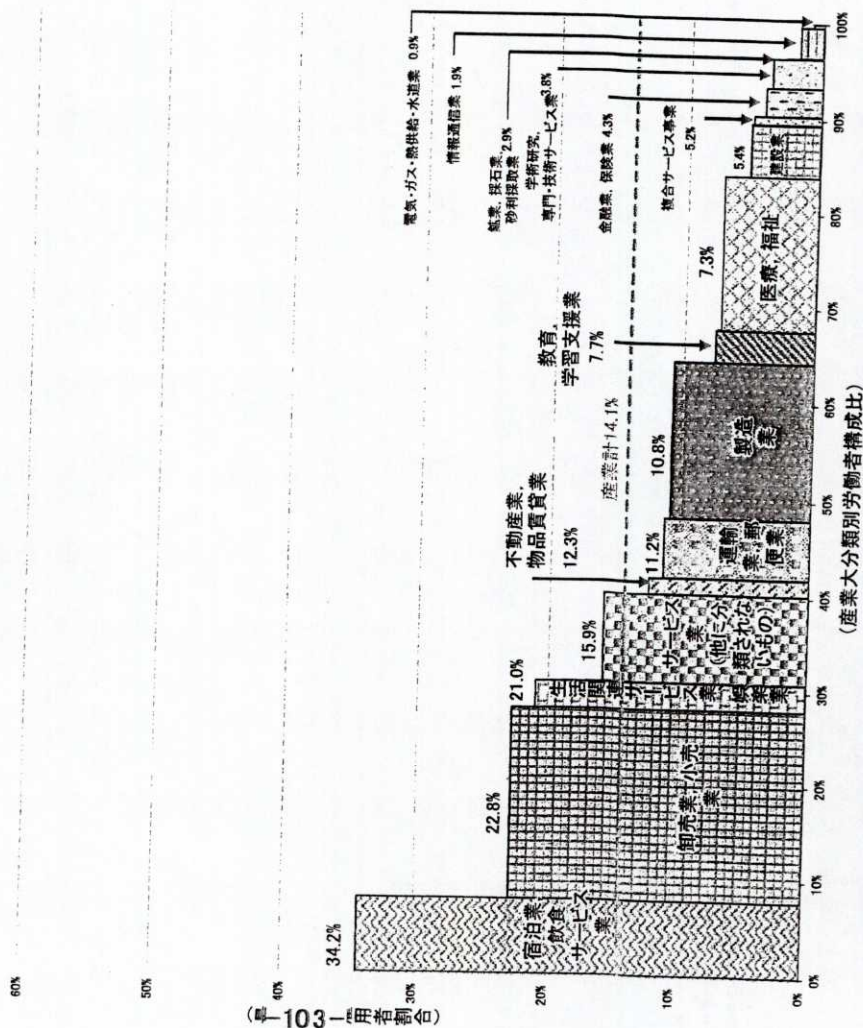


- (資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して算出。
- (注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数が5～9人である民営事業所の常用労働者の数値。
 2. 1時間当たり所定内給与額は、6月所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精養軒手当、家族手当を含む。
 3. 右図の横軸は、1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2010年の数値は、2020年調査の集計範囲、集計方法に合わせて集計している。

1. 賃金への影響②

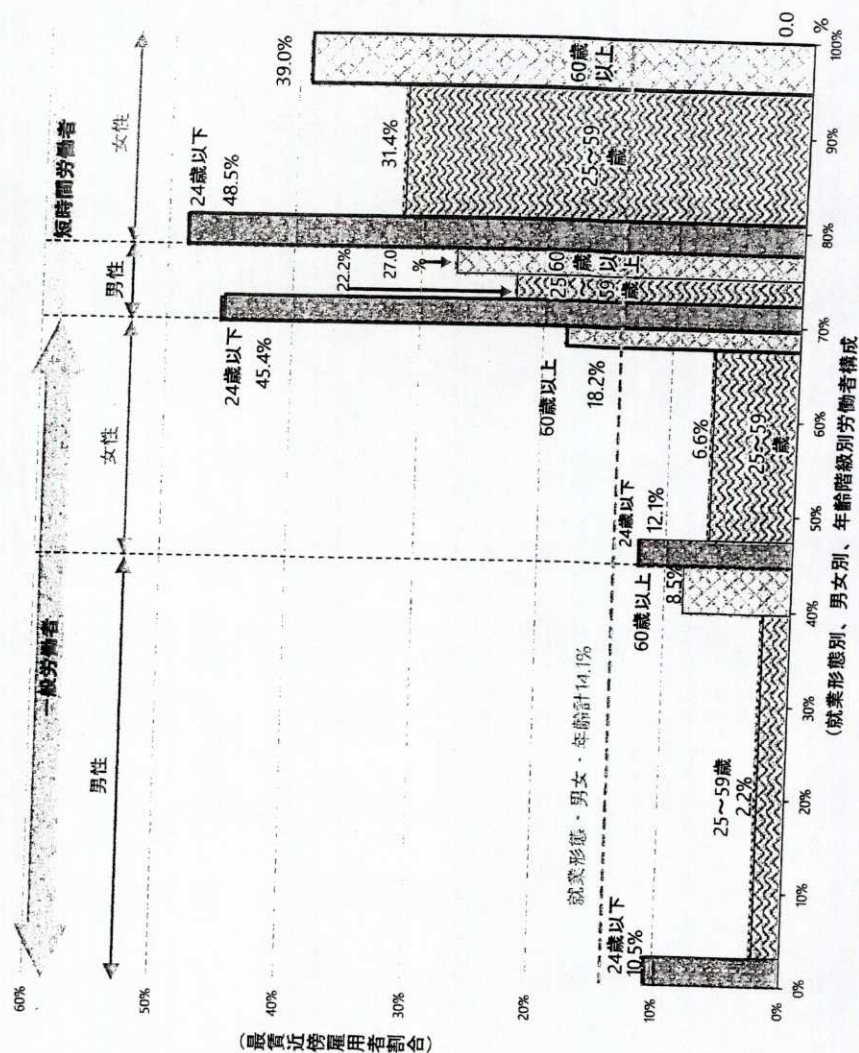
○ どのような労働者が最低賃金引上げの影響を受けるか確認するため、属性別に「最賃近傍雇用者」(地域別最低賃金額×1.1倍の賃金の雇用者)の割合をみると、産業別(左図)では「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」等で、企業規模別では小規模ほど、職業別では「運搬・清掃・包装等従事者」「販売従事者」「販売従事者」等で高い。また、労働者個人の属性については(右図)、男女別では女性で、年齢階級別では若年層と高齢層で、就業形態別では短時間労働者で、学歴別では学歴が高いほど割合が高い(これらの傾向は先行研究と同様)。

産業別の最賃近傍雇用者割合



(資料出所)厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」の調査票情報(厚生労働省労働基準局)にて独自集計して作成。
 (注) 1. 常用労働者数が10人以上の民間事業所及び常用労働者数が5~9人で企業全体の常用労働者数も5~9人である民間事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者を「最賃近傍雇用者」と定義し、縦軸の「最賃近傍雇用者割合」は常用労働者のうち最賃近傍雇用者の割合を示している。所定内給与額には、通勤手当、精進手当、家族手当を含む。
 2. ここでは、令和2年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者を「最賃近傍雇用者」と定義し、横軸の「産業大分類別労働者構成比」「就業形態別、男女別、年齢階級別労働者構成比」は、常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
 3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」「就業形態別、男女別、年齢階級別労働者構成比」は、常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
 4. 各区分の長方形の面積は、最賃近傍雇用者のボリューム(産業別の常用労働者数に占める比率)を示している。

就業形態別、男女別、年齢階級別の最賃近傍雇用者割合

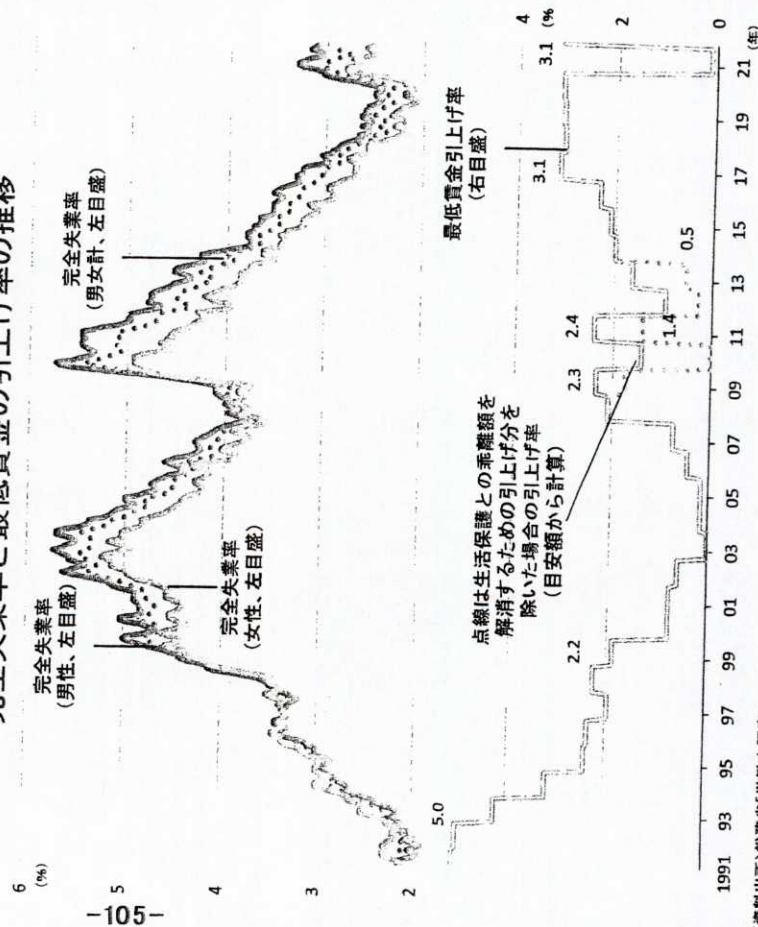


(就業形態別、男女別、年齢階級別労働者構成)

第3章 最低賃金と労働市場(雇用や労働時間への影響)

- 最低賃金引上げによる雇用への影響については、完全失業率(左図)や産業別等の雇用者数等の推移をみる限りでは、明確な影響を読み取ることはできなかった。最低賃金の引上げ幅を決定する際には経済・雇用情勢等が勘案されるため雇用情勢が良い時期ほど引上げ幅が大きくなりやすく、最低賃金と雇用には双方方向の関係が想定されることから、こうした記述統計の分析によって因果関係を特定することは困難であり、国内外で実証研究が進められている。
- 日本では、最低賃金引上げにより、若年者・女性・教育水準の低い労働者の雇用を減らす影響を示唆する研究がある一方で、そうでない研究もある。また、景気後退期には雇用減の影響が強まることや、労働市場の弛緩期(人員過剰期)には求人数を減らし求職数を増やす影響がある一方、逼迫期(人手不足期)にはその影響が大幅に弱まることを示唆する研究もあるが、定まった結論は得られていない。
- 最低賃金引上げによる労働時間への影響については、先行研究では労働者全体の労働時間への影響はほとんどみられないことなどが示されているが定まった結論は得られていない。一方、最賃近傍雇用者の2割程度は就業調整は就労調整を行っており(右図)、最低賃金の引上げに伴い賃金が上昇した際、一部の労働者が社会保障制度や税制、企業の賃金制度等を意識して労働時間数を減らす可能性もある。

完全失業率と最低賃金の引上げ率の推移



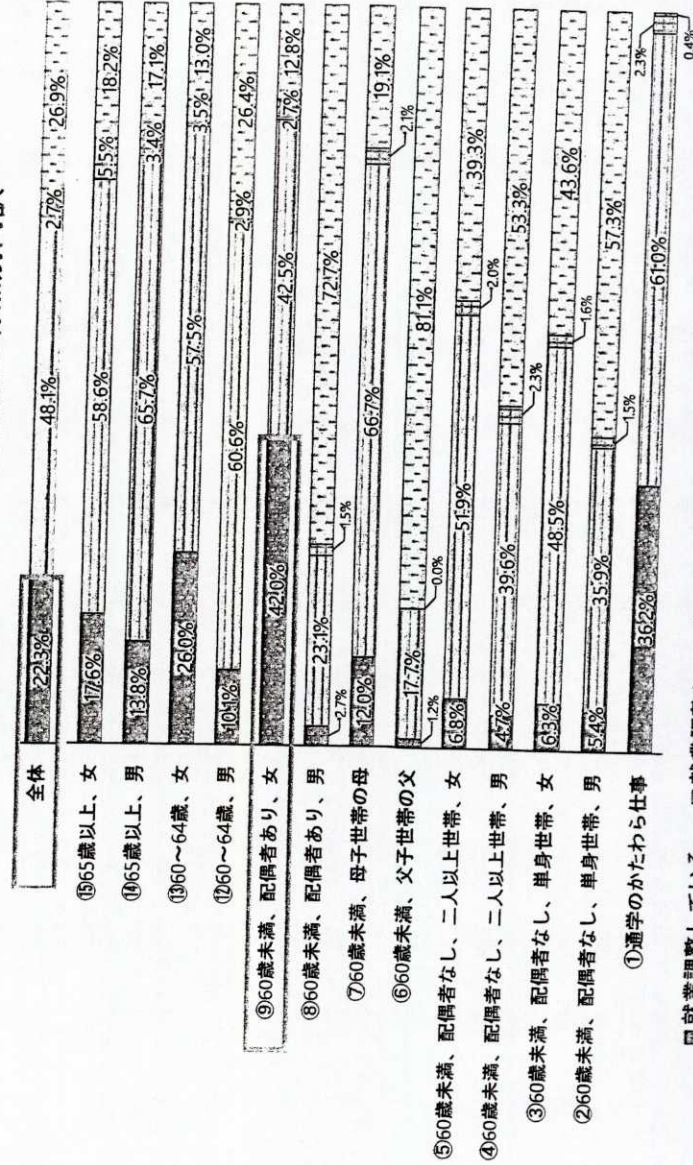
(資料出所)総務省「労働力調査」

(注)1. 完全失業率は、月次季節調整値を3項移動平均した。

2. シャド一部分は景気後退期、2018年10月の景気の山及び2020年5月の谷は暫定。

3. 最低賃金引上げ率は最低賃金の全国加重平均から計算。各年10月から改定後の最低賃金が適用されたものとした。

最賃近傍雇用者の就業調整の有無別内訳



就業調整している

就業調整していない

正規の職員・従業員

(資料出所)総務省「平成20年就業構造基本調査」の調査票情報と厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成

(注)1. 「最賃近傍雇用者」は、主な仕事の年間所得が500円/月未満の労働者のうち、居住地の地域別最低賃金額(調査年の前年より適用されたもの)×1.1である雇用者と定義。就業構造基本調査では、主な仕事の年間所得と週の労働時間を階級で調査しているため、年間所得階級×週の労働時間階級

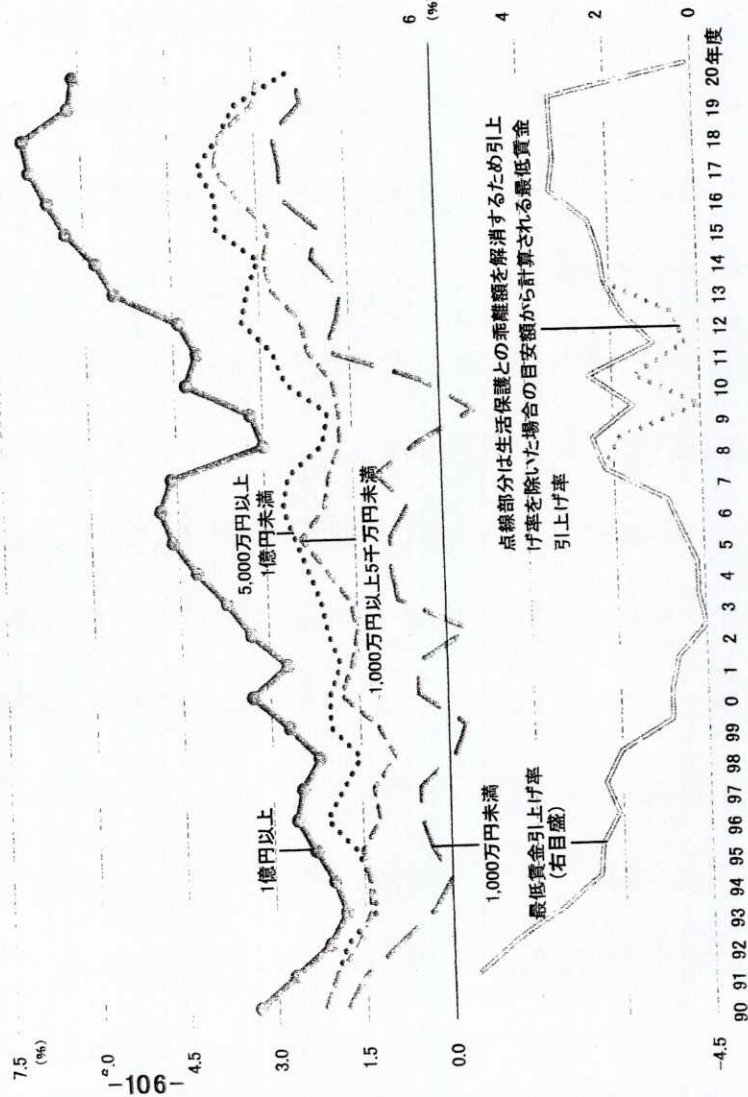
の各プロダクト内で雇用者が一様に分布していると仮定して集計を行っている。

2. 主な仕事の年間所得及び週の労働時間が記入されている雇用者(役員を除く)のみを集計対象としている。従って、週の労働時間が調査対象外となる1年間の就業日数が200日未満かつ就業が規則的でない雇用者は含まれていない。

第4章 最低賃金と生産性、企業の対応

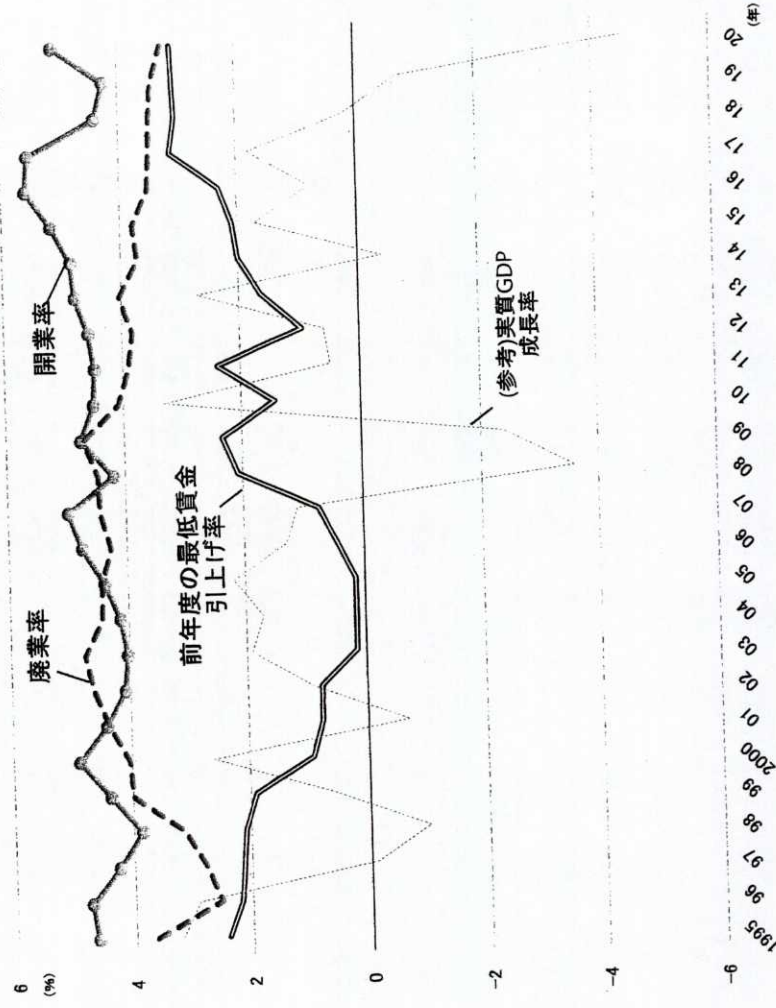
- 最低賃金と生産性については、先行研究では、①最低賃金上昇によるコスト増に対処するため、企業が生産性の向上に努めるという「内部効果」と、②生産性の低い企業が規模の縮小や市場からの退出を行い、生産性の高い企業がシェアを拡大するという「再分配効果」が指摘されている。日本でも、例えば、最低賃金引上げに伴い内部効果による生産性の向上はみられないとする研究や、業種によっては低下する又は上昇するとする研究もあり、最低賃金と生産性の関係について定まった結論は得られていない。
- 最低賃金引上げによる企業への影響、企業の対応については、売上高経常利益率の推移(左図)をみると、景気後退期に低下し景気拡大期に上昇しているが、最低賃金が3%程度と高い引上げ率と高い引上げ率となり、最低賃金引上げと、最低賃金引上げと売上高経常利益率との関係は明らかではない。また、開業率・廃業率の推移(右図)をみても、最低賃金引上げとの関係は明らかではない。企業の対応に関する国内の先行研究の蓄積は十分とはいえず、今後の企業調査等の結果にも注視したい。

資本金階級別売上高経常利益率と最低賃金額の推移
(金融保険業を除く全産業)



(資料出所) 財務省「法人企業統計調査」(速報)に厚生労働省労働基準局にて作成
(注) 1. 最低賃金引上げ率は、各年度の秋より適用された地域別最低賃金の全国加重平均のもの。
2. シャド部分は景気後退期。2018年10月の景気の山及び2020年5月の谷は暫定。
3. 図表の横軸は各年度とも四半期で作成(景気の部分も含む)しており、各データは各年度の第3四半期に表示している。

雇用保険適用事業所でみた開業率・廃業率と最低賃金引上げ率



(資料出所) 厚生労働省「雇用保険事業統計」、内閣府「国民経済計算」
(注) 開業率は、年度中に開業した事業所(新規適用事業所)の数を前年度末適用事業所数で除して得た割合。
廃業率は、年度中に廃業した事業所(廃止事業所)の数を前年度末適用事業所数で除して得た割合。

第5章 最低賃金と地域 1. 最低賃金の地域差

- 最低賃金の地域差について、地域別最低賃金額の最高額に対する最低額の割合(左図)をみると、2014年まで低下した後、2015年から上昇傾向にあり、地域差は縮小傾向にある。2002年から2014年までの地域差の拡大を要因分解すると、生活保護との乖離解消のための都市部を中心とした最低賃金引上げ(2008年～2014年)が主な要因であると考えられる。
- また、国内の先行研究では、各都道府県の賃金水準、消費支出等の経済実態を考慮して実質化した最低賃金により、地域差を分析するものがあるが、各都道府県の「最低賃金/所定内給与中央値」や「最低賃金/1人当たり家計最終消費支出」の最高値に対する最低値の割合の推移をみると、ここ10年以上、上昇傾向にあり、実質化した最低賃金の地域差は縮小傾向にある(左図)。
- 都道府県別の最高額に対する最低額の割合を、最低賃金額(名目値)だけでなく、賃金分布の特性値(下位5%目、25%目、50%目、75%目)についてもみると(右図)、最低賃金額で最も大きく、賃金分布の上位の特性値ほど小さくなっている。これは、賃金の地域差は高賃金層ほど大きく、低賃金層ほど小さくなっており、この中で最低賃金の地域差が最も小さいことを示している。最低賃金があることにより、特に低賃金層の賃金の地域差が一定の範囲に抑えられている可能性が示唆される。

地域別最低賃金等の最高額を100としたときの最低額の推移

[参考] 2002年(85.3%)→2021年(78.8%)の変化(A6.5%)の要因分解

生活保護との乖離解消のための上乗せ引上げ分 A6.3%

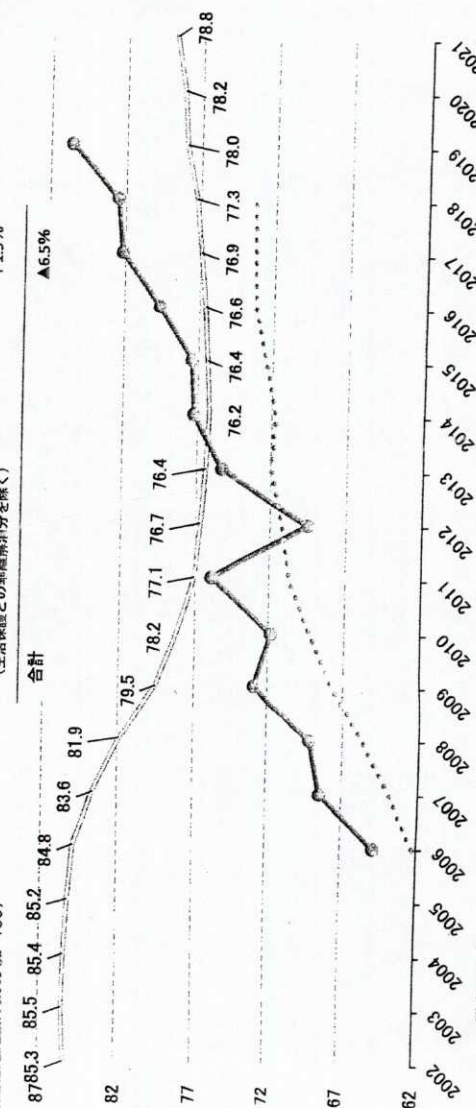
目安額の累計 A2.2%

目安額との実際の引上げ額の乖離分 +1.9%

(生活保護との乖離解消分を除く)

合計 A6.5%

(最高都道府県の額=100)

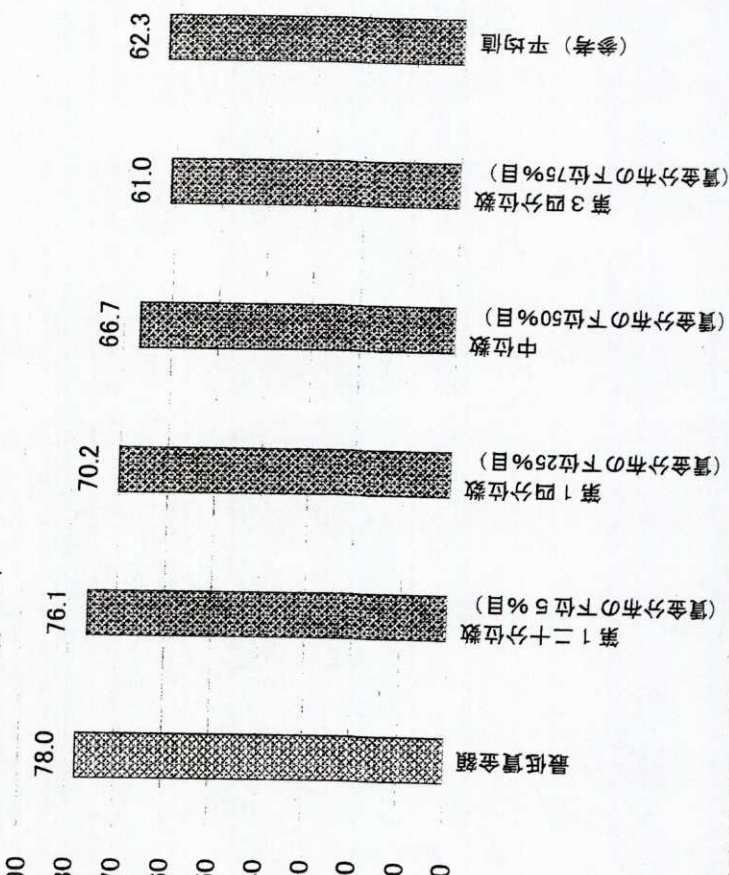


(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(調査票情報と厚生労働省労働基準局にて独自集計)、内閣府「国民経済計算」
(注) 2002年、2021年とも最高額は東京都であり、2002年、2021年とも最低額は沖縄県である。2002年の東京都の最低賃金額をX、沖縄県の最低賃金額をY、2002年から2021年にかけての各要因による最低賃金の引上げ額を東京部についてa、b、c、沖縄県についてd、eとし、下記の式により要因分解。

最高額に対する最低額の比率の変化

$$\frac{Y+p+q+r}{X+a+b+c} - \frac{Y}{X} = \frac{pX-ay}{X(X+a+b+c)X} + \frac{qX-by}{(X+a+b+c)X} + \frac{rX-cY}{(X+a+b+c)X}$$

都道府県別の賃金分布の特性値の最高額を100としたときの最低額(最高都道府県の額=100)

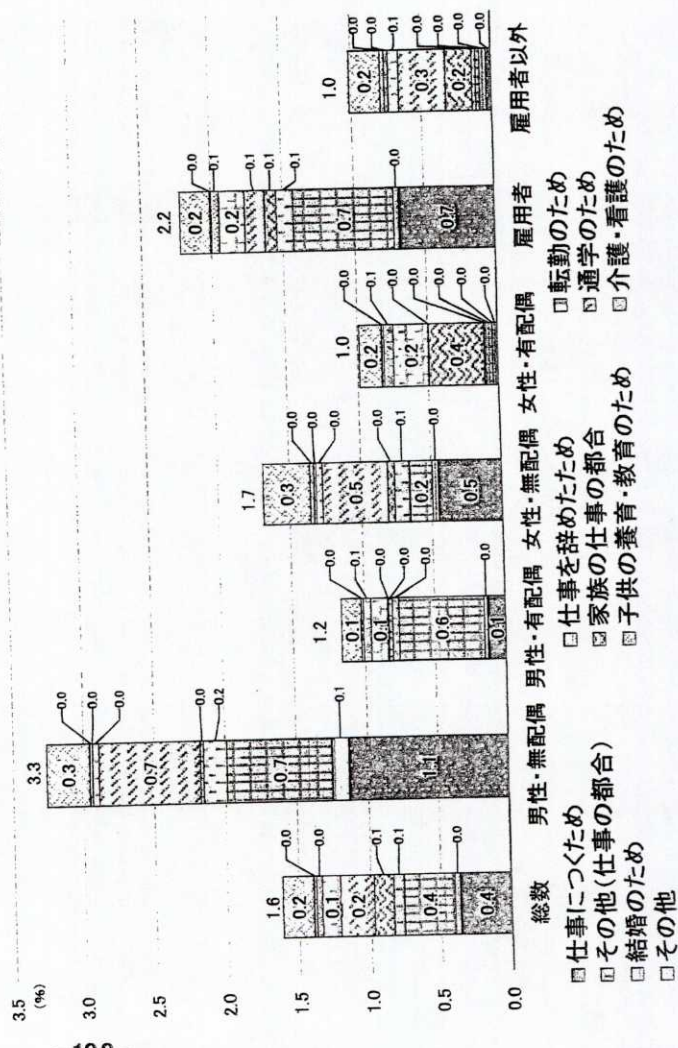


(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省労働基準局にて再集計)
(注) 1) 最低賃金額は、2019年に決定されたもの。
2) 第1二十分位数～平均値は、2020年6月時点(2019年に決定された最低賃金が適用)の1時間当たり所定内賃金による。

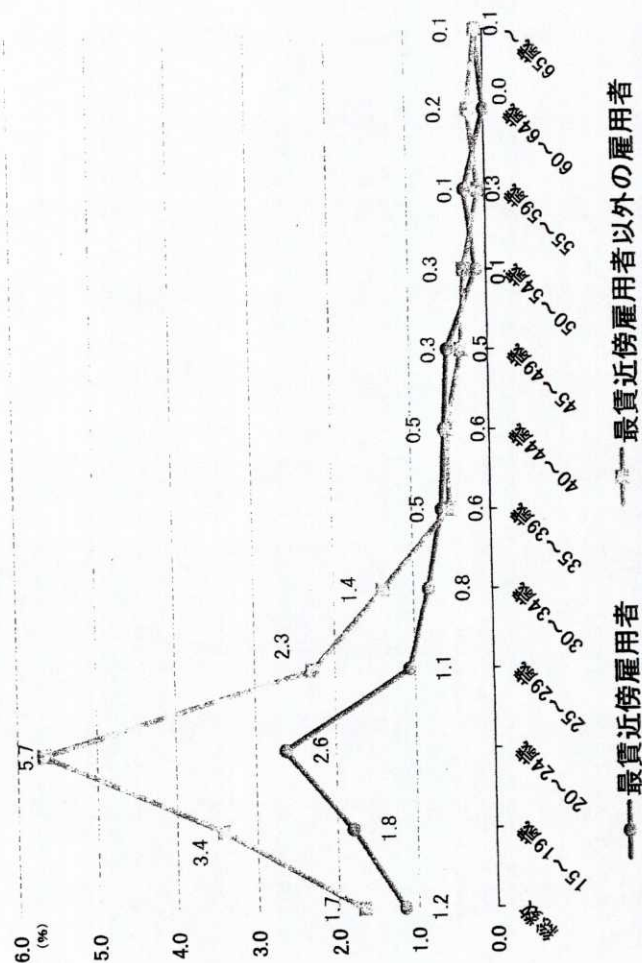
第5章 最低賃金と地域 2. 最低賃金と地域間移動

- 最低賃金と労働者の地域間移動の関係については、国内の実証研究はあまり蓄積がない(米国では、最低賃金の上昇により低賃金層の雇用機会が減少することを通じて、最低賃金が高い地域から低い地域に人口移動が生じるとする研究がある)。
- 県間移動率と移動理由の内訳について男女別・配偶関係別、雇用形態別にみると(左図)、県間移動の理由は、「仕事につくため」のほか、家族の仕事の都合、通学、結婚等の様々な理由がある。このうち、「仕事につくため」の割合をみると、男女ともに有配偶者では低く(男性0.1%、女性0.0%)、無配偶者の方が高い(男性1.1%、女性0.5%)。
- 仕事につくために移動する者が相対的に多い無配偶の雇用者に着目し、「仕事につくため」を理由とした県間移動率をみると(右図)、若年層で他の年齢層よりも高く、若年層では最賃近傍雇用者よりもそれ以外の雇用者の方で高い。仕事につくために移動する者が相対的に多い無配偶者・若年者の中でも、最賃近傍雇用者は、それ以外の雇用者に比べて、仕事につくために移動する者は少ないことが分かる。

過去1年間の県間移動率と移動理由の内訳



無配偶雇用者の過去1年間における「仕事につくため」を理由とした県間移動率



(資料出所) 総務省「就業構造基本調査」の調査票情報をもとに独自集計して作成。
 (注) 1. 「最賃近傍雇用者」は、主たる仕事の年間所得/50週/主たる仕事の週の労働時間/居住地域の地域別最低賃金額(調査年の前年秋より適用されたもの)×1.1である雇用者と定義。就業構造基本調査では、主たる仕事の年間所得と週の労働時間を階級で調査しているため、年間所得階級×週の労働時間階級の各ブロック内で雇用者が一律に分布していると仮定して集計を行っている。
 2. 主たる仕事の年間所得及び週の労働時間が記入されている雇用者(役員を除く)のみを集計対象としている。従って、週の労働時間が調査対象外となる1年間の就業日数が200日未満かつ就業が規則的でない雇用者は含まれていない。

- 本報告書では、各章における分析を通じて日本の最低賃金の現状や影響について一定程度、事実を明らかにすることができた。他方で、最低賃金の分析の難しさにより、今回の検証では必ずしも明らかとはならず、今後の更なる検証が必要な論点も見出された。特に、最低賃金が賃金や雇用に影響するのみならず賃金や雇用の状況が最低賃金にも影響するほか、労働市場・企業活動も最低賃金以外の多様な要因から様々な影響を受ける可能性があるため、最低賃金の影響のみを取り出すことが難しいことが背景にある。また、こうした事情に加え、分析に利用できるデータに制約があることなどから実証研究によっても分析結果に相違があり、定説が得られなかったテーマも多い。こうした限界を超えるべく、更なる学術研究の蓄積が期待されよう。
- 最低賃金に関する実証研究の蓄積には一定の時間を要し、また、分析に用いる政府統計の実施頻度にも限りがあるため、本書と同様の報告書を毎年作成することは必ずしも現実的ではない。しかしながら、社会や地域での健全な議論と合意を形成し、合理的な根拠に基づく最低賃金政策を進めるに当たっては、今後とも、定期的に最低賃金の影響について体系的な分析・検証を行い、その成果を関係者と共有していくことがますます望まれる。

＜本報告書について＞

- 本報告書は、厚生労働省の2021年度委託事業「最低賃金に関する調査研究等事業」により、受託者である株式会社三菱総合研究所が作成。本文中のデータや図表の一部については、厚生労働省労働基準局が提供。
- 本事業では、下記の学識経験者からなる「最低賃金に関する研究会」を開催し、助言・指導を受けた。

【最低賃金に関する研究会】

＜委員＞ ※所属は2022年3月時点、氏名50音順、○は座長

太田 聡一	慶應義塾大学経済学部 教授
川口 大司	東京大学公共政策大学院 教授
神吉 知郁子	東京大学大学院法学政治学研究科 准教授
○玄田 有史	東京大学社会科学研究所 教授
森川 正之	一橋大学経済研究所 教授
山田 篤裕	慶應義塾大学経済学部 教授

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する 調査」(2021年)の概要(速報)

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2021年)の概要(速報)

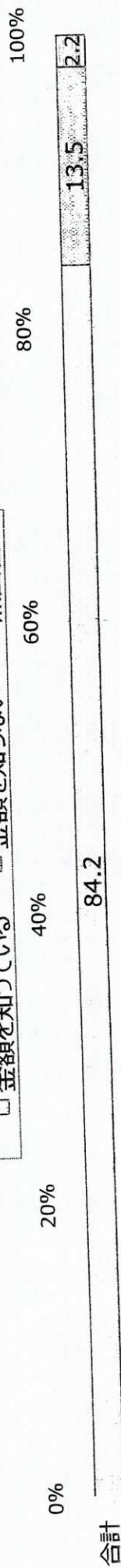
調査の概要	調査の実施機関	労働政策研究・研修機構（JILPT）																																																			
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2016年以降の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。																																																			
	調査の対象	従業員規模1人以上300人未満の全国の企業20,000社（官公営、非営利法人除く）。 ※民間調査会社が保有する企業データベースから、都道府県のグループ（中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Dの4ランク区分）ごとに、産業（15区分）×従業員規模（7区分）別に層化無作為抽出。																																																			
	調査方法	郵送による配布・回収																																																			
	調査期間	2021年11月5日～26日（12月上旬までに到着した調査票を集計）																																																			
有効回答数等	有効回答数・率	有効回答数：6,590社 有効回答率：33.0%																																																			
	有効回答企業の主な属性	<table><tr><th>ランク</th><th>有効回答数</th><th>構成比(%)</th></tr><tr><td>Aランク</td><td>1422</td><td>21.6</td></tr><tr><td>Bランク</td><td>1646</td><td>25.0</td></tr><tr><td>Cランク</td><td>1617</td><td>24.5</td></tr><tr><td>Dランク</td><td>1905</td><td>28.9</td></tr></table>	ランク	有効回答数	構成比(%)	Aランク	1422	21.6	Bランク	1646	25.0	Cランク	1617	24.5	Dランク	1905	28.9																																				
		ランク	有効回答数	構成比(%)																																																	
Aランク	1422	21.6																																																			
Bランク	1646	25.0																																																			
Cランク	1617	24.5																																																			
Dランク	1905	28.9																																																			
	<table><tr><th>従業員数</th><th>有効回答数</th><th>構成比(%)</th></tr><tr><td>1～4人</td><td>2009</td><td>30.5</td></tr><tr><td>5～9人</td><td>1535</td><td>23.3</td></tr><tr><td>10～19人</td><td>1269</td><td>19.3</td></tr><tr><td>20～29人</td><td>559</td><td>8.5</td></tr><tr><td>30～49人</td><td>546</td><td>8.3</td></tr><tr><td>50～99人</td><td>429</td><td>6.5</td></tr><tr><td>100～299人</td><td>243</td><td>3.7</td></tr></table>	従業員数	有効回答数	構成比(%)	1～4人	2009	30.5	5～9人	1535	23.3	10～19人	1269	19.3	20～29人	559	8.5	30～49人	546	8.3	50～99人	429	6.5	100～299人	243	3.7																												
従業員数	有効回答数	構成比(%)																																																			
1～4人	2009	30.5																																																			
5～9人	1535	23.3																																																			
10～19人	1269	19.3																																																			
20～29人	559	8.5																																																			
30～49人	546	8.3																																																			
50～99人	429	6.5																																																			
100～299人	243	3.7																																																			
備考		<table><tr><th>業種</th><th>有効回答数</th><th>構成比(%)</th></tr><tr><td>建設業</td><td>1436</td><td>21.8</td></tr><tr><td>製造業</td><td>1171</td><td>17.8</td></tr><tr><td>情報通信業</td><td>132</td><td>2.0</td></tr><tr><td>運輸業</td><td>266</td><td>4.0</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>617</td><td>9.4</td></tr><tr><td>小売業</td><td>957</td><td>14.5</td></tr><tr><td>金融業、保険業</td><td>74</td><td>1.1</td></tr><tr><td>不動産業、物品賃貸業</td><td>216</td><td>3.3</td></tr><tr><td>宿泊業</td><td>81</td><td>1.2</td></tr><tr><td>飲食サービス業</td><td>312</td><td>4.7</td></tr><tr><td>生活関連サービス業</td><td>150</td><td>2.3</td></tr><tr><td>娯楽業</td><td>53</td><td>0.8</td></tr><tr><td>教育、学習支援業</td><td>85</td><td>1.3</td></tr><tr><td>医療、福祉</td><td>329</td><td>5.0</td></tr><tr><td>上記以外のサービス業</td><td>678</td><td>10.3</td></tr><tr><td>その他</td><td>33</td><td>0.5</td></tr></table>	業種	有効回答数	構成比(%)	建設業	1436	21.8	製造業	1171	17.8	情報通信業	132	2.0	運輸業	266	4.0	卸売業	617	9.4	小売業	957	14.5	金融業、保険業	74	1.1	不動産業、物品賃貸業	216	3.3	宿泊業	81	1.2	飲食サービス業	312	4.7	生活関連サービス業	150	2.3	娯楽業	53	0.8	教育、学習支援業	85	1.3	医療、福祉	329	5.0	上記以外のサービス業	678	10.3	その他	33	0.5
	業種	有効回答数	構成比(%)																																																		
建設業	1436	21.8																																																			
製造業	1171	17.8																																																			
情報通信業	132	2.0																																																			
運輸業	266	4.0																																																			
卸売業	617	9.4																																																			
小売業	957	14.5																																																			
金融業、保険業	74	1.1																																																			
不動産業、物品賃貸業	216	3.3																																																			
宿泊業	81	1.2																																																			
飲食サービス業	312	4.7																																																			
生活関連サービス業	150	2.3																																																			
娯楽業	53	0.8																																																			
教育、学習支援業	85	1.3																																																			
医療、福祉	329	5.0																																																			
上記以外のサービス業	678	10.3																																																			
その他	33	0.5																																																			
	備考	・本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2021年）の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。 ・産業、企業規模、ランクごとの回収率をみると、集計結果が母集団の構成比と同様となるよう、復元処理（ウェイトバック）を行っている。																																																			

地域別最低賃金額の認知の有無

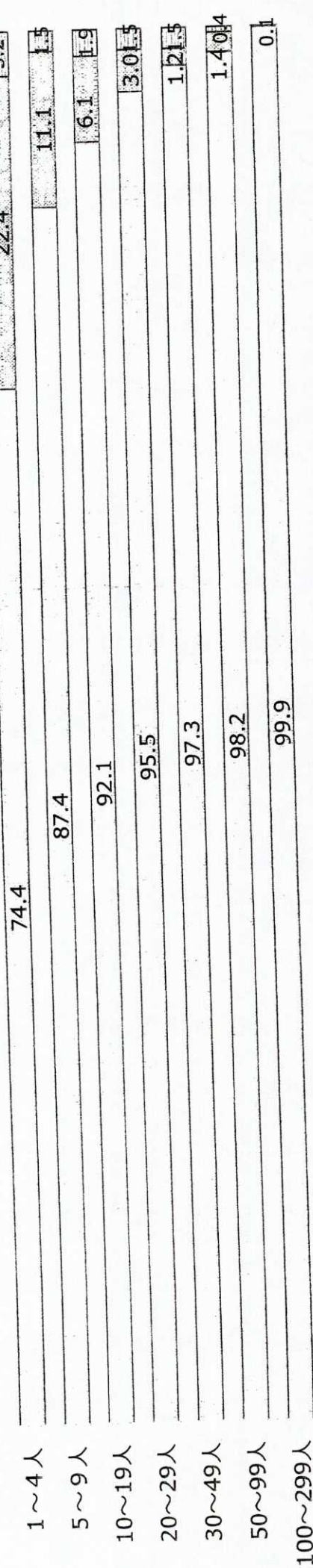
- 立地する県(都、道、府)の地域別最低賃金の額を知っている中小企業の割合は84.2%、知らない割合は13.5%となっており、従業員規模別では規模が大きいほど、ランクの順に、知っている企業の割合が多い。

本社が立地する県(都、道、府)の地域別最低賃金の額の認知の有無

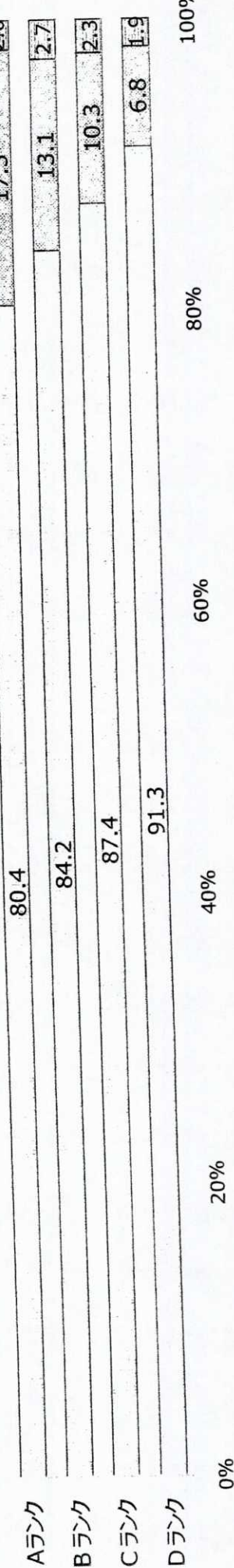
☐ 金額を知っている ☒ 金額を知らない ☐ 無回答



(参考①) 従業員規模別



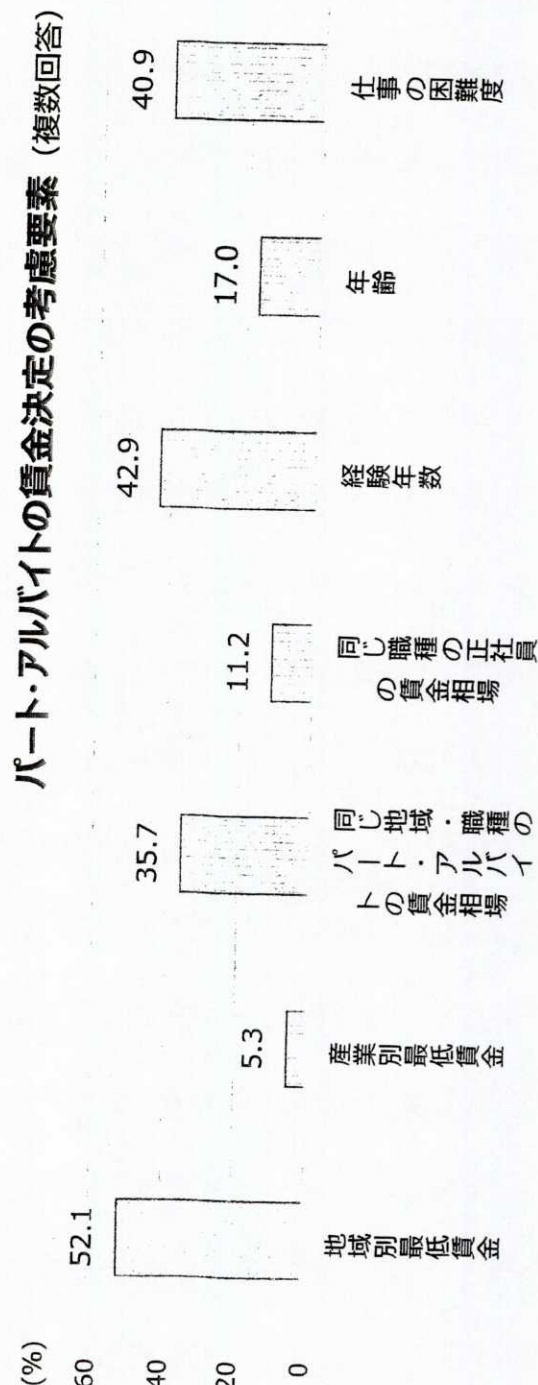
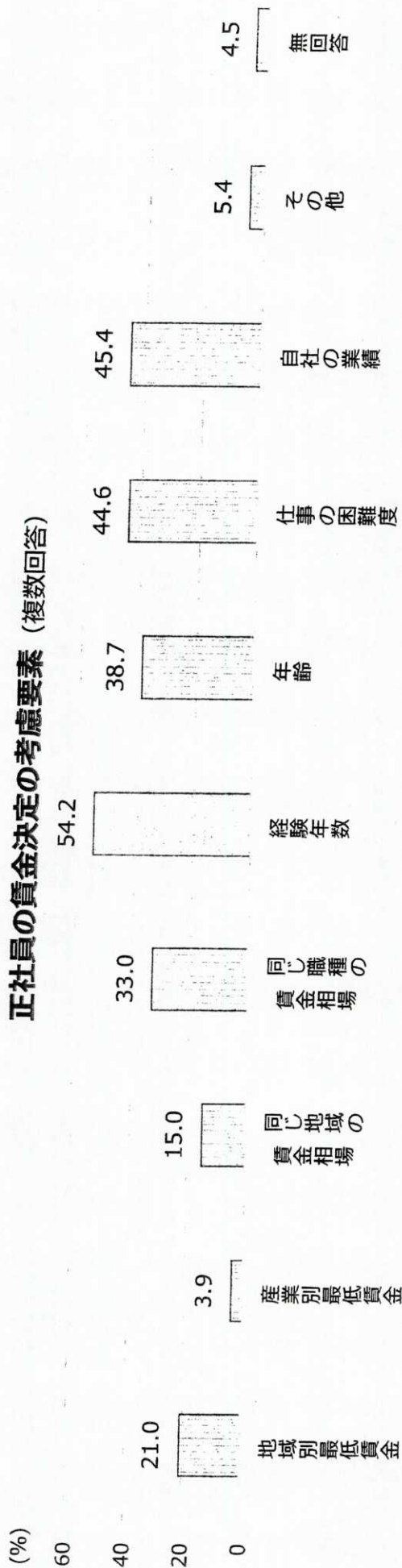
(参考②) ランク別



(注) 有効回答企業 (6,590社) について集計。

正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

○ 正社員の賃金決定の考慮要素として、「経験年数」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

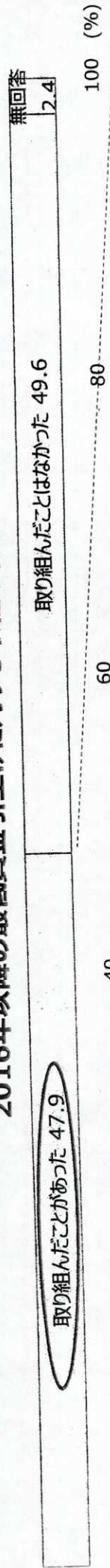


(注) 有効回答企業 (6,590社) のうち、上図は正社員がいる企業 (6,191社)、下図はパート・アルバイトがいる企業 (3,562社) について集計。

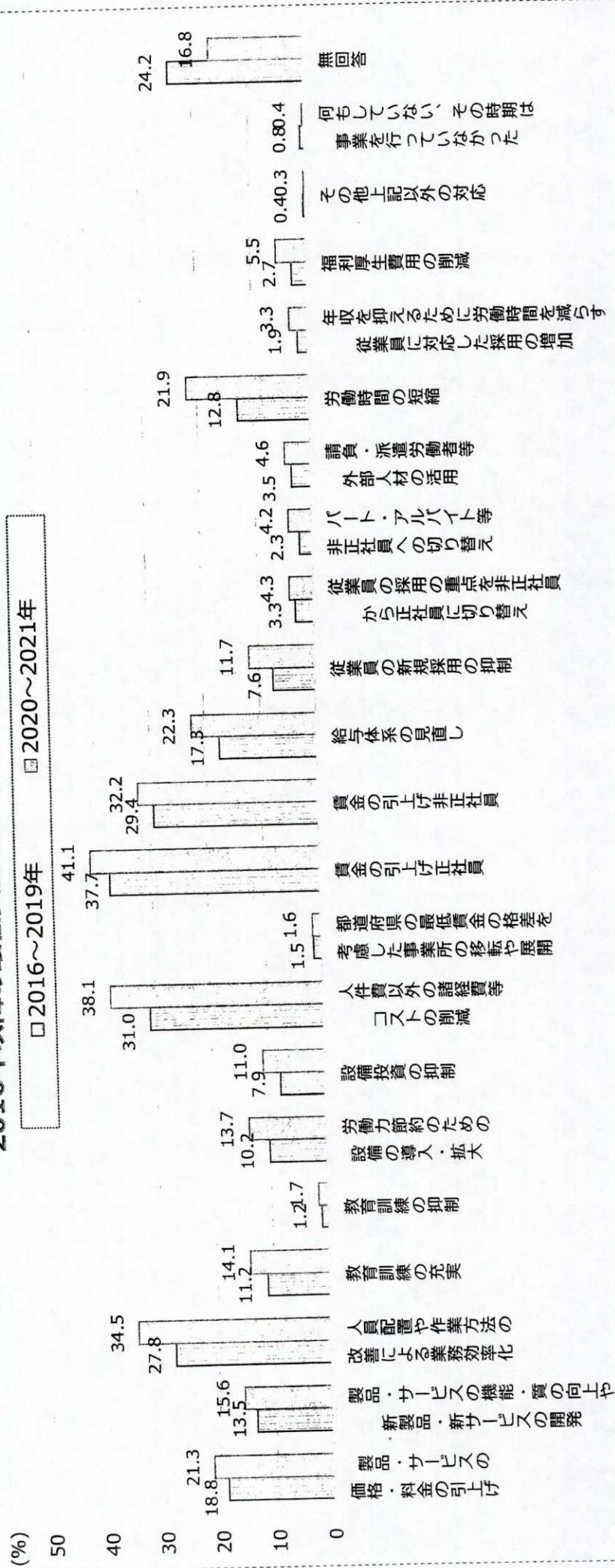
最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

- 2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は47.9%となっており、2016～2019年、2020～2021年ともに、取組の内容(賃金の引上げを除く)として最も多いのは「人件費以外の諸経費等コストの削減」、次いで「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」となっている。

2016年以降の最低賃金引上げに対する取組の有無



2016年以降の最低賃金引上げに対する取組の内容 (複数回答)

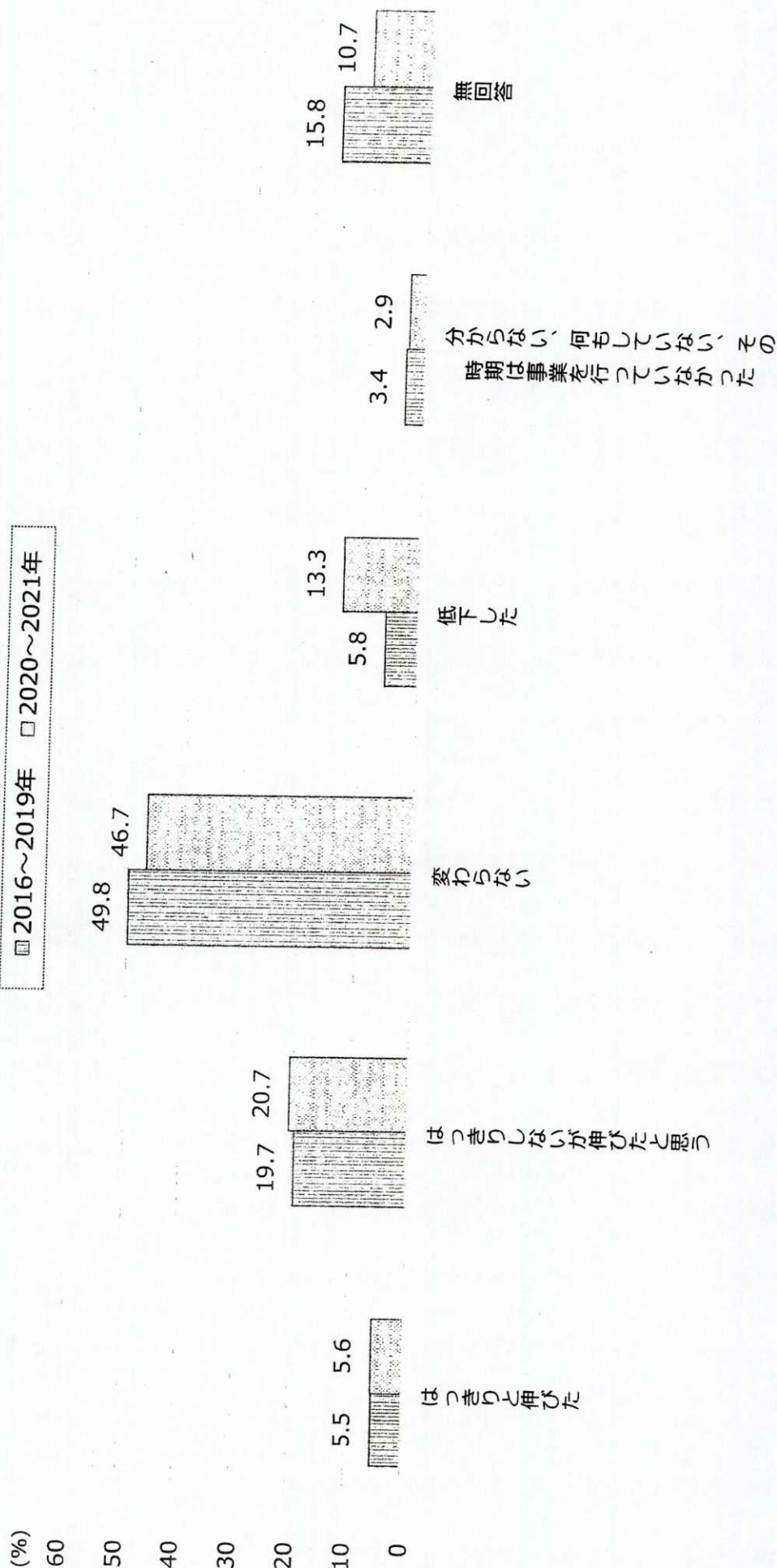


(注) 上図は有効回答企業 (6,590社)、下図は有効回答企業のうち最低賃金引上げに対する取組について「取組んだことがあった」を回答した企業 (3,513社) について集計。

最低賃金引上げに対する取組による労働生産性の変化に関する企業の認識

- 2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、事業が効率化し、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、2016～2019年、2020～2021年ともに「変わらない」が最も多く、半数程度を占めている。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、事業が効率化し、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

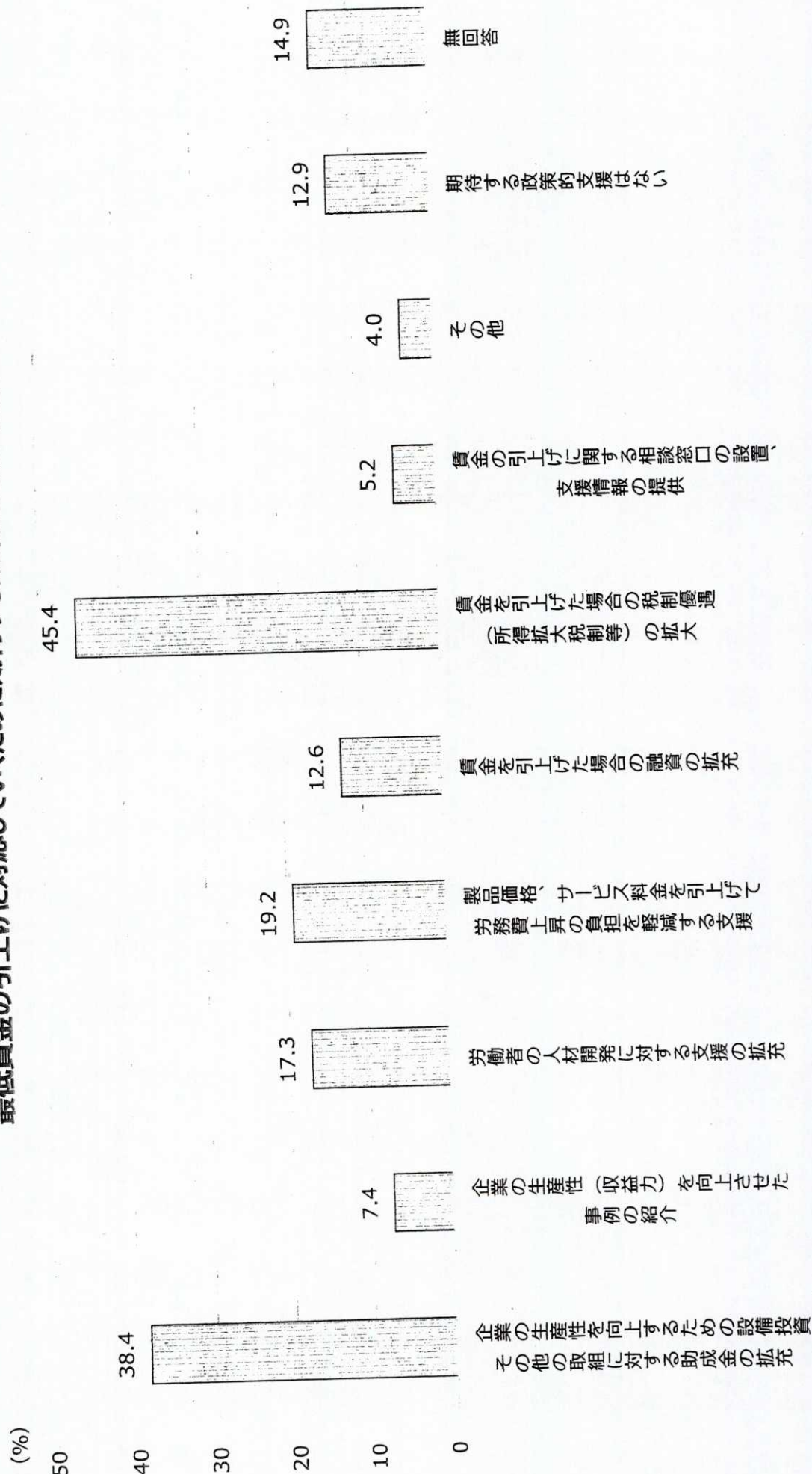


(注) 有効回答企業 (6,590社) のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取組んだことがあった」を回答した企業 (3,513社) について集計。

最低賃金引上げに対応するために期待する政策的支援

○ 中小企業が最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を引上げた場合の税制優遇(所得拡大税制等)の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援 (複数回答)



(注) 有効回答企業 (6,590社) について集計。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に 関する実態把握のための調査」(2022年)の概要(速報)

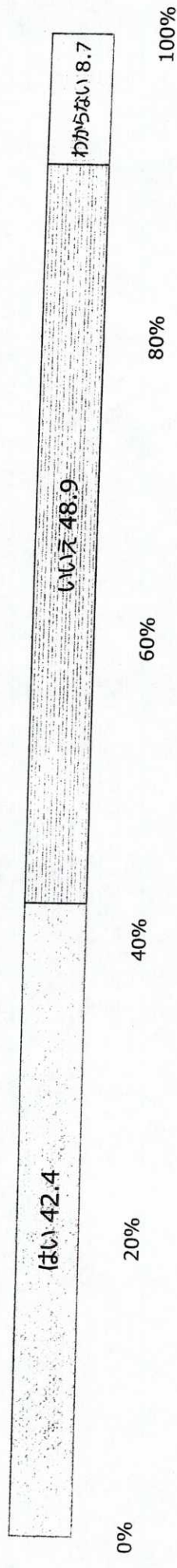
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2022年)の概要(速報)

調査の概要	調査事業の委託先	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社（厚生労働省委託事業）																																	
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2021年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。																																	
	調査の対象	時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。）※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。																																	
	調査方法	WEB上でのモニター調査																																	
	調査期間	2022年5月13日～18日																																	
	有効回答数	有効回答数：2,895人																																	
有効回答数等	有効回答者の属性	【性別】	<table><tr><td>男性</td><td>601人</td></tr><tr><td>女性</td><td>2,294人</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,895人</td></tr></table>	男性	601人	女性	2,294人	合計	2,895人	【年齢階級】	<table><tr><td>～29歳</td><td>533人</td></tr><tr><td>30～39歳</td><td>314人</td></tr><tr><td>40～49歳</td><td>568人</td></tr><tr><td>50～59歳</td><td>552人</td></tr><tr><td>60歳以上</td><td>928人</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,895人</td></tr></table>	～29歳	533人	30～39歳	314人	40～49歳	568人	50～59歳	552人	60歳以上	928人	合計	2,895人	【勤務地の地域区分】	<table><tr><td>Aランク</td><td>1,429人</td></tr><tr><td>Bランク</td><td>550人</td></tr><tr><td>Cランク</td><td>567人</td></tr><tr><td>Dランク</td><td>349人</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,895人</td></tr></table>	Aランク	1,429人	Bランク	550人	Cランク	567人	Dランク	349人	合計	2,895人
		男性	601人																																
女性	2,294人																																		
合計	2,895人																																		
～29歳	533人																																		
30～39歳	314人																																		
40～49歳	568人																																		
50～59歳	552人																																		
60歳以上	928人																																		
合計	2,895人																																		
Aランク	1,429人																																		
Bランク	550人																																		
Cランク	567人																																		
Dランク	349人																																		
合計	2,895人																																		
	備考	※ 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとに、全体回答数を3,000人とした各属性毎の目標回答数を設定。 ※ 20代男性のみ属性毎の目標回答数に達しなかったため、本調査を集計する際には、賃金構造基本調査における最賃近傍雇用者の属性毎の構成比と同様となるよう、20代男性のみ復元処理（ウェイトバック）を行っている。 本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業」（2022年）の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。																																	

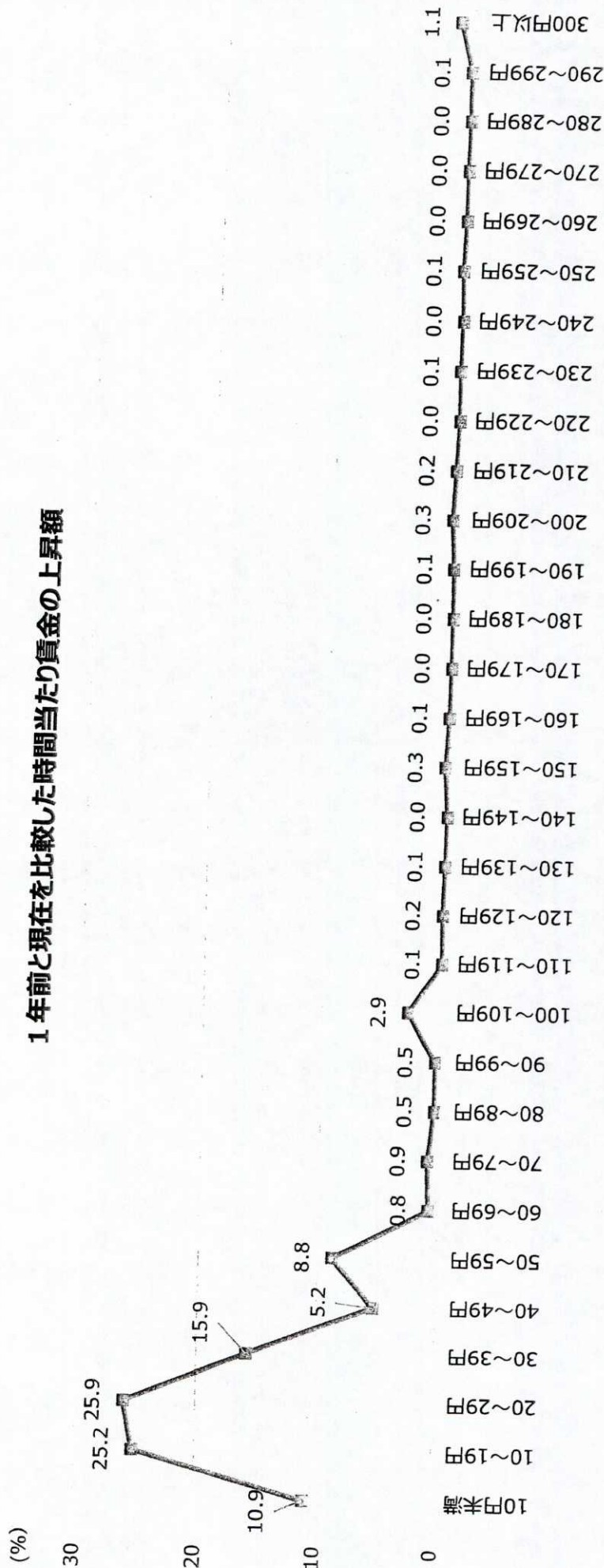
過去1年以内の時間当たり賃金の有無と上昇額

○ 最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金が増上したのは42.4%であり、賃金増上額は「20～29円」(25.9%)、「10～19円」(25.2%)、「30～39円」(15.9%)の順に多くなっている。

過去1年以内の時間当たり賃金の増上の有無



1年前と現在を比較した時間当たり賃金の増上額

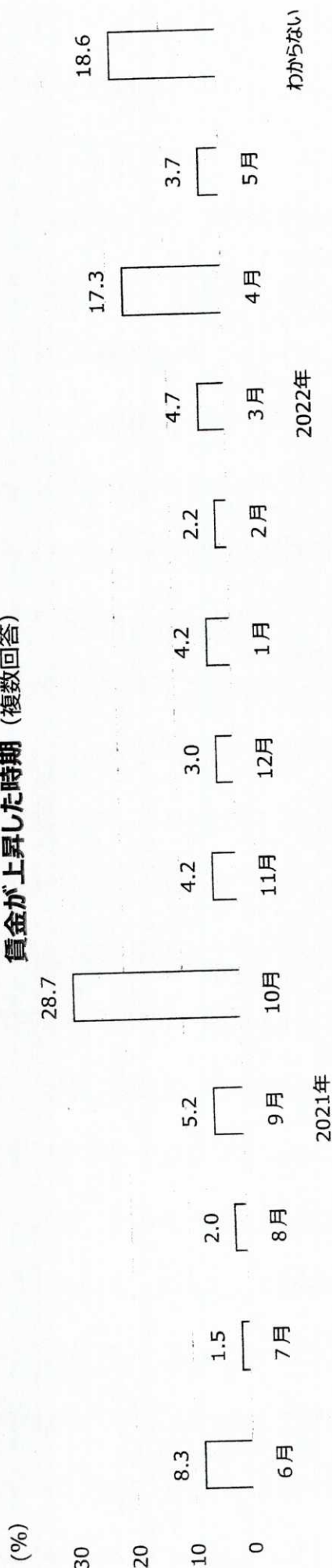


(注) 有効回答者 (2,895人) について集計。賃金増上額は、過去1年以内に時間当たり賃金の増上があった者 (1,228人) について集計。

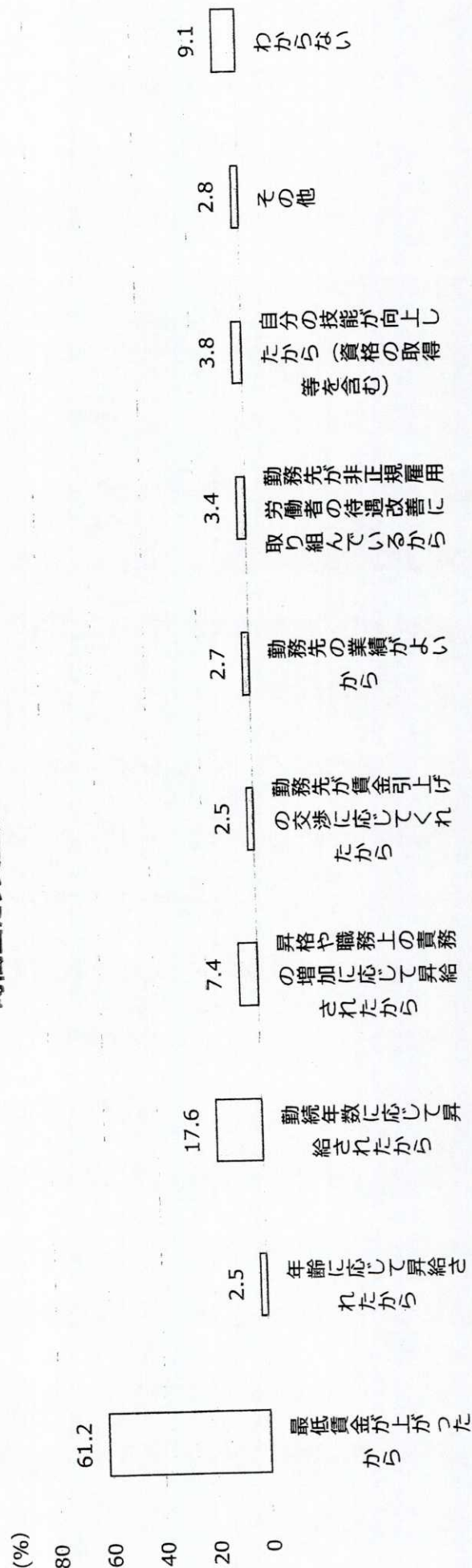
過去1年以内の時間当たり賃金上昇した時期及び理由

○ 最賃近傍雇用者について、過去1年間で時間当たり賃金上昇した時期は、「2021年10月」(28.7%)が最も多く、「2022年4月」(17.3%)が次いで多い。時間当たり賃金上昇した理由は、「最低賃金が上がったから」(61.2%)が最も多く、「2022年4月」(17.3%)が次いで多い。時間当たり賃金上昇した理由は、「最低賃金が上がったから」(61.2%)が最も多く、「2022年4月」(17.3%)が次いで多い。

賃金上昇した時期 (複数回答)



時間当たり賃金上昇した理由 (複数回答)



(注) 有効回答者 (2,895人) のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者 (1,228人) について集計。

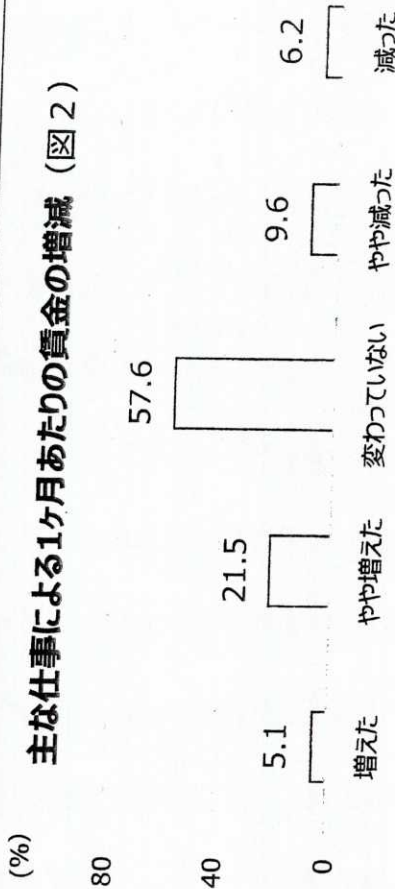
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者のモチベーション、暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、仕事のモチベーションへの影響を尋ねたところ、「変わっていない」が70.4%、「上がった」「やや上がった」が計25.1%となっている(図1)。また、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減を尋ねたところ、「変わっていない」が57.6%、「増えた」「やや増えた」が26.6%、「やや減った」「減った」が15.8%となっている(図2)。さらに、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が72.3%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計20.2%、「ゆとりが増えた」「ややゆとりが増えた」が計7.5%となっている(図3)。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.0%となっている(図4)。

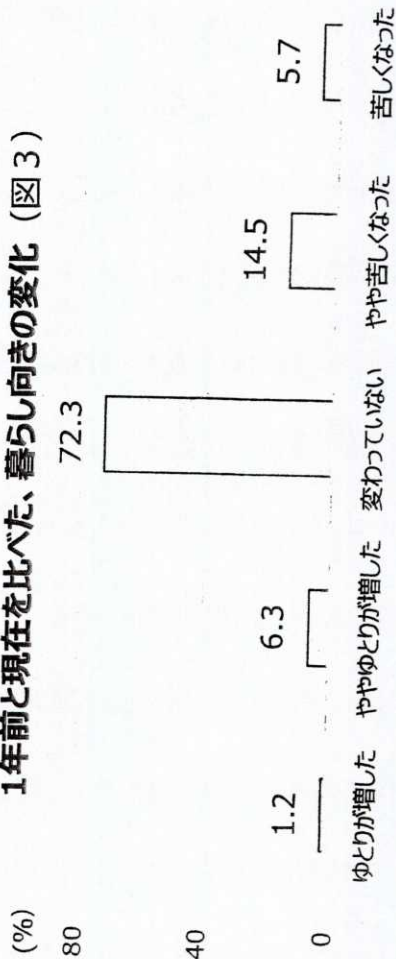
賃金上昇による仕事のモチベーションへの影響 (図1)



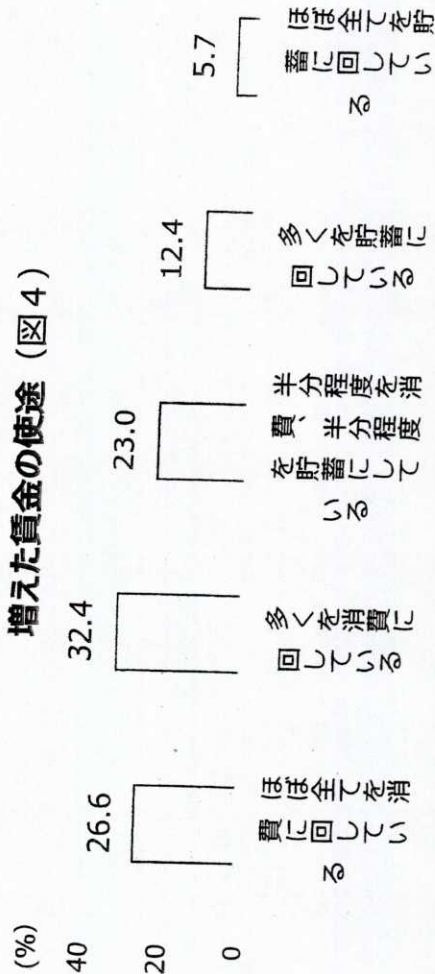
主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減 (図2)



1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化 (図3)



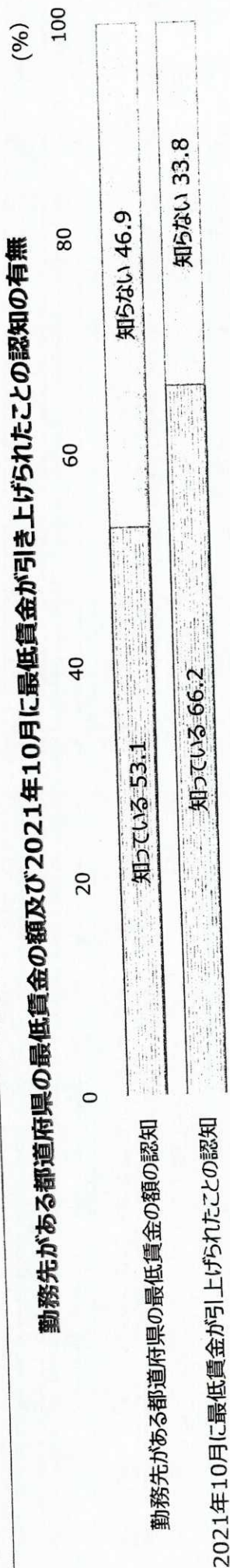
増えた賃金の使途 (図4)



(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者 (753人) について集計。増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者 (357人) について集計。

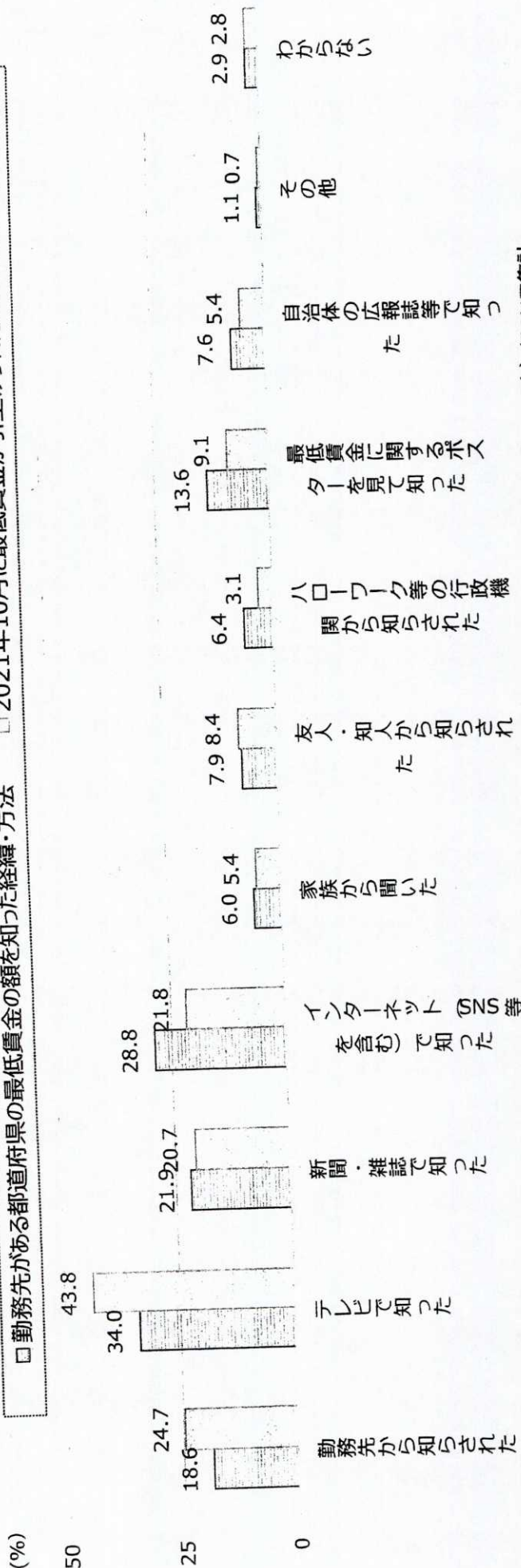
(参考)最低賃金額及び2021年10月の引き上げの認知の有無、知った経緯・方法

- ①勤務先がある都道府県の最低賃金の額と、②2021年10月に最低賃金が引き上げられたことについて「知っている」者は、最賃近傍雇用者のうち、それぞれ53.1%、66.2%となっており、知った経緯・方法としては、「テレビで知った」がいずれも最も多くなっている。



勤務先がある都道府県の最低賃金の額及び2021年10月に最低賃金が引き上げられたことを知った経緯・方法 (複数回答)

□ 勤務先がある都道府県の最低賃金の額を知った経緯・方法 □ 2021年10月に最低賃金が引き上げられたことを知った経緯・方法



(注) 勤務先がある都道府県の最低賃金の額及び2021年10月に最低賃金が引き上げられたことの認知の有無については、有効回答者 (2,895人) について集計。
 勤務先がある都道府県の最低賃金の額を知った経緯・方法については、額を「知っている」と回答した者 (1,536人)、2021年10月に最低賃金が引き上げられたことを知った経緯・方法については、引き上げられたことを「知っている」と回答した者 (1,918人) について集計。

令和4年7月12日（火）13時～
於 三田共用会議所 第四特別会議室（4階）

第2回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 令和4年賃金改定状況調査結果

資料 No. 2 生活保護と最低賃金

資料 No. 3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率

資料 No. 4 賃金分布に関する資料

資料 No. 5 最新の経済指標の動向

参考資料 No. 1 委員からの追加要望資料

参考資料 No. 2 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No. 3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上

令和4年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業、小売業
- (ウ) 学術研究、専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業、飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業、娯楽業
- (カ) 医療、福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 15,861 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,251	1,395	26.6%
B ランク	3,844	1,154	30.0%
C ランク	3,633	1,150	31.7%
D ランク	3,133	1,039	33.2%
合計	15,861	4,738	29.9%

4. 集計労働者 30,533 人

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和4年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和4年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和4年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和2年度分、令和3年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和4年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和4年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和3年6月分、令和4年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和3年6月分、令和4年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和3年6月分、令和4年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	計	1～6月 に賃金引 上げを実施 した事業 所	1～6月 に賃金引 下げを実施 した事業 所	7月以降 に賃金改 定を実施 しない事 業所の 割合	計	1～6月 に賃金引 上げを実施 した事業 所	1～6月 に賃金引 下げを実施 した事業 所	7月以降 に賃金改 定を実施 しない事 業所の 割合	計	1～6月 に賃金引 上げを実施 した事業 所	1～6月 に賃金引 下げを実施 した事業 所	7月以降 に賃金改 定を実施 しない事 業所の 割合	計	1～6月 に賃金引 上げを実施 した事業 所	1～6月 に賃金引 下げを実施 した事業 所	7月以降 に賃金改 定を実施 しない事 業所の 割合
A	100.0	36.8	2.0	45.7	100.0	30.4	3.1	50.2	100.0	35.9	2.7	47.8	100.0	41.3	1.1	38.8
B	100.0	34.7	0.5	50.4	100.0	37.3	0.5	45.6	100.0	27.7	0.3	57.3	100.0	35.8	0.9	47.1
C	100.0	37.7	1.1	45.9	100.0	37.4	0.8	45.1	100.0	32.1	1.3	50.3	100.0	49.4	0.0	41.7
D	100.0	39.2	1.2	45.7	100.0	42.7	0.0	41.8	100.0	33.5	2.0	49.7	100.0	51.3	0.0	37.3
計	100.0	36.9	1.3	46.8	100.0	35.1	1.6	46.9	100.0	32.7	1.7	50.8	100.0	43.2	0.7	40.8
R 3 年	100.0	36.3	1.5	48.8	100.0	33.3	0.7	51.8	100.0	38.8	1.2	44.6	100.0	43.2	1.9	43.8

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	計	1～6月 に賃金引 上げを実施 した事業 所	1～6月 に賃金引 下げを実施 した事業 所	7月以降 に賃金改 定を実施 しない事 業所の 割合	計	1～6月 に賃金引 上げを実施 した事業 所	1～6月 に賃金引 下げを実施 した事業 所	7月以降 に賃金改 定を実施 しない事 業所の 割合	計	1～6月 に賃金引 上げを実施 した事業 所	1～6月 に賃金引 下げを実施 した事業 所	7月以降 に賃金改 定を実施 しない事 業所の 割合	計	1～6月 に賃金引 上げを実施 した事業 所	1～6月 に賃金引 下げを実施 した事業 所	7月以降 に賃金改 定を実施 しない事 業所の 割合
A	100.0	30.7	0.9	48.3	100.0	24.3	1.1	54.0	100.0	59.7	1.2	28.9	100.0	36.9	2.6	49.9
B	100.0	25.5	0.8	57.6	100.0	24.1	1.2	59.7	100.0	63.0	0.0	28.1	100.0	42.6	0.0	44.9
C	100.0	27.7	0.0	53.2	100.0	24.9	2.5	55.6	100.0	69.3	0.5	19.8	100.0	39.9	2.7	46.0
D	100.0	29.4	0.6	54.1	100.0	30.9	0.6	56.1	100.0	64.1	0.6	22.8	100.0	41.6	2.4	45.8
計	100.0	28.6	0.6	52.4	100.0	25.4	1.4	55.9	100.0	63.2	0.7	25.8	100.0	39.8	2.0	47.0
R 3 年	100.0	23.8	1.6	61.6	100.0	19.7	4.2	61.7	100.0	59.8	0.8	28.5	100.0	33.3	1.3	53.3

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

		賃金引上げ実施事業所										賃金引下げ実施事業所										賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計											
		産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究・専門・ 技術サー ビス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究・専門・ 技術サー ビス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究・専門・ 技術サー ビス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)								
ラング																																	
A		3.7	3.3	3.3	4.5	5.1	3.8	3.2	3.1	-15.5	-9.0	-12.7	-16.3	-19.6	-16.7	-45.8	-15.4	1.0	0.7	0.9	1.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.0	0.7	0.9	1.7	1.4	0.7	1.4	0.7
B		3.1	3.0	3.2	3.3	3.7	3.3	2.6	3.3	-14.7	-2.0	-8.5	-11.6	-30.0	-15.0			1.0	1.1	0.8	1.1	0.7	0.6	1.7	1.4	1.0	1.1	0.8	1.1	0.7	0.6	1.7	1.4
C		3.5	3.7	3.0	4.1	4.2	2.3	3.2	4.4	-10.8	-6.5	-5.8			-21.9	-18.6	-9.4	1.2	1.3	0.9	2.0	1.2	0.0	2.1	1.5	1.2	1.3	0.9	2.0	1.2	0.0	2.1	1.5
D		3.9	4.6	3.0	3.4	4.9	7.4	3.0	4.2	-23.0		-15.6		-50.0	-21.5	-13.8	-35.0	1.3	2.0	0.7	1.7	1.1	2.2	1.9	0.9	1.3	2.0	0.7	1.7	1.1	2.2	1.9	0.9
計		3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-36.7	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1
R 3 年		3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	-4.1	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.3 %	2.5 %	4.5 %	0.64	1.4 %	2.3 %	4.0 %	0.57	1.5 %	2.2 %	3.6 %	0.48	1.5 %	3.0 %	4.3 %	0.47
B	1.0	2.0	4.1	0.78	1.1	2.0	4.0	0.73	1.0	1.9	4.2	0.84	1.4	2.3	3.6	0.48
C	1.0	2.1	4.0	0.71	1.5	2.6	4.0	0.48	1.0	2.0	3.2	0.55	1.2	2.9	4.4	0.55
D	1.0	2.0	3.9	0.73	1.2	2.0	5.8	1.15	1.0	1.7	3.5	0.74	1.0	1.5	3.5	0.83
計	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56
R3年	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業 (他に分類されないもの)			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	2.0 %	4.0 %	7.8 %	0.73	1.8 %	3.0 %	5.0 %	0.53	1.0 %	2.0 %	4.0 %	0.75	1.0 %	2.0 %	3.7 %	0.68
B	1.1	2.5	5.0	0.78	1.1	2.1	5.5	1.05	1.0	1.6	3.2	0.69	1.0	2.0	4.1	0.78
C	1.0	2.7	5.3	0.80	1.0	2.0	3.0	0.50	0.9	1.6	4.0	0.97	1.0	2.6	5.0	0.77
D	1.0	2.4	4.6	0.75	1.4	4.7	5.8	0.47	1.0	2.0	3.5	0.63	1.4	2.5	4.5	0.62
計	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74
R3年	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

(%, %)

[illegible]

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

産業 形態 ランク	産業計			製造業			卸売業、小売業			学術研究、専門・技術サービス業			宿泊業、飲食サービス業			生活関連サービス業、娯楽業			医療、福祉			サービス業（他に分類されないもの）											
	1時間当たり 賃金額		賃金 上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金 上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金 上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金 上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金 上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金 上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金 上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金 上昇率									
	R 3年 6月	R 4年 6月		R 3年 6月	R 4年 6月		R 3年 6月	R 4年 6月		R 3年 6月	R 4年 6月		R 3年 6月	R 4年 6月		R 3年 6月	R 4年 6月		R 3年 6月	R 4年 6月		R 3年 6月	R 4年 6月		R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年 6月	R 4年 6月			
	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
一般 パート 計	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
一般 パート 計	A	1,738	1,761	1.3	0.7	1,742	1,769	1.5	1.3	1,786	1,799	0.7	0.7	1,940	1,975	1.8	-0.8	1,527	1,548	1.4	-1.7	1,512	1,533	1.4	1.4	1,584	1,612	1.8	1.8	1,870	1,889	1.0	1.5
	B	1,536	1,557	1.4	-0.1	1,549	1,573	1.5	0.0	1,525	1,535	0.7	-0.1	1,595	1,627	2.0	-1.0	1,370	1,385	1.1	0.9	1,288	1,278	-0.8	-0.5	1,642	1,683	2.5	0.9	1,544	1,554	0.6	-0.9
	C	1,420	1,441	1.5	0.4	1,357	1,378	1.5	1.5	1,480	1,502	1.5	0.0	1,563	1,579	1.0	1.3	1,257	1,251	-0.5	1.4	1,264	1,296	2.5	0.1	1,419	1,451	2.3	0.7	1,478	1,489	0.7	-0.7
	D	1,324	1,351	2.0	0.5	1,342	1,362	1.5	1.2	1,336	1,361	1.9	0.6	1,591	1,603	0.8	0.7	1,117	1,167	4.5	-0.5	1,252	1,263	0.9	0.1	1,300	1,339	3.0	0.9	1,335	1,354	1.4	0.4
一般 パート 計	計	1,548	1,571	1.5	0.5	1,547	1,570	1.5	1.0	1,580	1,597	1.1	0.4	1,758	1,787	1.6	-0.3	1,353	1,372	1.4	-0.1	1,369	1,384	1.1	0.6	1,496	1,531	2.3	1.2	1,613	1,629	1.0	0.3
	A	1,223	1,245	1.8	0.3	1,139	1,165	2.3	2.4	1,178	1,195	1.4	0.2	1,461	1,491	2.1	-3.8	1,146	1,169	2.0	0.2	1,080	1,093	1.2	-0.4	1,408	1,439	2.2	0.7	1,241	1,268	2.2	0.2
	B	1,072	1,085	1.2	0.4	1,071	1,090	1.8	0.3	1,032	1,046	1.4	0.2	1,173	1,172	-0.1	-0.7	999	1,008	0.9	0.6	999	993	-0.6	0.3	1,287	1,302	1.2	-0.2	1,128	1,165	3.3	2.3
	C	1,007	1,024	1.7	0.4	974	994	2.1	1.0	997	1,018	2.1	0.7	1,055	1,065	0.9	0.1	949	962	1.4	-0.2	960	965	0.5	-1.0	1,167	1,180	1.1 <th>1.0</th> <th>1,030</th> <th>1,060</th> <th>2.9</th> <th>2.2</th>	1.0	1,030	1,060	2.9	2.2
一般 パート 計	D	974	989	1.5	-0.2	986	994	0.8	-1.5	969	984	1.5	0.7	1,064	1,071	0.7	-0.4	903	909	0.7	-0.1	1,033	1,019	-1.4	-3.4	1,053	1,088	3.3	-1.2	1,032	1,068	3.5	2.6
	計	1,106	1,123	1.5	0.2	1,066	1,088	2.1	1.1	1,069	1,085	1.5	0.4	1,257	1,265	0.6	-1.7	1,028	1,043	1.5 <th>0.2</th> <th>1,025</th> <th>1,028</th> <th>0.3</th> <th>-0.8</th> <th>1,298</th> <th>1,319</th> <th>1.6<th>0.3</th><th>1,140</th><th>1,171</th><th>2.7</th><th>0.8</th></th>	0.2	1,025	1,028	0.3	-0.8	1,298	1,319	1.6 <th>0.3</th> <th>1,140</th> <th>1,171</th> <th>2.7</th> <th>0.8</th>	0.3	1,140	1,171	2.7	0.8

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	82.0	4.3	1.1	12.5
B	100.0	80.2	7.6	1.5	10.7
C	100.0	82.3	5.2	2.7	9.8
D	100.0	74.9	8.7	3.2	13.2
計	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6
R 3年	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						（%）
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	
A	100.0	14.8	1.7	11.8	62.9	8.7	100.0	15.7	0.8	11.8	63.7	7.9	100.0	12.9	2.1	10.5	67.4	7.2	100.0	20.7	1.3	18.2	49.1	10.6	
B	100.0	12.7	1.7	15.1	62.6	7.9	100.0	12.1	5.0	13.8	59.5	9.6	100.0	12.6	1.0	17.3	62.3	6.8	100.0	13.7	0.0	14.3	60.1	11.9	
C	100.0	17.0	1.6	13.8	61.3	6.3	100.0	21.3	1.5	13.0	59.9	4.3	100.0	18.0	1.3	13.2	62.4	5.1	100.0	13.9	2.4	12.4	70.0	1.4	
D	100.0	14.2	0.9	13.9	62.7	8.2	100.0	13.2	0.6	13.8	59.1	13.3	100.0	13.8	0.4	14.2	62.8	8.8	100.0	14.1	3.3	11.6	64.9	6.1	
計	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7	
R 3 年	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5	

ランク	宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	15.3	2.1	11.2	59.3	12.0	100.0	15.9	2.7	13.9	58.3	9.1	100.0	14.5	1.7	6.2	67.8	9.9	100.0	12.0	0.7	14.0	68.4	5.0
B	100.0	11.7	1.1	17.0	61.1	9.0	100.0	11.1	2.9	10.0	69.9	6.0	100.0	19.7	0.0	17.2	58.7	4.3	100.0	12.4	0.0	9.8	68.3	9.4
C	100.0	16.8	1.2	16.4	57.1	8.5	100.0	9.3	1.6	15.0	61.6	12.6	100.0	22.9	2.6	21.6	43.9	8.9	100.0	14.0	2.5	6.2	73.8	3.5
D	100.0	11.5	1.1	11.3	66.0	10.1	100.0	14.3	3.3	20.1	61.8	0.4	100.0	22.0	0.0	23.1	41.6	13.4	100.0	16.6	0.0	6.1	75.8	1.6
計	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0
R3年	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2

(注) 事由1 昨年同様 7月以降発生率の平均

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)	
令和3年	令和4年
40.1	40.9

2 男女別労働者数比率

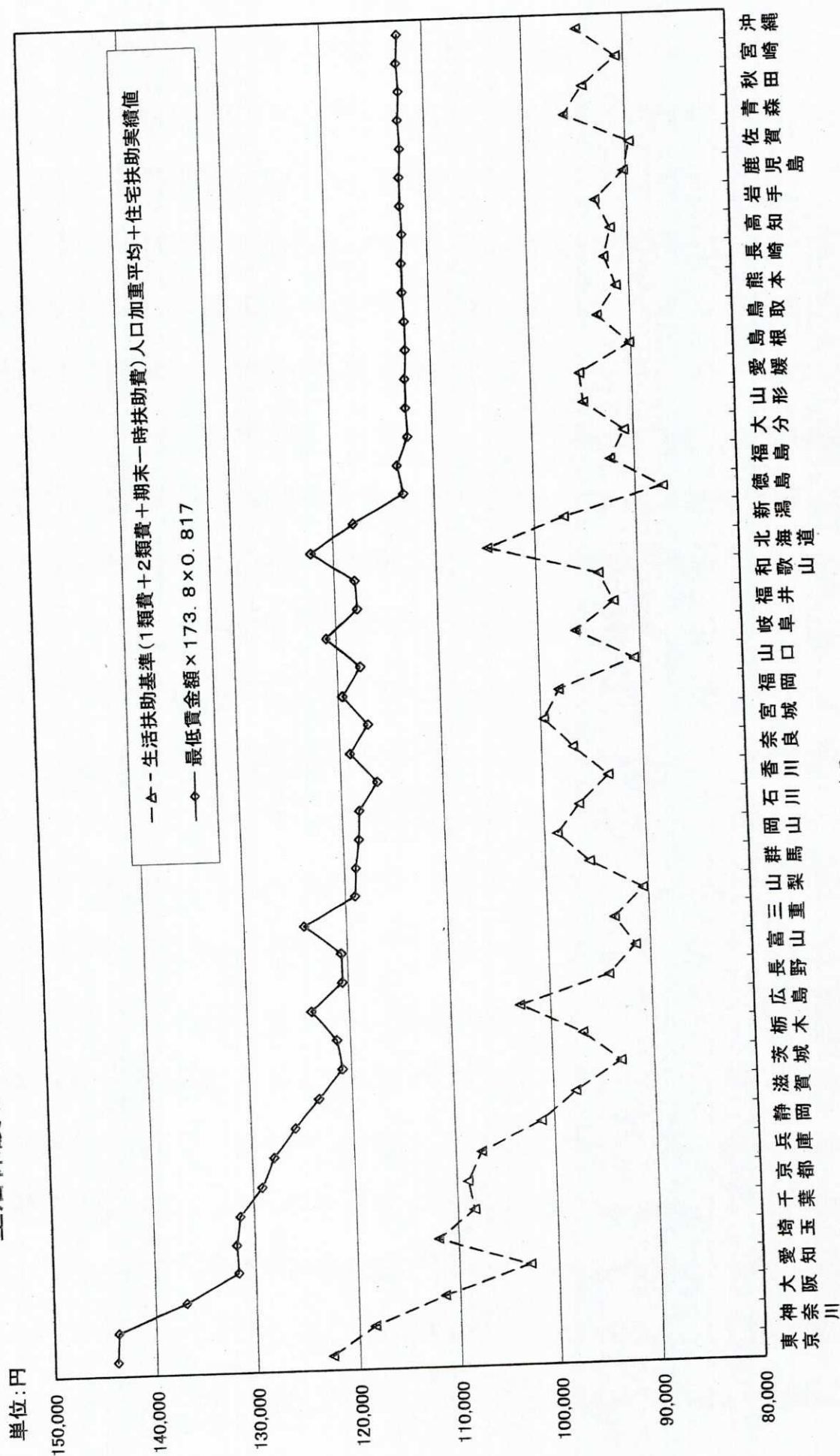
	(%)	
	令和3年	令和4年
男性	42.1	42.0
女性	57.9	58.0

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)	
令和2年度	令和3年度
243.3	242.9

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金



三
川
時
正
助
鐵
一
七
八
一
九
歳
身
の
物
で
あ
る
。

注1)生活扶助基準(1類費+2類費+3類費)×1.25(1.25倍)算出。

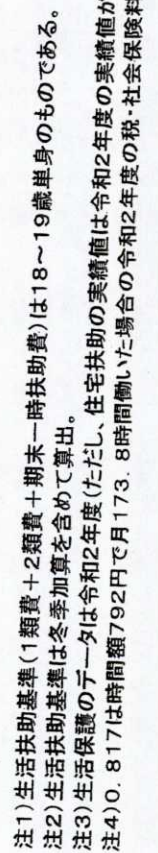
(注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期未一時扶別貢)は、昭和元年度の実績値を含めて算出。令和元年度の実績値が未公表のため、令和元年度の望續値を使用している。

注2)生活扶助基準は冬季加算を旨として算出。
注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和2年度のものである。ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が不明なため、令和2年度の総所得に対する比率。

注4)0.817は時間額792円で月173.8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総額に占める割合を示す。

令和3年度最低賃金
改定額反映版

160,000



都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和2年度 データに基 づく乖離額 (A)	令和3年度 地域別最低 賃金引上げ額 (B)	最新の 乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の 目安小委で 示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.817→0.817) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△123	28	△151	△119	△32	△28	0	△4	0
青森	△117	29	△146	△117	△29	△29	0	0	0
岩手	△137	28	△165	△137	△28	△28	0	0	0
宮城	△123	28	△151	△120	△31	△28	0	△3	0
秋田	△130	30	△160	△129	△30	△30	0	0	0
山形	△125	29	△154	△125	△29	△29	0	0	0
福島	△150	28	△178	△150	△28	△28	0	0	0
茨城	△194	28	△222	△195	△27	△28	0	1	0
栃木	△172	28	△200	△171	△29	△28	0	△1	0
群馬	△164	28	△192	△162	△29	△28	0	△1	0
埼玉	△139	28	△167	△136	△32	△28	0	△4	0
埼玉	△139	28	△167	△136	△32	△28	0	△4	0
千葉	△162	28	△190	△158	△32	△28	0	△6	0
東京	△149	28	△177	△143	△34	△28	0	△6	0
神奈川	△178	28	△206	△171	△34	△28	0	△1	0
新潟	△147	28	△175	△146	△29	△28	0	△2	0
富山	△205	28	△233	△203	△30	△28	0	△1	0
石川	△154	28	△182	△153	△29	△28	0	△1	0
福井	△179	28	△207	△178	△29	△28	0	0	0
山梨	△201	28	△229	△201	△28	△28	0	△1	0
長野	△186	28	△214	△185	△29	△28	0	0	0
岐阜	△174	28	△202	△174	△28	△28	0	△2	0
静岡	△171	28	△199	△170	△30	△28	0	△3	0
愛知	△203	28	△231	△200	△31	△28	0	△1	0
三重	△216	28	△244	△215	△29	△28	0	△2	0
滋賀	△179	28	△207	△178	△30	△28	0	△4	0
京都	△142	28	△170	△138	△32	△28	0	△6	0
大阪	△179	28	△207	△173	△34	△28	0	△4	0
兵庫	△143	28	△171	△139	△32	△28	0	△1	0
奈良	△156	28	△184	△155	△29	△28	0	△1	0
和歌山	△170	28	△198	△170	△29	△28	0	△1	0
鳥取	△136	29	△165	△135	△30	△29	0	△1	0
島根	△158	32	△190	△157	△33	△32	0	△5	0
岡山	△139	28	△167	△134	△33	△28	0	△6	0
広島	△145	28	△173	△140	△34	△28	0	△1	0
山口	△191	28	△219	△190	△29	△28	0	0	0
徳島	△181	28	△209	△181	△28	△28	0	△1	0
香川	△162	28	△190	△161	△29	△28	0	0	0
愛媛	△123	28	△151	△123	△28	△28	0	0	0
高知	△147	28	△175	△147	△28	△28	0	△4	0
福岡	△151	28	△179	△147	△32	△28	0	0	0
佐賀	△161	29	△190	△162	△29	△29	0	△1	0
長崎	△143	28	△171	△142	△29	△28	0	0	0
熊本	△150	28	△178	△151	△28	△28	0	△1	0
大分	△152	30	△182	△151	△31	△30	0	0	0
宮崎	△154	28	△182	△154	△28	△28	0	△1	0
鹿児島	△158	28	△186	△157	△29	△28	0	0	0
沖縄	△126	28	△154	△126	△28	△28	0	0	0

- ※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- ※2 生活保護のデータのうち、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。
- ※3 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成24～令和3年度）

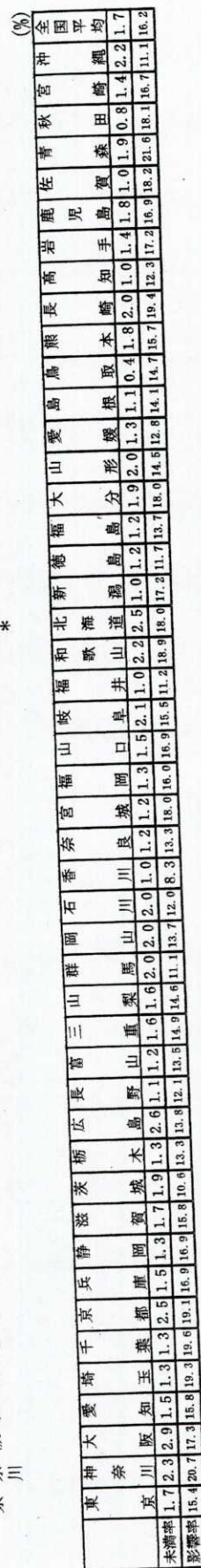
年度		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		749 (12)	764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)
Aランク	未満率 (%)	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9
	影響率 (%)	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4
Bランク	未満率 (%)	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7
	影響率 (%)	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9
Cランク	未満率 (%)	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7
	影響率 (%)	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4
Dランク	未満率 (%)	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5
	影響率 (%)	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9
計	未満率 (%)	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7
	影響率 (%)	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成24～令和3年）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

(1) 都道府県別未達率と影響率(令和3年)

(1) 都道府県別未満足率の影響率(全国加重平均) 1.7%
未満足率(全国加重平均) 16.2%



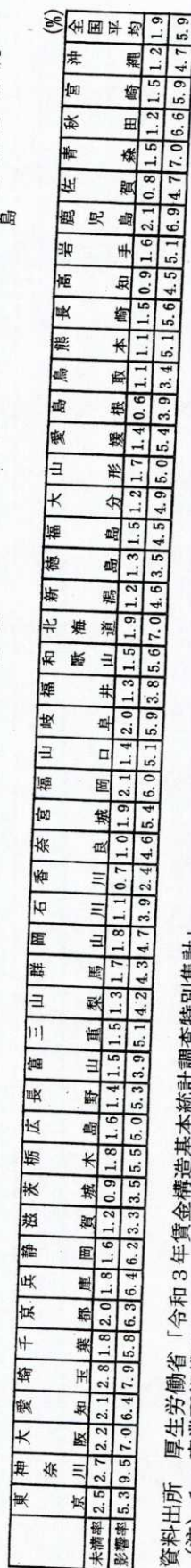
「令和3年最低賃金に関する基礎調査」

厚生労働省「令和3年最低賃金に関する基礎調査」資料出所
（注1）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
（注2）主たる収入は労働者から得るもの、パートタイム労働者などを含む。パートタイム労働者の場合、パートタイム労働者の平均賃金を算出した数値である。

(注2) 上記の影響率、未満率は、令和元年の人口動態統計表のうち「＊」のある県の数値は事業所数による復元を、

未滿率(全國加重平均) 1.9%

影響率(全國加重平均) 5.9%



資料出所
(注) 1 厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」
事業所別構造E1以下、品目別構造E1以下

未償率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、雑費、光熱費、住宅手当、5～9人の事業所に限る。）を対象としている。

（を所定内実労働時間数で除したものの。

